

令和5年度 集団指導資料

【障害児通所・入所編】

※当該資料に加え、指導監査室 HP 資料掲載サイトの「共通編【別冊】令和6年度報酬改定に関する資料」のうち、次の資料を持参してください。

- ・ No.1 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要
- ・ No.2 基準条例新旧対照表(児童福祉施設:最低基準)
- ・ No.3 基準条例新旧対照表(指定障害児通所支援)
- ・ No.4 基準条例新旧対照表(指定障害児入所施設)

令和6年3月

岡山県 子ども・福祉部
福祉企画課 指導監査室

適切な事業運営のために！

＜基準条例＞

○障害児通所支援

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例
(平成24年10月5日岡山県条例第49号)

＜基準省令＞

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
(平成24年2月3日厚生労働省令第15号)

＜解釈通知＞

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について
(平成24年3月30日障発0330第12号)

○障害児入所施設

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例
(平成24年10月5日岡山県条例第50号)

＜基準省令＞

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準
(平成24年2月3日厚生労働省令第16号)

＜解釈通知＞

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について
(平成24年3月30日障発0330第13号)



【参考書籍】事業者ハンドブック指定基準編（発行：中央法規出版株式会社）

＜報酬告示＞

○障害児通所支援

※資料記載のページについては、2023年版の青本のページを記載

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準
(平成24年3月14日厚生労働省告示第122号)

○障害児入所施設

児童福祉法に基づく指定入所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準
(平成24年3月14日厚生労働省告示第123号)

＜留意事項通知＞

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について (平成24年3月30日障発0330第16号)



【参考書籍】事業者ハンドブック報酬編（発行：中央法規出版株式会社）

※資料記載のページについては、2023年版の赤本のページを記載

目 次

主な関係法令・通知	• • • • 1
基準条例の県独自基準の概要	• • • • 2
第1 サービスの質の向上について	• • • • 8
第2 サービス提供の記録について	• • • • 9
第3 事業所運営上の留意点について	• • • 10
第4 実地指導での主な指摘事項(基準条例編)	• • • 13
第5 実地指導での主な指摘事項(報酬告示編)	• • • 36
第6 基準条例の改正概要	• • • 51
第7 主な報酬改定の内容	• • • 63

(参考資料)

① 児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について(平成31年2月28日付け厚生労働省通知)	• • • 67
② 学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について(平成31年2月28日付け厚生労働省通知)	• • • 73
③ 障害児通所支援事業所における緊急時の対応について (平成31年2月28日付け厚生労働省通知)	• • • 82
④ 障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について (令和5年7月4日付けこども家庭庁事務連絡)	• • • 84
⑤ バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策「こどものバス送迎・安全徹底プラン」について(令和4年10月12日付け厚生労働省事務連絡)	• • • 90
⑥ 「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」の策定について (令和4年12月20日付け厚生労働省事務連絡)	• • 102
⑦ 送迎用バスに対する安全装置の装備状況の調査(第2回)結果について (こども家庭庁)	• • 106
⑧ 障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて (令和4年2月28日付け厚生労働省事務連絡)	• • 108
⑨ 保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について (令和4年12月26日付け厚生労働省事務連絡)	• • 117

【主な関係法令・通知】

関 係 法 令 ・ 通 知	省 略 標 記
児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）	法
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年10月5日岡山県条例第49号）	通所基準条例
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）	通所基準省令
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号）	通所解釈通知
児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年10月5日岡山県条例第50号）	入所基準条例
児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第16号）	入所基準省令
児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第13号）	入所解釈通知
児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）	通所報酬告示
児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第123号）	入所報酬告示
児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）	留意事項通知
児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年10月5日岡山県条例第47号）	施設基準条例

※上記の法令・通知等はホームページ等でご確認ください。

- 厚生労働省 法令等データベースシステム

<http://www.mhlw.go.jp/hourei/>

- 岡山県子ども・福祉部福祉企画課指導監査室ホームページ中県条例のページ

<http://www.pref.okayama.jp/page/571262.html>

【基準条例の県独自基準の概要①】

(1) 人員の基準

栄養士の配置について（従業者の員数）【福祉型障害児入所施設のみ】

入所基準省令（第4条）	入所基準条例（第5条）
<p>従うべき基準 ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第五号の調理員を置かないことができる。</p>	<p>ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であって児童の栄養管理に支障がない場合は第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第五号の調理員を置かないことができる。</p>

<基準設定の理由>

発育途上の児童にとって、年齢に応じて栄養のバランスに配慮した適切な食事を提供することが重要であることから、40人以下の福祉型障害児入所施設であっても、栄養士を置かないことができるは、児童の栄養管理に支障がない場合に限定する。

<関係条項等>

施設基準条例（第49条）

(2) 運営の基準

ア 内容及び手続の説明及び同意【共通】

通所基準省令（第12条）	通所基準条例（第13条）
<p>参照すべき基準 重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p>重要事項を記した書面を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について書面により当該利用申込者の同意を得なければならない。</p>

<基準設定の理由>

利用申込者及び事業所双方の保護の立場から書面によって確認することを規定しているが、電磁的記録により行うことともできる。

<関係条項等>

入所基準省令（第6条）、入所基準条例（第7条）

イ 情報開示（「サービスの提供の記録」に第3項を追加）【共通】

通所基準省令（第21条）	通所基準条例（第22条）
—	<p>③ 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者から第1項の規定による記録（支援の提供日、内容その他必要な事項）の開示を求められた場合は、当該給付決定保護者に係る障害児の不利益にならない範囲において可能な限り開示するよう努めなければならない。</p>

<基準設定の理由>

通所（入所）給付決定保護者等への正確な情報提供を行うため、積極的に情報開示を行うことを努力義務とする。

<関係条項等>

入所基準条例（第16条）

【基準条例の県独自基準の概要②】

ウ 金銭の支払の範囲等【共通】

通所基準省令（第22条）	通所基準条例（第23条）
<p>参酌すべき基準 通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。</p>	<p>通所給付決定保護者に対して説明を行い、書面によりその同意を得なければならない。</p>

＜基準設定の理由＞

保護者及び事業所双方の保護の立場から書面によって確認することを規定しているが、電磁的記録により行うこともできる。

＜関係条項等＞

入所基準省令（第16条）、入所基準条例（第17条）

エ 食事【障害児入所施設・児童発達支援センター】

通所基準省令（第31条）	通所基準条例（第32条）
<p>参酌すべき基準 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。 2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。</p>	<p>1（国省令の1項と2項の内容を統合） 2 指定児童発達支援事業所において、障害児に食事を提供するときは、地域で生産された旬の食材を活用し、季節、行事等に応じたものとなるよう努めなければならない。</p>

＜基準設定の理由＞

食の安全や食育、地場産品の消費拡大の観点から、季節感のある食事の提供を行うとともに、食事の地産地消に配慮することを努力義務とする。

＜関係条項等＞

施設基準条例（第14条）、入所基準省令（第26条）、入所基準条例（第27条）

【基準条例の県独自基準の概要③】

才 社会生活への配慮（社会生活上の便宜の供与等）【共通】

通所基準省令（第32条）	通所基準条例（第33条）
<p>参考すべき基準 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。</p>	<p>指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するよう努めなければならない。</p>

<基準設定の理由>

充実した日常生活につながるよう、障害児の個々の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するなど、幅広い取り組みを行うことを努力義務とする。

<関係条項等>

入所基準省令（第27条）、入所基準条例（第28条）

力 運営規程【共通】

通所基準省令（第37条他）	通所基準条例（第38条他）
<p>参考すべき基準 十一 虐待の防止のための措置に関する事項</p>	<p>十一 虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項</p>

<基準設定の理由>

運営規程に、虐待の早期発見及び虐待があった場合の対応に関する事項を定めることを義務とする。

<関係条項等>

入所基準省令（第34条）、入所基準条例（第35条）
※その他関係する条項（一般原則、虐待等の禁止）

【基準条例の県独自基準の概要④】

キ 非常災害対策【居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援を除く】

通所基準省令（第40条）	通所基準条例（第41条）
<p>参酌すべき基準</p> <p>指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。</p>	<p>指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、利用者の障害の状態及び地域の自然的・社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連絡の体制を整備し、それらの内容を定期的に従業者に周知しなければならない。</p>
<p>参酌すべき基準</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならぬ。</p>	<p>3 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、前項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならぬ。</p>
—	<p>4 指定児童発達支援事業者は、非常災害時における利用者等安全の確保が図られるよう、あらかじめ、市町村、近隣住民、障害福祉サービスを行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力をを行うための体制の整備に努めるるとともに、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p>
—	<p>5 指定児童発達支援事業者は、非常災害時において、障害者、乳幼児、高齢者等特に配慮を要する者の支援に努めるものとする。</p>

＜基準設定の理由＞

実効性の高い非常災害対策となるように、避難等の計画段階から想定される災害の種類ごとに具体的な対策を立て、必要な訓練を行うことを義務付ける。

施設の火災等においては、施設職員だけでは対応が必ずしも十分でない場合が多いことから、関係自治体、近隣住民、医療機関、他の社会福祉施設等との日常の連携を密にし、緊急時の応援・協力体制を確保することを努力義務とする。

また、災害時要援護者の支援を行うため、障害児入所施設や障害児通所支援事業所は、配慮を要する者の支援を努力義務とする。

＜関係条項等＞

施設基準条例（第6条）、入所基準省令（第37条）、入所基準条例（第38条）

【基準条例の県独自基準の概要⑤】

ク 虐待防止

通所基準省令（第45条）	通所基準条例（第46条）
<p>参考すべき基準</p> <p>指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 二 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 	<p>指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 二 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 三 前二号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 <p>3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する虐待の予防及び早期発見のため、県及び市町村が行う調査に協力しなければならない。</p>
入所基準省令（第42条）	入所基準条例（第43条）
<p>参考すべき基準</p> <p>指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 二 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 	<p>指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 二 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 三 前二号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 <p>3 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する虐待の予防及び早期発見のため、県及び市町村が行う調査に協力しなければならない。</p>

<関係条項等>

施設基準条例（第11条）

- 児童虐待の防止等に関する法律「第2条各号」に掲げる行為
 - 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
 - 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
 - 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- 児童福祉法「第33条の10各号」に掲げる行為
 - 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
 - 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
 - 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

第1 サービスの質の向上について

適切とはいえない事業所の例

以下のようなものは「不適切」として例示されています。

(H28.3.8厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議資料)

- ・テレビを見せているだけ、ゲーム等を渡して遊ばせているだけ。
- ・送迎に時間をかけ、営業時間のほとんどを車内で過ごさせる。
- ・利益を上げるために必要以上の頻度で通わせる（支給決定日数の多い自治体を探して参入している）。
- ・重度の障害児の受け入れを実質的に拒否している（支援の不十分さを伝え保護者側から断られる等）。



自事業所等に該当する部分がないか、改めて確認を！

自己評価

☆活用できるツール

児童発達支援ガイドライン

放課後等デイサービスガイドライン

- ・事業所職員向け自己評価表
- ・保護者向け支援評価表
- ・事業所における自己評価結果
(公表)



<概要>

- 1 利用児の特性・適正等を踏まえた環境・体制の整備
- 2 従業者の勤務体制の整備・資質向上の取り組み
- 3 設備・備品の整備
- 4 関係機関・地域との連携・交流
- 5 利用児・保護者への情報提供・相談援助
- 6 緊急時等の対応方法や非常災害への対策
- 7 業務改善の実施状況など



自己評価の実施・結果の公表

ポイント

- ・事業所等での役割ごとに設定
- ・自己評価及び利用者による評価ができる。



サービスの質の向上

第2 サービス提供の記録について

サービス提供記録の目的

- ① サービスの実施の証拠となるもの
- ② 保護者に確認を受けるためのもの
- ③ 利用児の訓練・活動の状況を把握するためのもの



(記載すべき内容)

- ① 基本事項（利用者名、利用年月日・時間）
- ② 利用者負担額等に係る事項
 - 送迎記録・食事等の提供
 - 欠席の際の連絡記録
 - 家庭連携加算等加算に関する記録
- ③ サービス提供の具体的な内容
(※加算に係るものについては、加算要件に係る日時・場所の記録等を含む)
 - 実施した訓練の内容・状況
 - 保護者等との相談の内容
 - 健康・心身の状態等の様子
 - イベント・外出等の実施状況
- ④ 保護者確認欄
- ⑤ その他特記事項（事故・身体拘束など）

記録はその児童にとって財産となりうるもの。

そのお子さんが当時どのような様子だったかを知ることができると貴重な財産。

次に引き継がれていくもの。

第3 事業所運営上の留意点について①

① 児童発達支援管理責任者の配置要件について

- 事業開始の日から、全ての要件を満たす者を配置しなければならない。

<要件>

- こども家庭長官が定める実務経験を満たすこと（実務経験3～8年）
- 相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了
- 児童発達支援管理責任者基礎研修修了
- 児童発達支援管理責任者実践研修修了

<児童発達支援管理責任者研修の見直しについて>

（共通編）参考資料7 参照

(H31年度～継続)

② 児童発達支援に配置すべき従業者

- 児童指導員、保育士、機能訓練担当職員（機能訓練を行う場合）、看護職員（医療的ケアを行う場合）
- 機能訓練担当職員又は看護職員の数を児童指導員又は保育士の合計数に含める場合は、**合計数の半数以上は児童指導員又は保育士**
- 時間帯を通じて2人以上（定員10人の場合）
- 1人以上は常勤

(H30年度～継続)

③ 自己評価結果等の公表及び届出について

放課後等ディサービス事業者は、平成29年4月1日から、児童発達支援事業者は、平成30年4月1日から、自己評価結果等の公表及び公表内容の指定権者への届出が義務付け。

- 自己評価結果等：質の評価及び改善の内容
- 公表方法：インターネットの利用その他の方法により広く公表（おおむね1年に一回以上）
- 指定権者への届出内容：公表方法及び公表内容
- 都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導すること。当該指導に従わない場合は、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。
- 通知での周知はしておりませんが、当然遵守すべき責務であるため、令和5年度中に公表を行い、当該内容について速やかに各県民局へ届け出てください。

※通所基準条例の改正あり

(R6年度一部改正)

第3 事業所運営上の留意点について②

④ 報酬区分の決定について（その1）

○児童発達支援

- サービス提供時間30分以上1時間30分以下⇒区分1
- サービス提供時間1時間30分超3時間以下⇒区分2
- サービス提供時間3時間超5時間以下⇒区分3

○放課後等デイサービス

《授業の終了後・学校休業日》

- サービス提供時間30分以上1時間30分以下⇒区分1
- サービス提供時間1時間30分超3時間以下⇒区分2
- サービス提供時間3時間超5時間以下⇒区分3

※ 区分3については、学校休業日のみ算定可

(R6年度改定)

⑤ 報酬区分の決定について（その2）

○児童発達支援

- 未就学児の割合が70%以上：区分I
- 未就学児の割合が70%未満：区分II

(R3年度～継続)

⑥ 児童指導員任用資格の取扱いについて

1 幼稚園の教諭の免許状を有する者

⇒ 地方公共団体からの提案に基づき、追加

2 短大卒業者、専門職大学前期課程修了者

⇒ 大学において、社会福祉学等を専修する学科等を修めて卒業した者には、含まれない。

(H31年度～継続)

第3 事業所運営上の留意点について③

⑦ 障害児通所支援事業所における緊急時の対応について

- ・ 「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」(H31.2.28付け、厚生労働省障害福祉部長通知)
- ・ 「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(H31.2.28付け、厚生労働省障害福祉部長通知)
(H30年度～継続)



○障害児通所支援事業所が「学校等」、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等」として整理

- ・ 一定の場合に市町村、児童相談所から利用児童について情報提供を求められる。
- ・ 児童虐待の早期発見・早期対応に努め、市町村や児童相談所等への通告や情報提供を速やかに行うこととされた。



○ポイント

- ・ 「障害児通所支援事業所における緊急時の対応について」
(H31.2.28付け、厚生労働省障害福祉課長通知)

障害児支援利用計画上利用が予定されていた幼児児童生徒等が、その理由の如何にかかわらず、利用の予定されていた日に欠席し、当該欠席日から数えて休業日を除き7日以上の間、当該幼児児童生徒等の状況を把握できない場合は、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村等に情報提供すること。

ただし、保護者以外の者から当該幼児児童生徒等の状況が把握できた場合（保育所等と併行通園をしている場合の保育所等への確認等）は上記の取扱いをしないことができる。

- ・ 上記の対応等により、情報元が障害児通所支援事業所となった場合には、保護者から情報元に関する開示の求めがあった際にも開示されない。

また、保護者から威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、組織として対応すると共に、市町村・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有し、連携して対応すること。

第4 実地指導での主な指摘事項①

※根拠条文として、通所基準条例を主に掲載しています。入所基準条例では同じ項目でも内容が異なる場合があります。対象となる事業の基準をご確認ください。

※「●」のある記載内容は、不適切な事例です。基準を遵守し、適切な運営に努めてください。

1 基本方針

指定障害児通所(入所)支援事業者等の一般原則 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第3条。

第三条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(第二十八条第一項において「通所支援計画」という。)を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、指定通所支援が障害児にとって適切かつ効果的なものとなるよう、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。)第五条第一項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

→ 青本P476~477

●サービス提供開始後に、個別支援計画が作成され、説明同意日もサービス提供後である。

暫定的な内容であっても、サービス提供開始日までに当該利用者の個別支援計画を作成し、また、保護者及び障害児に当該計画について説明し、書面によりその同意を得た後に、当該計画に基づき支援を行ってください。

なお、暫定的な個別支援計画を作成した場合は、早期にモニタリング（継続的なアセスメントを含む。）を実施し、当該計画の見直しを行い、必要に応じて、個別支援計画の変更を行ってください。



●人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な措置を講じていない。

- ・虐待防止責任者を設置していない。
- ・従業者に対し、虐待防止に関する研修を実施していない。
- ・従業者に対し、他の従業者等による虐待を受けたと思われる障害児を発見した場合に、速やかに、これを市町村等に通報しなければならないことを周知していないかった。

●人権擁護、虐待防止のための体制を整備しているが、虐待案件が発生した。

- 虐待防止責任者を設置し、重要事項説明書等に明記してください。
- 従業者に対する虐待防止に関する研修体制を整備してください。
- 従業者に通報義務及び通報先（通所：市町村、入所：県民局健康福祉部等）を周知してください。
- 虐待案件が発生しているか否かにかかわらず、体制が有効に機能しているか検証するとともに、各従業者の意識の定着を図ってください。

第4 実地指導での主な指摘事項②

2 人員に関する基準

従業者の員数 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第5条。

第六条 指定児童発達支援の事業を行う者(以下「指定児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)(児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 児童指導員(児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成二十四年岡山県条例第四十七号)第二十七条第六項の児童指導員をいう。以下同じ。)又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、又は口に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれ又は口に定める数以上

イ 障害児の数が十までのもの 二以上

ロ 障害児の数が十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

二 児童発達支援管理責任者(障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。) 一以上

2 ~略~

3 ~略~

4 ~略~

5 第一項第一号及び第二項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

6 第一項第一号の児童指導員、保育士のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

7 第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第一号に掲げる従業者の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

8 第一項第二号の児童発達支援管理責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

→ 青本P 481~488

- 定員（10名）を超えて利用児を受け入れているのに、必要な人員を配置していない。
- 毎月の勤務実態管理ができておらず、人員基準を満たしているかどうかが曖昧な状況であった。
- 2名（児童指導員又は保育士）の配置が必要な時間帯であるにも関わらず、1名しか配置できていない時間帯が常態化している。
- 一人で複数の職を兼務するなど、兼務の状況が過剰となっている。
- 児発管が児童に対して直接支援の提供を行っていた。

※従業者の員数については、各基準に定められるものによること。

- ・基準条例中「障害児の数」とあるのは、定員ではなくサービス単位ごとの実利用者の数を言うものであることに注意すること。したがって、定員が10人であっても11人を受け入れた日については必要な児童指導員又は保育士の合計数は3となる。
- ・日中一時支援等の他の事業や送迎、従業者の休暇等により人員が不足しないよう注意すること。



第4 実地指導での主な指摘事項③

3 設備に関する基準

設備 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第6条。

第十条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第一項の設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

➤ 青本P 489~490

- 指定障害児通所支援の事業の用に供する指導訓練室について、当該事業所が行っている地域生活支援事業の日中一時支援事業と明確に区分されず、両事業の利用者が混在する状態となっていた。

第4 実地指導での主な指摘事項④

4 運営に関する基準

内容及び手続の説明及び同意 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第7条。

第十三条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った通所給付決定保護者(以下「利用申込者」という。)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第三十八条の運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した書面を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について書面により当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

※赤字については、県独自基準（電磁的記録によることも可）。

青本P 490~491

- 重要事項説明書に、事故発生時の対応、苦情解決の体制及び第三者評価の実施状況等必要な事項が記載されていない。

重要事項説明書に記載すべき内容として次の項目が考えられます。

- ① 事業者、事業所の概要（名称、住所、所在地、連絡先など）
- ② 運営規程の概要
 - ・ 事業の目的及び運営の方針
 - ・ 営業日及び営業時間
 - ・ サービスの内容とその料金
 - ・ サービスの利用に当たっての留意事項
 - ・ 非常災害対策
 - ・ 虐待の防止のための措置に関する事項
 - ・ 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - ・ 利用定員
 - ・ 通常の事業の実施地域
 - ・ 緊急時の対応方法
 - ・ 主たる対象とする障害の種類
 - ・ その他運営に関する重要な事項
- ③ サービス提供開始（予定）年月日
- ④ 苦情を受け付けるための窓口



※【社会福祉法(抜粋)】

第77条 社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用するための契約(厚生労働省令で定めるものを除く。)が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容
- 三 当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

- 利用契約書について、サービスの提供開始年月日を記載する等必要な記載事項が網羅されていない。
- 「重要事項説明書」と「運営規程」とで内容（営業日時、通常の事業の実施地域など）が相違している。

利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記載した重要事項説明書の内容は、事業の運営についての重要な事項を規定した運営規程の内容と整合するものでなければなりません。

なお、運営規程の内容を変更した場合は、変更届の提出が必要です。



第4 実地指導での主な指摘事項⑤

契約支給量の報告等 ※基準は児童発達支援を引用

第十四条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量(次項において「契約支給量」という。)その他の必要な事項(第三項及び第四項において「通所受給者証記載事項」という。)を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前三項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

青本P 491～492

●利用契約をした際の市町村への受給者証記載事項等の報告が遅れた。

●通所受給者証等に契約内容が記載されていない。

指定児童発達支援等の利用に係る契約や契約内容（日数）を変更（契約の終了を含む。）したときは、通所受給者証へ記載の上、「契約内容報告書」により受給者証記載事項を市町村に遅滞なく報告してください。



受給資格の確認 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第11条。

第十八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定がなされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめるものとする。

青本P 492～493

●障害児の受給者証の写しを取るなどの方法による確認をしていない。

●障害児の受給者証の写しについて、給付決定期間の有効期限が切れたままで更新されていない。

●受給者証記載事項その他必要な事項の市町村への通知がすぐになされていない。

サービスの提供の記録 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第16条

第二十二条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、その都度、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者から第一項の規定による記録の開示を求められた場合は、当該給付決定保護者に係る障害児の不利益にならない範囲において可能な限り開示するよう努めなければならない。

青本P 494

※赤字については、県独自基準。

●サービス提供の記録に際し、通所給付決定保護者からサービスを提供した旨の確認を後日まとめて受けている。

●サービス提供記録に記載した内容について、給付決定保護者から確認を受けていない。

第4 実地指導での主な指摘事項⑥

給付決定保護者及び事業者が、その時点でのサービスの利用状況等を把握できるようにするため、事業者は、サービスを提供した際には、当該サービスの提供日、提供したサービスの具体的な内容等、利用者負担額等に係る必要な事項を、サービス提供の都度記録するとともに、記録した内容について給付決定保護者の確認を得なければなりません。また、サービス提供記録には、今後のサービス提供に活かすことができるよう障害児の心身の状況等を詳細に記録することが必要です。（入所施設において、当該記録を適切に行うことができる場合は、後日一括記録して差し支えません。）



通所利用者負担額の受領 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第18条

第二十四条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用(指定児童発達支援事業所が児童発達支援センターである場合に限る。)
- 二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担せざることが適當と認められるもの

4 前項第一号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定児童発達支援事業者は、第一項から第三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

6 指定児童発達支援事業者は、第三項の費用に係る便宜の提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該便宜の内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

●保護者から適当でない費用の受領がある。

青本P 494~495

※障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて

(平成24年3月30日付け障発0330第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

青本P 736~738

障害児通所給付費の額に係る通知等 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第20条。

第二十六条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、第二十四条第二項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

青本P 496

- 給付決定保護者に対して、障害児通所給付費等の金額等を記載した代理受領の通知が発行されていない。
- 法定代理受領により障害児通所給付費の支給を受けて通所給付決定保護者へ額の通知を行う際に、明細書を添付していない。

第4 実地指導での主な指摘事項⑦

市町村等から通所給付費等の支払を受けたときは、本来の受領者である通所給付決定保護者に対して、代理受領した金額等を書面により通知しなければなりません。毎月、給付決定保護者1人1人に必ず交付することが必要です。



児童発達支援計画の作成等 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第22条。

第二十八条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画(以下この条及び第五十五条第二項第二号において「児童発達支援計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児との面接を行わなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならぬ。

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的な内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携について当該児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、前項の児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明を行い、書面によりその同意を得なければならない。

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。

8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。

9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、通所給付決定保護者に対し継続的に連絡を行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

一 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。

二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第二項から第七項までの規定は、第八項の児童発達支援計画 の変更について準用する。

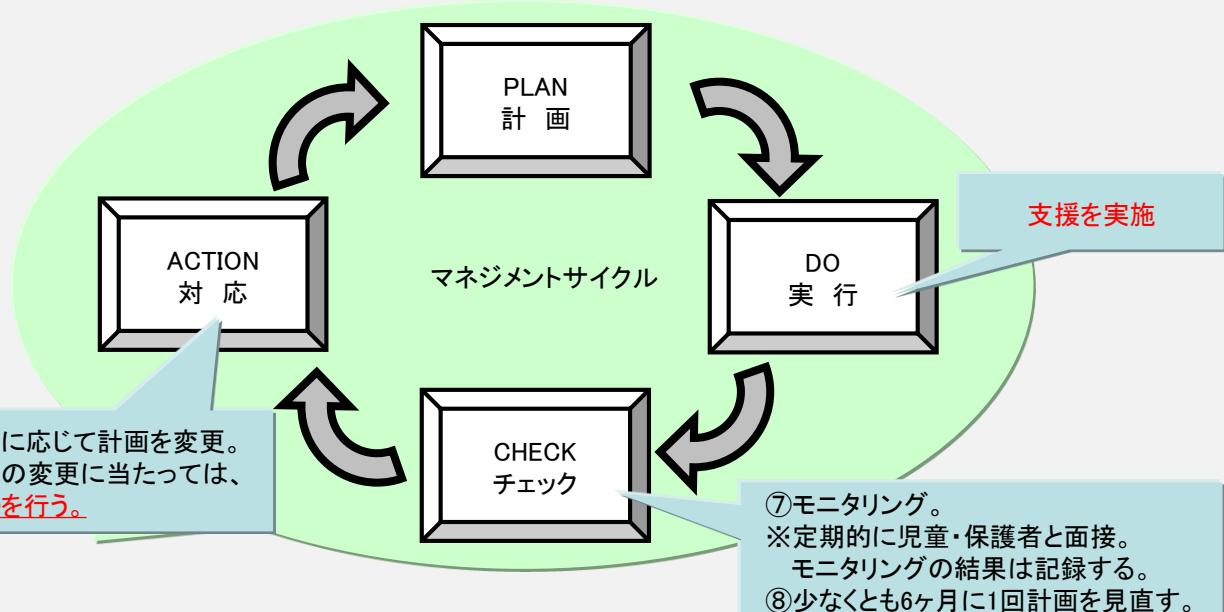
青本497～499

第4 実地指導での主な指摘事項⑧

- 個別支援計画の見直し（少なくとも6ヶ月に1回以上）が行われていない。
- アセスメントが計画原案の作成前に実施されていない。
- 個別支援計画書の様式について、記載する内容が不十分。
- 計画作成の際に、担当者会議が開催されていないまたは会議に関する記録が不十分。
- 児発管以外の者が作成している。
- 個別支援計画の原案が作成されていないまたは記録として残していない。
- 個別支援計画に「通所給付決定保護者及び障害児の生活に関する意向等」の記載がない。
- 口頭による同意しか得ておらず、書面による同意を得ていなかった。

(参考)平成28年度岡山県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修 共通講義資料(一部体裁変更)

- ①児童・保護者と面接(アセスメントのため) ※面接前には面接の主旨を児童・保護者に説明し、理解を得る。
- ②アセスメントを行い、支援内容を検討。
- ③計画の原案を作成。※この中には家族に対する援助や他サービスとの連携も位置付ける。
- ④担当者会議を開催し、計画の原案に対して意見を求める。
- ⑤児童・保護者に計画について説明。書面(電磁的記録可)により同意を得る。
- ⑥保護者に計画を交付。



- ・障害児の状況等の的確な把握 障害児及び家族の相談に適切に応じ、かつ必要な助言その他の援助。
- ・他従業者に対する技術指導及び助言。

第4 実地指導での主な指摘事項⑨

運営規程 ※基準は児童発達支援を引用。医療型児童発達支援は第64条、保育所等訪問支援は第80条。
入所支援は入所基準条例第35条。

第三十八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要な事項に関する規程(第四十四条第一項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- 一 目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービスの利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 十一 虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項
- 十二 その他運営に関する重要な事項

▶ 青本P 502~504

●運営規程に規定された内容と実態が相違（祝日の営業、夏季休暇等の期間、送迎等）している。

●運営規程と重要事項説明書（及び重要事項の掲示）の間で内容が相違している。

※運営規程の項目については、各基準の運営規程の項目によるものとすること。

●虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項についての記載がない又は不十分。

勤務体制の確保等 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第36条。

第三十九条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

▶ 青本P 504~506

●事業所ごとに作成すべき勤務予定表（原則として月ごと）が作成されていない。

●全ての従業者（管理者、医師、看護職員等を含む）が記載された勤務予定表となっていない。

●勤務予定表に従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、兼務関係等が明記されていない。

●出勤簿に従業者の勤務時間の記載がない。

●管理者及び従業者等（特に非常勤職員等の短時間雇用従業者）の勤務条件が雇用契約書等により明確になっていない。

第4 実地指導での主な指摘事項⑩

- 従業者の労働環境が害されることを防止するための方針が明確化されていない。
- 研修が計画的に実施されていない。
- 非常勤の従業員について研修が実施されていない。
- 研修（内部、外部を含む）の実施記録等が保存されていない。

勤務予定表は、月ごとにそれぞれの事業所（施設）で作成する必要があります。作成に当たっては、管理者を含めた当該事業に関する従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、他の職種等との兼務関係を明確にしたものとしてください。

複数の障害児通所支援等の事業を多機能型として行っている場合は、それぞれの事業の勤務体制を含めた勤務予定表として作成しても差し支えありません。

従業者が複数の職種を兼務している場合（管理者が児童発達支援管理責任者を兼務している場合を除く）は、職種ごとの勤務時間を明記する必要があります。

管理者は、常に事業所（施設）の人員基準が満たされているかどうか、勤務予定表等により管理してください。

また、通所給付費等の算定において人員欠如減算の対象となる事業については、従業者の勤務実績時間数を把握し、人員基準を満たしているかを毎月確認してください。



常勤・非常勤を問わず、従業者に労働条件（雇用期間、就業場所、従事する業務、勤務時間等）を書面で示すことが必要です。（労働条件通知書・雇用契約書等を作成し、交付する。）

より良いサービスの提供は、より良い労働条件の下でのみ確保されるとの考え方から、労働基準法等労働関係法令を遵守することが大切です。

また、法人代表、役員が管理者、児童発達支援管理責任者等の常勤従業者となる場合も、就業場所、従事する業務、勤務時間等を明らかにしてください。



職場におけるセクシャルハラスメント、パワーハラスメントなどにより、従業者の労働環境が害されることのないよう、事業所内での方針の明確化等、必要な措置を講じる必要があります。

（例：ハラスメント対策マニュアルの策定、相談窓口の設置 など）



研修については、「障害特性に応じた支援方法」等を内容に盛り込み、従業者の資質向上のための研修機会を計画的に確保してください。実施後は資料等も含め、記録を残してください。

事業所として、取り組むべき研修の内容としては、従業者の技術向上のほかに、職員のモラル、感染症、事故やヒヤリハット、虐待防止、苦情対応などが考えられます。研修に参加できなかった従業者や新規従業者のためなどに記録を残し、個別に対応するなどして従業者の質の向上に努めてください。



第4 実地指導での主な指摘事項⑪

業務継続計画の策定等 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第36条の2。

第三十九条の二 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

▶ 青本P 506~508

- 業務継続計画が策定されていない。
- 従業者に対し、業務継続計画の内容の周知、研修及び訓練が実施されていない。
- 業務継続計画は策定されているが、非常災害を想定したもののみであり、感染症を想定した当該計画が策定されていない。

業務継続計画の策定について、3年間の経過措置が終了し、令和6年4月1日から義務化されます。業務継続計画には、次の項目を記載してください。

- ア 感染症に係る業務継続計画
 • 平時からの備え • 初動対応 • 感染症拡大防止体制の確立
- イ 災害に係る業務継続計画
 • 平常時の対応 • 緊急時の対応 • 他施設及び地域との連携

※想定される災害等は地域によって異なるため、実態に応じて項目を設定してください。



定員の遵守 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第37条。

第四十条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

▶ 青本P 508~509

- 災害、虐待、その他やむを得ない事情が無いにも関わらず、定員を超えてサービス提供を行っている。

障害児通所給付費の減算の有無に関わらず、原則として定員は遵守すべきものです。利用定員を超えた受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の障害児を当該事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存在する場合に限り可能とされていることに留意してください。やむを得ず定員を超過して受け入れる場合は、やむを得ない理由について記録を残すとともに、利用児数に応じた従業者を配置してください。



第4 実地指導での主な指摘事項⑫

非常災害対策 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第38条。

※赤字については、県独自基準。

第四十一条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、利用者の障害の状態及び地域の自然的・社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連絡の体制を整備し、それらの内容を定期的に従業者に周知しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、前項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならぬ。

4 指定児童発達支援事業者は、非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、市町村、地域住民、障害福祉サービスを行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を目的とした連携の体制の整備に努めるるとともに、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、非常災害時において、障害者、乳幼児、高齢者等特に配慮を要する者の支援に努めるものとする。

→ 青本P509~510

- 事業所で想定される非常災害への対応に関する具体的な計画（消防計画等に準じたもの）が策定されていない。また、避難経路図（一次避難場所及び地域避難場所を含む。）が作成されていない。
- 事業所が浸水想定区域内に所在しているにもかかわらず、現行の避難計画が洪水を想定したものとなっていないなど、地域の自然的条件を踏まえたものとなっていない。
- 非常災害に備えた避難、救出その他必要な訓練が実施されていない。
- 関係機関への通報及び連絡体制の整備に関し不備がみられた。

「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法（昭和23年法律第186号）その他法令等に規定された設備を示しており、これらの設備を確実に設置しなければならないとされています。

詳細については、最寄りの消防署にご確認ください。



<参考>

消防用設備等	根拠法令
防炎クロス・カーテン等	消防法第8条の3、消防法施行令第4条の3
誘導灯	消防法第17条第1項、消防法施行令第26条
消火器	消防法第17条第1項、消防法施行令第10条
自動火災報知設備	消防法第17条第1項、消防法施行令第21条
消防機関へ通報する火災報知設備 ※消防署に近接している場合、設置義務がない場合があります。	消防法第17条第1項、消防法施行令第23条
スプリンクラー設備 ※規模や用途により設置義務がない場合があります。	消防法第17条第1項、消防法施行令第12条

「非常災害への対応に関する具体的な計画」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者（防火管理者）が行います。



第4 実地指導での主な指摘事項⑬

安全計画の策定等 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第38条の2。

第四十一条の二 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する指定児童発達支援事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

青本P510

- 安全計画を策定していない。
- 従業者に対し、安全計画の内容の周知、研修及び訓練が実施されていない。
- 安全計画及び計画に基づく取組の内容について保護者へ説明・共有ができていない。

安全計画の策定について、1年間の経過措置が終了し、令和6年4月1日から義務化されます。事業所における安全の確保に関する取組については、児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドライン及び令和5年7月4日付けこども家庭庁事務連絡「障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」をご確認ください。



自動車を運行する場合の所在の確認 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第38条の3。

第四十一条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児の指定児童発達支援事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、障害児の降車の際に、前項に規定する方法に加え、当該ブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を用いて障害児の所在の確認を行わなければならない。

青本P510～511

- 送迎用の自動車について、ブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置(以下「ブザー等」という。)が設置されていない。また、ブザー等を設置していない場合において、それに代わる措置により障害児の所在の確認が行われていない。

ブザー等の設置について、1年間の経過措置が終了し、令和6年4月1日から義務化されます。

設置対象にもかかわらず未だ設置できていない場合は、早急に設置してください。



第4 実地指導での主な指摘事項⑯

衛生管理等 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第39条。

第四十二条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

▶ 青本P511～514

●感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）の開催、指針の整備、従業者に対する定期的な研修の実施がなされていない。

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置について、3年間の経過措置が終了し、令和6年4月1日から義務化されます。

○感染対策委員会

幅広い職種により構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策担当者（看護師が望ましい）を決めておくことが必要です。

感染対策委員会は、事業所の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催し、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ隨時開催することが必要です。

感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うこともできます。また、他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営しても差し支えありません。

○感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。

〈平常時の対策〉

- ・事業所内の衛生管理
- ・日常の支援にかかる感染対策
- など

〈発生時の対応〉

- ・発生状況の把握
- ・感染拡大の防止
- ・医療機関や保健所、市町村等の関係機関との連携
- ・医療措置
- ・行政への報告
- など

また、発生時における事業所内の連絡体制や関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。

（参考）「障害福祉サービス事業所等における感染対策指針作成の手引き」（厚生労働省）

○感染症の予防及びまん延の防止のための研修・訓練

事業所で作成した上記指針に基づき、研修プログラムを作成し、従業者へ定期的な教育（年2回以上）を行ってください。新規採用時には必ず感染対策研修を実施してください。研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えありません。

訓練については、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練を定期的（年2回以上）に行ってください。



第4 実地指導での主な指摘事項⑯

掲示 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第41条。

第四十四条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

▶ 青本P 514

- 運営規程及び重要な事項説明書を事業所内に掲示していたが、現行の内容と一致していない。

重要な事項説明書や運営規程など、保護者へ周知する必要があるものについては、事業所の見やすい場所へ掲示又はファイル等を自由に閲覧できる形で備え付けてください。また、内容を変更した場合は、その都度掲示物も更新し、最新のものを掲示してください。



身体拘束等の禁止 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第42条。

第四十五条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他障害児の行動を制限する行為(以下の条において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

- 3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

▶ 青本P 514~517

- 保護者から身体拘束実施の同意書を徴しているケースについて、カンファレンスの記録が残されていないかった。また、児童発達支援計画への位置づけもなされていない。

- 身体拘束適正化検討委員会の設置、身体拘束等の適正化のための指針の整備、従業者に対する定期的な研修の実施がなされていない。

障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはなりません。

緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければなりません。



第4 実地指導での主な指摘事項⑯

虐待等の禁止 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第43条。

第四十六条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

三 前二号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

3 指定児童発達支援事業者は、第一項に規定する虐待の予防及び早期発見のため、県及び市町村が行う調査に協力しなければならない。

青本P517～519

●虐待防止委員会が設置、開催されていない。

●虐待防止に係る措置が講じられていない。

○虐待防止委員会

虐待防止委員会の役割は、

- ・ 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）
- ・ 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）
- ・ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行） の3つがあります。

虐待防止委員会の設置に向けて

は、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましいです。

なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討してください。

また、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要です。

虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要ですが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一緒に設置・運営することも差し支えありません。

具体的には、次のような対応を想定している。

ア 虐待（不適切な対応事例も含む）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。

イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。

ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。

エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。

オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。

カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。

キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。



第4 実地指導での主な指摘事項⑯

○虐待防止のための指針

次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。

- ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方
- イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項
- ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針
- オ 虐待発生時の対応に関する基本方針
- カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

○虐待防止のための研修

従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとしてください。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、指定児童発達支援事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要です。

また、研修の実施内容について記録することが必要です。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えありません。

事故発生時の対応 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第50条。

第五十三条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

▶ 青本P522～523

●保護者や関係機関への連絡が速やかに行われていない。

事故が発生した場合は、必要な措置（医療機関への搬送等）を行うとともに、事故の状況や措置した内容を、速やかに障害児の家族に報告してください。

また、市町村（障害児の給付決定市町村）や岡山県（指定指導権限のある市）への報告が必要です。（軽微なものは除く。）

事故等の記録は、軽微なものであっても、台帳や報告書に記載してください。

組織として迅速かつ適切に対応するため、当該事故の発生日、内容等を記録し、原因の解明（分析）を行うなど、事業所全体で再発防止のための取組みを行うことが必要です。

- 事故等の要領・マニュアル（手順）の作成（報告書等様式含む）
- リスクマネジメント体制の確立（リスクの抽出等）
- 再発防止処置（ヒヤリハット事例を含む原因の解明、分析）
- 損害賠償保険の加入
- サービスの評価、満足度調査
- 研修会の開催など

第4 実地指導での主な指摘事項⑯

会計の区分 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第51条。

第五十四条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

青本P523

- 日中一次支援等の他のサービスと会計が区分されていない。

記録の整備 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第52条。

第五十五条 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

- 一 第二十二条第一項の規定による提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の記録
- 二 児童発達支援計画
- 三 第三十六条の規定による市町村への通知に係る記録
- 四 第四十五条第二項の規定による身体拘束等の記録
- 五 第五十一条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 六 第五十三条第二項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

青本P523

- 指定事業所で必要な記録が整備されていない。
- サービス提供に関する諸記録が5年間保存されていない。

＜補足＞この他気をつけていただきたい点①

適切な支援提供のために、以下のことについてもご留意ください。

提供拒否の禁止 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第8条。

第十五条 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

青本P 492

- 利用申込者に対し、正当な理由が無く、サービス提供を拒否している。

原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものです。

提供を拒むことのできる正当な理由は、一般的には、以下のとおりとなります。

- ① 当該事業所の従業者の勤務体制からは利用申込みに応じきれない場合
- ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- ③ 当該事業所の運営規程において、主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない利用申込者から利用申込みがあった場合、その他障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援等を提供することが困難な場合
- ④ 入院治療が必要な場合
- ⑤ 当該事業所の利用定員を超える利用申込みがあった場合



運営規程に定めている「通常の事業の実施地域」又は「主たる対象とする障害の種類」に該当しない利用申込みがあった場合であっても、適切なサービス提供が可能と判断されるときは、利用申込みに応じることは差し支えありません。

なお、利用申込みを断る場合には、その理由を利用申込者に十分に説明し、了解を得た上で、適切な他の指定児童発達支援事業者等を紹介するなどの必要な措置を速やかに講じなければなりません。また、できる限り利用申込者と対応した内容を記録し残すよう努めてください。

心身の状況等の把握 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第13条

第二十条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

青本P 493

- サービス利用開始時の状況から、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等に変化又は変更があったが、これを適切に把握できていない。

事業者は、障害児の心身の状況やその置かれている環境等（家族の状況、通院や通学先等）に変化や変更があれば、その状況等を適切に把握する必要があります。



＜補足＞この他気をつけていただきたい点②

取扱方針 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第21条。

第二十七条 指定児童発達支援事業者は、次条第一項の児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業所を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

一 当該指定児童発達支援事業所を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

三 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況

四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

五 当該指定児童発達支援事業所を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

七 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

▶ 青本P 496～497

●法人代表者の責任の下、管理者が従業者と協議し、自ら提供するサービスの質についての評価を実施していない。

自らその提供する支援の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図らなければなりません。

評価及び改善を図るに当たっては、厚労省の児童発達支援（放課後等デイサービス）ガイドラインを参考にしてください。



管理者の責務 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第34条第2項、第3項。

第三十七条 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

▶ 青本P 502

●管理者が従業者への指揮命令及び業務管理を適切に行えていないため、従業者が基準を守っていない。

健全な事業運営のために管理者として、従業者に対して必要な指示や業務等を指揮命令してください。また、利用申込者等からの苦情・相談対応や、従業者の日々の動静の把握することなど、障害児及び従業員の全体の管理を行ってください。



＜補足＞この他気をつけていただきたい点③

健康管理 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第29条。

第三十四条 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。)は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。この場合において、定期健康診断は少なくとも一年に二回行うものとする。

2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の上(左)欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下(右)欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行なうことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払わなければならない。

→ 青本P 500~501

●障害児の健康診断が行われていない。

●従業者（常勤、非常勤）の健康診断が行われていない。

また、健康診断の結果を把握し記録を残すなどの方法により、必要な管理を行っていない。

児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所は、障害児の健康管理の把握に努め、医師、又は看護師等その他適切な者を健康管理の責任者とし、障害児の健康状態に応じて適切な措置を講じてください。



管理者は従業者（施設職員含む）の健康状態について、必要な管理を行うことが必要です。

従業者の健康管理については、労働安全衛生規則第43条及び第44条を遵守し、採用時及び年1回の健康診断の実施を徹底してください。短時間のパートタイム雇用等で事業主による健康診断の実施が義務付けられない従業者に関しては、加入している健康保険組合が実施する健康診断等を受診した結果を提出させ記録する等、健康状態を定期的に把握するよう必要な措置を講じてください。

なお、従業者等の健康診断の結果について把握した内容は、実地指導時において確認しますので、全従業者の健康診断の受診日一覧表を作成するなどにより、従業者の受診状況について把握し、保管してください。



＜補足＞この他気をつけていただきたい点④

秘密保持等 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第45条。

第四十八条 指定児童発達支援事業所の管理者及び従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、管理者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等(障害者総合支援法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。)その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ書面により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならぬ。

青本P 519

●従業者の秘密保持義務について、就業規則又は雇用契約書、誓約書等に明記されていない。

●従業者の退職後における秘密の保持が就業規則等に明記されていない。

従業者の秘密保持義務について、在職中と併せて当該従業者の退職後における秘密保持義務を就業規則、雇用契約書、誓約書等に明記してください。

また、漏らしてはならない内容が、「障害児及び家族の情報」であることをはっきり明記してください。

●個人情報の使用について、障害児及び家族等から文書（又は電磁的記録）による同意を得ていない。

●障害児の家族等から個人情報の使用同意を得る様式になっていない。

●家族の同意欄が、家族代表となっており、複数名の家族から同意を得る様式になっていない。

事業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報（家族に関するものもあり得ます。）を他の指定障害福祉サービス事業者等と共有するためには、あらかじめ文書により利用申込者及びその家族から（包括的な）同意を得ておくことが必要です。

同意を得る家族については、家族代表としての同意ではなく、個人情報を使用すると思われる家族の同意を得る様式としてください。（家族の同意欄は複数設けること。）



＜補足＞この他気をつけていただきたい点⑤

苦情解決 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第48条。

第五十一条 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第二十一條の五の二十二第一項の規定により知事又は市町村長(以下この項及び次項において「知事等」という。)が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力するとともに、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、知事等からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を知事等に報告しなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第八十三条の運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

青本P521

- 苦情解決に関する記録様式（報告書、台帳等）が作成されていない。
- 苦情解決の内容が記録様式に記録されていない。
- 苦情の内容で「その後の経過」、「再発防止のための取組み」が記録されていない。
- 事業所として、「再発防止のための取組み」が行われていない。

組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録し、原因の解明（分析）を行うなど再発防止のための取組みを行うこととしてください。

また、苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行う必要があることから、研修を行い、併せて次の事項を行うなど積極的な取組を行ってください。

- 苦情解決の要領・マニュアル（手順）の作成（報告書等様式含む）
- 苦情受付の確立・体制の整備
- 再発防止処置（原因の解明、分析）
- 第三者委員の設置
- サービスの評価、満足度調査
- 研修会の開催



第5 実地指導での主な指摘事項①

1 届出手続の運用

加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

留意事項通知 第一 5加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

指定障害児通所支援事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。

なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。

また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた障害児通所給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。

赤本P717

●加算の算定条件を満たさなくなっている（資格を有する職員が異動（退職）した等）にもかかわらず、届出をしていない。

2 報酬の算定に関する事項

定員超過減算・人員欠如減算

報酬告示別表 第1 注3 (1)

児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 障害児の数又は従業者の員数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合 別にこども家庭庁長官が定める割合

赤本P752

留意事項通知 第二 1 通則(5)

定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について

① 対象となる支援

児童発達支援、医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関を除く）、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援、障害児入所支援（指定発達支援医療機関を除く。）

② 算定される単位数

所定単位数の100分の70とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の70となるものではないことに留意すること。

③ 指定障害児通所支援事業所等の利用定員を上回る障害児を利用させているいわゆる定員超過利用について、原則、次の範囲の定員超過利用については、適正なサービスの提供が確保される前提に可能とする一方、これを超える定員超過利用については、こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合（平成24年厚生労働省告示第271号。以下「第271号告示」という。）の規定に基づき、障害児通所給付費等の減額を行うこととしているところであるが、これは適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害児通所支援事業所等は、当該範囲を超える過剰な定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。

第5 実地指導での主な指摘事項②

④ 障害児通所支援における定員超過利用減算の具体的取扱い

(一) 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い

ア 利用定員50人以下の場合

1日の障害児の数(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、当該サービス提供単位ごとの障害児の数。以下この(一)から(三)までにおいて同じ。)が、利用定員(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、当該サービス提供単位ごとの利用定員。以下この(一)から(三)までにおいて同じ。)に100分の150を乗じて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行うものとする。

イ 利用定員51人以上の場合

1日の障害児の数が、利用定員から50を差し引いた数に100分の25を乗じて得た数に、25を加えた数を加えて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行うものとする。

(二) 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い

直近の過去3月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間にについて障害児全員につき減算を行うものとする。

ただし、定員11人以下の場合は、過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合に減算を行うものとする。

(三) 多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い

多機能型事業所における1日当たりの利用実績による定員超過利用減算及び過去3月間の利用実績による定員超過利用減算については、(一)及び(二)と同様とする。

ただし、当該多機能型事業所が行う複数のサービスごとに利用定員を定めている場合にあっては、当該サービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出するものとする。

⑤ 障害児入所支援における定員超過利用減算の具体的取扱い

(一) 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い

ア 入所定員50人以下の場合

1日の障害児の数が、入所定員に100分の110を乗じて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行うものとする。

イ 入所定員51人以上の場合

1日の障害児の数が、入所定員から当該入所定員から50を差し引いた数に100分の5を乗じて得た数に、5を加えた数を加えて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行うものとする。

(二) 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い

直近の過去3月間の障害児の延べ数が、入所定員に開所日数を乗じて得た数に100分の105を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間にについて障害児全員につき減算を行うものとする。

⑥ 障害児の数の算定に当たっての留意事項

④及び⑤における障害児の数の算定に当たっては、次の(一)又は(二)に該当する障害児を除くことができるものとする。また、計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点以下を切り上げるものとする。

(一) 災害等やむを得ない事由により受け入れる場合

(二) 就労等により、指定福祉型障害児入所施設を退所した後、離職等やむを得ない事由により再度障害児入所支援の利用を希望する障害児を緊急避難的に受け入れた場合

⑦ 都道府県知事(指定都市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。)は減算の対象となる定員超過利用が行われている指定障害児通所支援事業所等に対しては、その解消を行うよう指導すること。当該指導に従わず、当該定員超過利用が継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。なお、指定障害児通所支援事業所等は、減算の対象とはならない定員超過利用の場合であっても、処遇等について十分配慮すること。

第5 実地指導での主な指摘事項③

- 利用定員を超過して障害児を利用させているにもかかわらず、届出がなく、定員超過減算が算定されていなかった。

＜利用定員50人以下の事業所の場合＞

- ① 1日当たりの利用実績でみたとき、1日の利用児の数が、利用定員に100分の150（入所は100分の110）を乗じて得た数を超える場合 ⇒ 当該1日について利用児全員につき減算
- ② 過去3月間の利用実績でみたとき、直近の過去3月間の利用児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125（入所は100分の105）を乗じて得た数を超える場合 ⇒ 当該1月間にについて利用児全員につき減算

多機能型事業所については、複数のサービスごとに利用定員を定めている場合にあっては、当該サービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出します。



留意事項通知 第二 1 通則(6)

人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について

① 対象となる支援

児童発達支援(児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所で行う場合を除く。)、放課後等デイサービス(主として重症心身障害児を通わせる事業所で行う場合を除く。)、基準該当通所支援(指定通所基準第54条の10から第54条の12までの規定(第71条の6において準用する場合を含む。)による基準該当通所支援(以下「みなし基準該当通所支援」という。以下同じ。)を除く。)、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

② 算定される単位数

(一) 児童指導員又は保育士の欠如について

ア 減算が適用される月から3月末満の月については、所定単位数の100分の70とする。

イ 減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。

(二) 児童発達支援管理責任者の人員欠如について

ア 減算が適用される月から5月末満の月については、所定単位数の100分の70とする。

イ 減算が適用される月から連続して5月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。

なお、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援については、(二)のみ適用される。

※(一)及び(二)の当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計について減算するものではないことに留意すること。

③ 指定障害児通所支援事業所における従業者の員数が、指定通所基準の規定により配置すべき員数を下回っているいわゆる人員欠如については、通所報酬告示及び第271号告示の規定に基づき、障害児通所給付費等を減額することとしているところであるが、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害児通所支援事業所等は、人員欠如の未然防止を図るよう努めるものとする。

④ 人員欠如減算の具体的取扱い

(一) 指定通所基準の規定により配置すべき従業者(児童発達支援管理責任者を除く。)については、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、人員欠如に該当するサービス提供単位の障害児全員。(二)、(三)及び(四)において同じ。)について減算される。

また、人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)。

(二) (一)以外の人員欠如については、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)。

第5 実地指導での主な指摘事項④

(三) 常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)。

(四) 多機能型事業所であって、複数の障害児通所支援の合計数に基づき、配置すべき指導員等の員数等を満たしていない場合には、当該複数の障害児通所支援の障害児全員について減算される。

⑤ 人員基準については、指定通所基準に規定する人員基準を満たさない場合にはじめて人員欠如となるものであり、指定通所基準に規定する人員基準に対応する所定単位数を基にして減算を行うものであること。

⑥ 都道府県知事は、著しい人員欠如が継続する場合には、従業者の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

▶ 赤本P724~725

●人員が不足・欠如しているにもかかわらず、届出がなく、人員欠如減算が算定されていなかった。

- ① 指定基準の規定により配置すべき従業者（児童発達支援管理責任者を除く）については、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用児童全員について、所定単位数の100分の70（連続して3月以上の月については100分の50）で算定してください。（1割の範囲内で減少した場合は翌々月から減算になります。）
- ② ①以外の人員欠如については、その翌々月から人員欠如が解消された月まで、利用児童全員について、所定単位数の100分の70（連続して5月以上の月については100分の50）で算定してください。

なお、多機能型事業所であって、複数の障害児通所支援の合計数に基づき、配置すべき児童指導員等の員数等を満たしていない場合には、当該複数の障害児通所支援の利用児童全員について減算となります。



個別支援計画未作成減算・自己評価結果未公表減算

報酬告示別表 第1 注3

児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)(略)

(2) 指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第27条(指定通所基準第54条の9において準用する場合を含む。)の規定に従い、児童発達支援計画(指定通所基準第27条第1項に規定する児童発達支援計画をいう。以下同じ。)が作成されていない場合

次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(一)児童発達支援計画が作成されていない期間が3ヶ月未満の場合 100分の70

(二)児童発達支援計画が作成されていない期間が3ヶ月以上の場合 100分の50

(3) 指定児童発達支援、共生型児童発達支援又は基準該当児童発達支援(以下「指定児童発達支援等」という。)の提供に当たって、指定通所基準第26条第5項(指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。)に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合100分の85

▶ 赤本P758

●通所支援計画が作成されていないにもかかわらず、報酬の減算をしていなかった。

●自己評価等の公表を指定権者に届け出ていないにもかかわらず、報酬の減算をしていなかった。

●ホームページ掲載の自己評価結果が昨年のまま更新されていなかった。 39

第5 実地指導での主な指摘事項⑤

休業日に放課後等デイサービスを行う場合

報酬告示別表 第3 注2

口及びハの(2)については、就学児に対し、休業日に、指定放課後等デイサービスの単位(口については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。)において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

赤本P850~853

- 学校教育法施行規則第61条において、休業日と定められていない日にサービス提供を行った際に、休業日の単価で請求を行っていた。
- 本人都合で学校を休み事業所を利用していた際に、休業日の単価で請求を行っていた。

上記の休業日とは、学校教育法施行規則第61条で定められている日のことをいうことから、この日に該当しない場合は授業終了後の単価を適用してください。

＜参考＞H27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成27年3月31日事務連絡）

問69：放課後等デイサービスの基本報酬における休業日とは何を指すのか。

答え：具体的には以下のことを指す。

- 学校教育法施行規則第61条及び第62条の規定に基づく休業日（公立学校においては、国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定める日、私立学校においては、当該学校の学則で定める日）
- 学校教育法施行規則第63条等の規定に基づく授業が行われない日（例えば、台風等により臨時休校となる日）又は臨時休校の日（例えば、インフルエンザ等により臨時休校の日）
なお、学校が休業日ではない日に、放課後等デイサービスを午前から利用した場合であっても、休業日の取扱いとはしない。

赤本P1501



第5 実地指導での主な指摘事項⑥

児童指導員等加配加算

報酬告示別表 第1 注8

常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数(注9の加算を算定している場合は、注9の加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。)に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。注9、注11及び5の注3の(1)において同じ。)若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員(以下この注8及び注9において「理学療法士等」という。)、児童指導員、手話通訳士(手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令に基づく審査・証明事業(平成元年厚生省告示第122号)に規定する手話通訳士をいう。以下同じ。)、手話通訳者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者(以下この注8において「児童指導員等」という。)又はその他の従業者(当該別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者を除く。以下この注8において同じ。)を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

赤本P 760~766

- 職員の変動により、加配職員の要件を満たしていないにもかかわらず、加算を算定していた。
- 児童発達支援管理責任者が配置されていない期間について、児童指導員等加配加算を算定していた。

＜参考＞障害児通所支援における児童指導員等加配加算の取扱いについて（令和5年3月30日事務連絡）

赤本P 1445~1447

専門的支援加算

報酬告示別表 第1 注9

理学療法士等(保育士にあっては、保育士として5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。以下この注9において同じ。)又は児童指導員(児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。以下この注9において同じ。)による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数(注8の加算を算定している場合は、注8の加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。)に加え、理学療法士等又は児童指導員を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注3の(2)を算定している場合は、加算しない。

赤本P 766~770

- 職員の変動により、加配職員の要件を満たしていないにもかかわらず、加算を算定していた。

第5 実地指導での主な指摘事項⑦

福祉専門職員配置等加算

報酬告示別表 第1 5

福祉専門職員配置等加算

- イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)
- ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)
- ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)

注1 イについては、指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定通所基準第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号の規定により置くべき従業者(以下この第1において「共生型児童発達支援事業所従業者」という。)のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

注2 ロについては、指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

注3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。

- (1) 指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士((2)において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。
- (2) 児童指導員等として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

赤本P 780~783

- 職員の変動により、加配職員の要件を満たしていないにもかかわらず、加算を算定していた。

職員の変動があり、要件を満たさなくなったにもかかわらず、加算の取下げを忘れ、算定し続けている事例が散見されます。職員が異動した際や勤務状況に変動があった場合には、要件を満たしているかどうか、管理者が必ず確認してください。

また、児童指導員等加配加算での1以上配置について、常勤換算による算定であるとされています。常勤換算は、対象となる従業者の勤務延べ時間数／常勤の従業者が勤務すべき時間数により求められるところから、欠勤した場合などは算定時間に含めることはできないのでご注意ください。



第5 実地指導での主な指摘事項⑧

家庭連携加算

報酬告示別表 第1 2

指定児童発達支援事業所等において、指定通所基準第5条若しくは第6条、第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号又は第54条の6の規定により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者(栄養士及び調理員を除く。以下この第1において「児童発達支援事業所等従業者」という。)が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者(法第6条の2の2第9項の通所給付決定保護者をいう。以下同じ。)の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

赤本P776~777

事業所内相談支援加算

報酬告示別表 第1 2の2

事業所内相談支援加算

- 事業所内相談支援加算(I)
- 事業所内相談支援加算(II)

注1 イについては、指定児童発達支援事業所等において、児童発達支援事業所等従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対して当該障害児の療育に係る相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。

ただし、同一日に2の家庭連携加算又は口の事業所内相談支援加算(II)を算定している場合は、加算しない。

注2 口については、指定児童発達支援事業所等において、児童発達支援事業所等従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する当該障害児の療育に係る相談援助を当該障害児以外の障害児及びその家族等と合わせて行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。

ただし、同一日に2の家庭連携加算を算定している場合は、加算しない。

赤本P776~779

- 相談援助を行った記録が残っていなかった又は不十分だった。
- 個別支援計画の内容説明に要した時間を加算の算定時間に含めていた。
- 保護者に事前の説明・同意を得ていなかった。
- 個別支援計画に当該加算に係る障害児及びその家族等に対する相談援助の内容が明示されていないにもかかわらず算定していた。

個別支援計画に基づき、あらかじめ給付決定保護者の同意を得た上で、障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に算定することができます。相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行ってください。



第5 実地指導での主な指摘事項⑨

欠席時対応加算

報酬告示別表 第1 7

指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障害児が、あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として所定単位数を算定する。ただし、1のハ又は木を算定している指定児童発達支援事業所において1月につき当該指定児童発達支援等を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。

留意事項通知 第二の2 (1) ⑪

指通所報酬告示第1の7の欠席時対応加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。

(二) 「障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き当該指定児童発達支援等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。

(三) ①の(三)又は(五)を算定している事業所において、1月につき指定児童発達支援等を利用した障害児の延べ人数が利用定員に営業日数を乗じた数の80%に満たない場合については、重症心身障害児に限り8回を限度として算定可能とする。

赤本P 784～785

- 利用を中止した日の前々日より前に連絡があったにもかかわらず、当該加算を算定している。
- 連絡日の記録が無く、利用予定日の何日前の連絡であるかが分からない。
- 相談援助の記録が確認できない。

利用中止日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合に算定可能となります。

また、利用を中止した利用者の状況、相談援助の内容等の記録が不十分である場合は算定できません。



第5 実地指導での主な指摘事項⑩

送迎加算

報酬告示別表 第1 11送迎加算

(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス)

イ 障害児(重症心身障害児を除く。)に対して行う場合 54単位

ロ 重症心身障害児に対して行う場合 37単位

注1 イについては、障害児(重症心身障害児を除く。)に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、1のイ又はロを算定している場合は、算定しない。

注1の2 イ及び1の二の(1)の(一)、(二)若しくは(三)又は1の二の(2)の(一)、(二)若しくは(三)を算定している指定児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援事業所の看護職員を伴い、スコア表(赤本P.774)の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき37単位所定単位数に加算する。

注2 ロについては、**別にこども家庭庁長官が定める施設基準**に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

注3 イ及びロについては、指定児童発達支援事業所等において行われる指定児童発達支援等の提供に当たって、指定児童発達支援事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

こども家庭庁長官が定める施設基準(平24厚労告269・第4号の2)

送迎の際に、運転手に加え、指定通所基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事する者に限る。)を1以上配置していること。

留意事項通知 第二の2 (1) ⑪

通所報酬告示第1の11の送迎加算については、障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 通所報酬告示第1の11のイについては、障害児(重症心身障害児を除く。)に対して、送迎を行った場合に算定する。

ただし、①の(一)又は(二)(赤本P.733)を算定している場合は、算定できないものであること。

(二) 通所報酬告示第1の11の注1の2については、(一)及び医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定している指定児童発達支援事業所において、喀痰吸引等が必要な障害児に対して看護職員を伴い送迎を行う場合に算定を行うものであること。

(三) 通所報酬告示第1の11のロについては、重症心身障害児に対して、送迎を行った場合に算定する。

重症心身障害児の送迎については、①の(三)(赤本P.733)又は(五)(赤本P.735)により評価しているところであるから、本加算においては送迎にあたり、運転手に加えて指定通所基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事するものに限る。)を1人以上配置している場合に算定を行うものであること。

なお、医療的ケアが必要な重症心身障害児に対する送迎を行う場合には、喀痰吸引等を行うことができる職員を配置するよう努めること。

(四) 送迎については、指定児童発達支援事業所等と居宅までの送迎のほか、利用者の利便性を考慮し、適切な方法で事業所の最寄駅や集合場所まで行ったものについても、この加算を算定して差し支えないものであるが、事前に通所給付決定保護者の同意の上、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。

(五) 同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定する。なお、当該所定単位数は、通所報酬告示第1の11の注1の2の加算がなされる前の単位数とし、当該加算を含めた単位数の合計数の100分の70となるものではないことに留意すること。

赤本P798~801

●送迎加算の算定にあたって、障害児の居宅又は学校以外の場所と事業所との間の送迎を行う場合に、事前に通所給付決定保護者から書面で同意を得ていなかった。

第5 実地指導での主な指摘事項⑪

1 共通事項

(1) 送迎前

●利用申込者から送迎料金を受け取る場合は事前に運営規程に定めるとともに、重要事項説明書を用いて利用申込者に説明して下さい。

●万が一、送迎時に事故が起きた場合に備えて損害賠償保険への加入等が必要です。なかには送迎時の事故が保障の対象外となる場合がありますので、契約内容の確認が必要です。

●職員が徒歩により付き添い送迎する場合は、経費が生じていない為、加算の対象となりません。

(2) 送迎時

●重症心身障害児に対して送迎を行う場合、送迎の際に、運転手に加え、指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を1名以上配置することが必要です。

重症心身障害児以外の児童への送迎についても安全を確保するために、できる限り運転手の他に1人以上の添乗者を配置するよう努めて下さい。

●指導員の方が運転手・添乗者となることは可能です。

(3) 送迎後

●送迎の記録も必要です。

(例) 児童の自宅と事業所間を送迎する場合 (記載例です。様式は問いません。)

児童氏名	送迎	出発	到着	連絡事項等	運転手	添乗者
OO OO	迎え	自宅 9:05	事業所 9:25	少し発熱があるのではないかとお母様が心配しておられた。	△△ (印)	▲▲ (印)
	送り	事業所 14:10	自宅 14:35	昼食も元気に食べていた旨をお伝えする。	△△ (印)	▲▲ (印)

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A

問109 放課後等デイサービスにおける学校と事業所間の送迎加算の適用に関する条件は何か。

(答)

○放課後等デイサービスの送迎加算については、事業所と居宅間の送迎のほか、以下のようなケースの時に、学校と事業所間の送迎を行った場合に加算を算定できる。

* 以下のいずれかに該当し、それが障害児支援利用計画に記載されている場合(*1)とする。

保護者等が就労等により送迎ができない場合であって、

①スクールバスのルート上に事業所がない等、スクールバス等での送迎が実施できない場合。

②スクールバス等での送迎が可能であっても、放課後等デイサービスを利用しない他の学生の乗車時間が相当時間延長する等、スクールバスによる送迎が適当でない場合。

③就学奨励費で学校と放課後等デイサービス事業所間の送迎手段を確保できない場合。

④その他、市町村が必要と認める場合(*2)。

*1 障害児支援利用計画が作成されていない場合は、学校、事業所、保護者の三者の間で調整し、放課後等デイサービス支援計画に記載していることで足りるものとする。

*2 ④は例えば、学校長と市町村が協議し、学校と事業所との間の途中までスクールバスによる送迎を行ったが、事業所までまだ相当の距離があり、事業所による送迎が必要であると認められる場合などが考えられる。

第5 実地指導での主な指摘事項⑫

**福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算**

●福祉・介護職員処遇改善加算

報酬告示別表 第1 13

別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。14及び15において同じ。)が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

留意事項通知 第二の2 (1) ⑯

福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い

福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、「別途通知(「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和4年7月22日付け障障発0722 第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知))を参照すること(赤本P.1273参照)。

●福祉・介護職員等特定処遇改善加算

報酬告示別表 第1 14

別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

留意事項通知 第二の2 (1) ⑯

上記と同様(赤本P.1273参照)

●福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

報酬告示別表 第1 15

別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、1から12の3までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

留意事項通知 第二の2 (1) ⑯

上記と同様(赤本P.1273参照)

赤本P.806~821

●処遇改善の対象とならない職員(日中一時支援等の他の事業の職員や管理者など)に、処遇改善加算から給与等を支払っている。

●処遇改善計画書について、職員への周知が確認できない。

第5 実地指導での主な指摘事項⑬

作成した計画書について、従業者全員へ周知してください。また、周知を行った際は記録し、資料等も含め保存するようにしてください。



関係機関連携加算

報酬告示別表 第1 12の2

イ 関係機関連携加算(Ⅰ) 200単位

ロ 関係機関連携加算(Ⅱ) 200単位

1 イについては、障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、共生型児童発達支援事業所については、1の注11のイ又はロを算定していない場合には、算定しない。

2 ロについては、障害児が就学予定の小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等(以下「小学校等」という。)との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

留意事項通知 第二の2 (1) ⑯の2

通所報酬告示第1の12の2の関係機関連携加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 関係機関連携加算(Ⅰ)を算定する場合

ア 障害児が日々通う保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、放課後児童クラブ等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、障害児の状態や支援方法の共有を行うことを目的に実施するものであるから、ウの会議の開催に留まらず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。

イ 障害児が複数の障害児通所支援事業所等で支援を受けている場合には、事業所間の連携についても留意するとともに、当該障害児が障害児相談支援事業を利用している場合には、連携に努めること。なお、他の障害児通所支援事業所等との連携については加算の対象とはしないものであること。

ウ 児童発達支援計画に関する会議の開催に当たっては、当該障害児が通う関係機関が出席すること。また、当該障害児やその家族等も出席するよう努めること。

エ ウの会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、児童発達支援計画に関係機関との連携の具体的な方法等を記載し、児童発達支援計画を作成又は見直しをすること。連携の具体的な方法等の記載に当たっては、関係機関との連絡調整等を踏まえていることが通所給付決定保護者にわかるよう留意すること。

オ 会議又は連絡調整等を行った場合は、その出席者、開催日時、その内容の要旨その内容の要旨及び児童発達支援計画に反映させるべき内容を記録すること。

(二) 関係機関連携加算(Ⅱ)を算定する場合

ア 障害児の状態や支援方法につき、ライフステージが移行する際にも切れ目なく支援を継続できるようにする観点から、就学又は就職の機会を捉えて評価するものであること。

イ 就学時の加算とは、小学校又は特別支援学校の小学部に入学する際に連絡調整等を行った場合に算定できることのこと。

赤本P802~805

●関係機関との会議の開催について、あらかじめ保護者の同意が見受けられなかった。

●通所支援計画に関係機関との連携の具体的方法等が記載されていなかった。

●出席者、開催日時、内容要旨及び通所支援計画に反映させるべき内容が記録されていなかった。

第5 実地指導での主な指摘事項⑯

関係機関連携加算(Ⅰ)を算定する場合、児童発達支援計画に関する会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、児童発達支援計画に関係機関との連携の具体的な方法等を記載し、児童発達支援計画を作成又は見直しをすることが必要です。なお、連携の具体的な方法等の記載に当たっては、関係機関との連絡調整等を踏まえていることが通所給付決定保護者に分かるよう留意しなければなりません。



身体拘束廃止未実施減算

報酬告示別表 第1 1 注5

指定児童発達支援又は共生型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第44条第2項又は第3項(指定通所基準第54条の5において準用する場合を含む。)に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定通所基準第44条第3項(指定通所基準第54条の5において準用する場合を含む。)に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

留意事項通知 第二の1 (9)

身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について

① 対象となる支援

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、
保育所等訪問支援、障害児入所支援、共生型障害児通所支援

② 算定される単位数

1日につき5単位を所定単位数から減算する。なお、複数の減算事由に該当する場合であっても、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

③ 当該減算については、次の(一)から(四)に掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。なお、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害児通所支援事業所等、指定障害児入所施設及び指定発達支援医療機関は、身体拘束等の廃止を図るよう努めるものとする。なお、都道府県知事は、次に掲げる項目のいずれかに該当する事実が継続する場合には、改善を行うよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

(一) 指定通所基準又は児童福祉法に基づく指定障害児入所 施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生省令第16号。以下「指定入所基準」という。)の規定に基づき求められる身体拘束等に係る記録が行われていない場合。なお、事業所等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、記録が行われていない場合である点に留意すること。

(二) 指定通所基準又は指定入所基準の規定に基づき求められる身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない場合、具体的には、1年に1回以上開催していない場合。なお、当該委員会については、事業所単位でなく、法人単位で設置・開催することや虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めるも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること(虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。)をもって、当該委員会を開催しているとみなして差し支えない。

(三) 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合

(四) 身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない場合、具体的には、研修を年1回以上実施していない場合。

④ 令和5年3月31日までの間は、1の(9)の(二)から(四)に掲げる場合のいずれかに該当する場合であっても、減算しない。

第5 実地指導での主な指摘事項⑯

- 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、身体拘束等の適正化のための指針の整備、身体拘束等の適正化のための研修について、適正に実施されていないにもかかわらず、減算されていない。

令和5年3月31日までは、身体拘束等の適正化のための必要な措置が講じられていない場合であっても、減算とはなりませんでしたが、令和5年4月1日より、上記措置が講じられていない場合は減算となります。



第6 基準条例の改正概要①

県では、国の基準省令の改正に伴い、以下の基準条例について、改正する予定としております。

令和6年2月定例会（県議会）に改正条例（案）を提案しており、案の内容で議決されれば、令和6年3月22日公布、令和6年4月1日施行（一部の規定を除く。）となります。

今回、改正を予定する基準条例

- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例
(平成24年岡山県条例第49号)
※以下「通所基準条例」と記載
- 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例
(平成24年岡山県条例第50号)
※以下「入所基準条例」と記載
- 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例
(平成24年岡山県条例第47号)
※以下「施設基準条例」と記載

主な改正内容

<通所・入所共通>

- ① 障害児及び保護者の意見等の尊重
- ② 質の高い支援の提供の推進

<通所関係>

- ③ 児童発達支援センターの一元化
- ④ インクルージョンの推進
- ⑤ 管理者の兼務要件の一部緩和
- ⑥ 指定障害児相談支援事業所への個別支援計画の交付

<入所関係>

- ⑦ 移行支援計画の作成
- ⑧ 新興感染症の発生時の対応の取り決め

施行期日

令和6年4月1日

（通所基準条例：第50条第1項、入所基準条例：第47条第1項については、令和7年10月1日）

第6 基準条例の改正概要②

① 障害児及び保護者の意見等の尊重

○通所基準条例

(指定児童発達支援の取扱方針)

第二七条 1 略

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

3~7 略

➤ (参考) 国通所基準省令第26条第2項(追加)

(児童発達支援計画の作成等)

第二十八条 1 略

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3~4 略

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を開催し、前項の児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6~10 略

➤ (参考) 国通所基準省令第27条第2項・第5項(改正)

(児童発達支援管理責任者の責務)

第二十九条 1 略

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

➤ (参考) 国通所基準省令第28条第2項(追加)

※準用規定(第72条:放課後等デイサービス、第72条の12:居宅訪問型児童発達支援(今回改正)、第80条:保育所等訪問支援(今回改正))により全てのサービスに適用

施行期日

令和6年4月1日

第6 基準条例の改正概要③

① 障害児及び保護者の意見等の尊重

○入所基準条例

(指定入所支援の取扱方針)

第二一条 1・2 略

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

➤ (参考) 国入所基準省令第20条第3項(追加)

(入所支援計画の作成等)

第二十二条 1 略

2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下この条及び第二十二条の二において「アセスメント」という。)を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3・4 略

5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を開催し、前項の入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。

➤ (参考) 国入所基準省令第21条第2項・第5項(改正)

(児童発達支援管理責任者の責務)

第二十三条 1 略

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

➤ (参考) 国入所基準省令第22条第2項(追加)

※医療型障害児入所施設は準用規定(第58条)により適用

施行期日

令和6年4月1日

第6 基準条例の改正概要④

② 質の高い支援の提供の推進

総合的支援・質の評価等 <通所>

○通所基準条例

(指定児童発達支援の取扱方針)

第二十七条 1～3 略

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援(治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。)の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

5 略

6 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価(以下この条において「自己評価」という。)を行うとともに、当該指定児童発達支援事業所を利用する障害児の通所給付決定保護者(以下この条において「保護者」という。)による評価(以下この条において「保護者評価」という。)を受けて、その改善を図らなければならない。

一～七 略

7 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

※第4項…準用規定(第72条:放課後等デイサービス、第72条の12:居宅訪問型児童発達支援(今回改正))により適用。

※第6項・第7項…準用規定(第72条:放課後等デイサービス、第80条:保育所等訪問支援(今回改正))により適用。なお、保育所等訪問支援については、保護者に加えて訪問先施設の評価も受け、自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価並びに改善の内容を、保護者及び訪問先施設に示すとともに、公表する。

➤ (参考) 国通所基準省令第26条第4項(追加)、第6項・第7項(改正)

★第4項中「心身の健康等に関する領域」

- ① 健康・生活 ② 運動・感覚 ③ 認知・行動 ④ 言語・コミュニケーション ⑤ 人間関係・社会性

★自己評価・保護者評価について、実施方法を明確化し、自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を公表することに加えて、保護者に示すことが必要です。

施行期日

令和6年4月1日

第6 基準条例の改正概要⑤

② 質の高い支援の提供の推進

支援プログラム <通所>

○通所基準条例

第二十七条の二 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第四項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

※準用規定(第72条:放課後等デイサービス、第72条の12:居宅訪問型児童発達支援(今回改正))により適用。

➤ (参考) 国通所基準省令第26条の2 (追加)

★総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、事業所ごとに、5領域との関連性を明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラムを策定し、公表しなければなりません。

○経過措置

令和7年3月31日までの間は、プログラムの公表について努力義務となります。

施行期日

令和6年4月1日 ※1年間の経過措置あり

質の高い支援の提供 <入所>

○入所基準条例

(指定入所支援の取扱方針)

第二十一条 1 略

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。

3~5 略

※医療型障害児入所施設は準用規定(第58条)により適用

➤ (参考) 国入所基準省令第20条第2項 (追加)

施行期日

令和6年4月1日

第6 基準条例の改正概要⑥

③ 児童発達支援センターの一元化

○通所基準条例

医療型児童発達支援の規定を削除し、児童発達支援の規定に統合

第七条 1・2 略

3 前二項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

4~9 略

○経過措置

改正後の児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、改正後の通所基準条例第7条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

第十一条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。)は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場(指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備(医務室を除く。)に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

3・4 略

○経過措置

・改正後の児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、改正後の通所基準条例第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

・令和6年4月1日時点で現に指定を受けている改正前の通所基準条例第7条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、改正後の通所基準条例第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

(利用定員)

第十二条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)にあっては、利用定員を五人以上とすることができます。

○経過措置

令和6年4月1日時点で現に指定を受けている改正前の通所基準条例第7条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、改正後の通所基準条例第7条及び第12条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

→ (参考) 国通所基準省令第6条等 (追加、改正又は削除)

第6 基準条例の改正概要⑦

③ 児童発達支援センターの一元化

○施設基準条例

医療型児童発達支援センターの規定を削除し、児童発達支援センターの規定に統合

(設備の基準)

第八十条 児童発達支援センターの設備の基準は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場(当該児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けることとする。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備(医務室を除く。)の基準に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。

3 第一項の発達支援室及び遊戯室は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 発達支援室の一室の定員は、おおむね十人とし、その面積は、児童一人につき二・四七平方メートル以上とすること。

二 遊戯室の面積は、児童一人につき一・六五平方メートル以上とすること。

○経過措置

・改正後の児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、改正後の施設基準条例第80条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

・令和6年4月1日時点で現に設置している改正前の施設基準条例第80条第1号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第2号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、改正後の施設基準条例第80条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

(職員)

第八十一条 1 略

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員(嘱託医を除く。)に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならぬ。

3~5 略

○経過措置

・改正後の児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、改正後の施設基準条例第81条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

・令和6年4月1日時点で現に設置している改正前の施設基準条例第80条第1号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第2号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、改正後の施設基準条例第81条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

▶ (参考) 国施設基準省令第62条等(追加、改正又は削除)

第6 基準条例の改正概要⑧

③ 児童発達支援センターの一元化

★障害特性にかかわらず、身近な地域で支援を受けるれるよう、福祉型・医療型の類型を一元化するとともに、福祉型における3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分も一元化。

施行期日

令和6年4月1日 ※一部経過措置あり

第6 基準条例の改正概要⑨

④ インクルージョンの推進

○通所基準条例

(障害児の地域社会への参加及び包摂の推進)

第二十七条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようになると、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂(以下「インクルージョン」という。)の推進に努めなければならない。

※準用規定(第72条:放課後等デイサービス、第80条:保育所等訪問支援(今回改正))により適用

➤ (参考) 国通所基準省令第26条の3 (追加)

(児童発達支援計画の作成等)

第二十八条 1～3 略

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、第二十七条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的な内容、指定児童発達支援を提供するまでの留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携について当該児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5～10 略

※準用規定(第72条:放課後等デイサービス、第72条の12:居宅訪問型児童発達支援(今回改正)、第80条:保育所等訪問支援(今回改正))により全てのサービスに適用。ただし、居宅訪問型児童発達支援については、5領域との関連性を踏まえていればよく(インクルージョンの観点は不要)、保育所等訪問支援については、インクルージョンの観点を踏まえていればよい(5領域との関連性は不要)。

➤ (参考) 国通所基準省令第27条第4項 (改正)

★併行通園や保育所等への移行等、インクルージョンの推進の取組を推進し、障害の有無にかかわらず、全てのこどもが共に育つ環境整備を進めるため、5領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえて個別支援計画を作成しなければなりません。

施行期日

令和6年4月1日

第6 基準条例の改正概要⑩

⑤ 管理者の兼務要件の一部緩和

○通所基準条例

(管理者)

第八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定児童発達支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができます。

※準用規定(第68条:放課後等デイサービス、第72条の7:居宅訪問型児童発達支援、第75条:保育所等訪問支援)により全サービスに適用

▶ (参考) 国通所基準省令第7条(改正)

★管理者について、事業所の管理上支障がない場合には、同一敷地内等に限らず、他の事業所等の職務に従事することができます。

施行期日

令和6年4月1日

⑥ 指定障害児相談支援事業所への個別支援計画の交付

○通所基準条例

(児童発達支援計画の作成等)

第二十八条 1~6 略

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付しなければならない。

8~10 略

※準用規定(第72条:放課後等デイサービス、第72条の12:居宅訪問型児童発達支援(今回改正)、第80条:保育所等訪問支援(今回改正))により全てのサービスに適用

▶ (参考) 国通所基準省令第27条(改正)

施行期日

令和6年4月1日

第6 基準条例の改正概要⑪

⑦ 移行支援計画の作成

○入所基準条例

(指定障害児入所施設等の一般原則)

第三条 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「入所支援計画」といふ。)及び障害児(十五歳以上の障害児に限る。)が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」といふ。)第五条第一項の障害福祉サービス(以下この条、第二十二条の二第二項及び第三項並びに第四十七条において「障害福祉サービス」といふ。)その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画(以下「移行支援計画」といふ。)を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、指定入所支援が障害児にとって適切かつ効果的なものとなるよう、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じなければならない。

▶ (参考) 国入所基準省令第3条(改正)

(移行支援計画の作成等)

第二十二条の二 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。

5 前条第三項及び第五項から第七項までの規定は、第二項の移行支援計画の作成について準用する。

6 前条第三項、第五項から第七項まで及び第九項並びに第二項及び第三項の規定は、第四項の移行支援計画の変更について準用する。

※医療型障害児入所施設は準用規定(第58条)により適用

▶ (参考) 国入所基準省令第21条の2(追加)

★成人期に向けた移行支援の強化のため、15歳以上に達した入所児童について、入所支援計画の作成と同様の手順により、移行支援計画を作成し、計画に基づき移行支援を進める必要があります。

施行期日

令和6年4月1日

第6 基準条例の改正概要⑫

⑧ 新興感染症の発生時の対応の取り決め

○入所基準条例

(協力医療機関等)

第四十条 1・2略

3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項の第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項の新型インフルエンザ等感染症、同条第八項の指定感染症又は同条第九項の新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならぬ。

（参考）国入所基準省令第39条第3項及び第4項（追加）

★新興感染症の発生時等に施設内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、福祉型障害児入所施設においては、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めてください。

★福祉型障害児入所施設において、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合は、当該第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応について協議する必要があります。

施行期日

令和6年4月1日

1. 児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実

- 児童発達支援センターを中核に、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めるとともに、地域の障害児支援体制の充実を図る
 (①障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備 ②児童発達支援センターの機能・運営の強化)

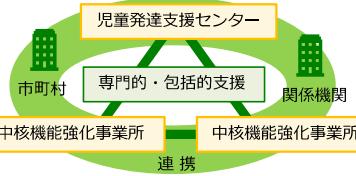
①障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備

- **児童発達支援センターの基準・基本報酬**について、福祉型・医療型の類型を一元化するとともに、福祉型における3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分も一元化
 - ・一元化後の新たな基準・基本報酬は、現行の福祉型（障害児）を基本に設定
 - ・児童発達支援センターが治療を併せて行う場合には、旧医療型で求めていた医療法に規定する診療所に必要とされる基準を求める
 - ・3年（令和9年3月31日までの間）の経過措置期間を設け、この間、一元化前の旧基準に基づく人員・設備等による支援を可能とする。この場合に算定する基本報酬・加算について、現行の基本報酬と今回の報酬改定の内容を踏まえて設定

②児童発達支援センターの機能・運営の強化

- 専門人材を配置して地域の関係機関と連携した支援の取組を進めるなど、4つの機能（※）を発揮して地域の障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターについて、中核拠点型と位置付けて、体制や取組に応じて段階的に評価（**中核機能強化加算**）
 - (※) ①幅広い専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - ②地域の障害児支援事業所に対するスパーコーディネーション機能
 - ③地域のイクルージョンの中核機能
 - ④地域の発達支援に関する入口としての相談機能
- 児童発達支援センターが未設置の地域等において、センター以外の事業所が中核的な役割を担う場合に評価（**中核機能強化事業所加算**）

児童発達支援センター等を中核とした地域の支援体制の整備・強化



【体制の例】

- ・1（又は複数）の児童発達支援センターが中核拠点型として機能を発揮
- ・それぞれ専門性や強みを持つ児童発達支援センターと地域の事業所が連携して機能を発揮
- ・センターが未設置の場合等に、地域の中核となる1の事業所が機能を発揮
- ・それぞれ専門性や強みを持つ地域の複数の事業所が連携して機能を発揮

児童発達支援センター（中核拠点型）

新設《中核機能強化加算》 22～155単位／日
 ※ 市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援センターにおいて、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

体制・取組要件	(I) イ+ロ+ハ全てに適合 55～155単位／日	ハ 多職種連携による専門的な支援体制・取組 (保育士・児童指導員、PT、OT、ST、心理、看護等)
	(II) イ+ロ 44～124単位／日	□ 障害児支援の専門人材の配置・取組（障害特性を踏まえた専門的支援・チーム支援、人材育成等）
	(III) イ又はロ 22～62単位／日	イ 地域支援や支援のコーディネートの専門人材の配置・取組（関係機関連携・イクルージョンの推進等）

基本要件

- 地域における中核機関としての体制・取組
 - ・市町村との連携体制、幅広い発達段階に対応する体制、イクルージョン推進体制、相談支援体制等の確保、取組内容の公表、外部評価の実施、職員研修の実施等

児童発達支援事業所・放課後等デイサービス（中核機能強化事業所）

新設《中核機能強化事業所加算》 75～187単位／日
 ※ 市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける事業所において、専門人材を配置して、自治体や地域の関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

2. 質の高い発達支援の提供の推進①

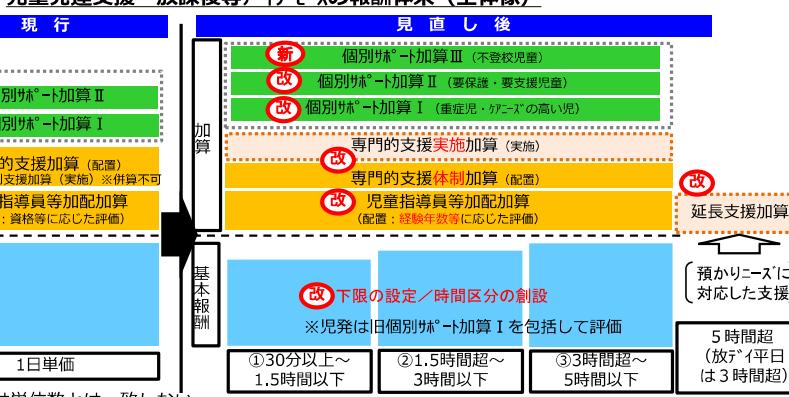
- 適切なアセスメントとこどもの特性を踏まえた総合的な支援・専門的な支援や関係機関との連携強化等を進め、個々の特性や状況に応じた質の高い発達支援の提供を推進する
 - (①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等 ②関係機関との連携の強化 ③将来の自立等に向けた支援の充実、④その他)

①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等

【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 支援において、5領域（※）を全て含めた**総合的な支援**を提供することを基本とし、支援内容について事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で提供することを求める《運営基準》
 (※) 「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」
- 5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示す**支援プロトコラル**の作成・公表を求める《運営基準》とともに、**未実施減算**を設ける
- **児童指導員等加配加算**について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、配置形態（常勤・非常勤等）や経験年数に応じて評価
- **専門的支援加算及び特別支援加算**について、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、2段階で評価
- **基本報酬**について、極めて短時間の支援（30分未満）は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、**支援時間による区分**を設ける
 - ・支援時間による区分は「30分以上1時間30分以下」「1時間30分超3時間以下」「3時間超5時間以下」の3区分とする（放課後等デイサービスにおいては、「3時間超5時間以下」は学校休業日のみ算定可）
 - ・5時間（放デイ平日は3時間）を超える長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として同加算により評価
- **自己評価・保護者評価**について、実施方法を明確化する《運営基準》

児童発達支援・放課後等デイサービスの報酬体系（全体像）



新設《支援プロトコラル未公表減算》

所定単位数の85%算定 ※令和7年4月1日から適用

児童指導員等加配加算

[現行]	理学療法士等を配置 児童指導員等を配置 その他の従業者を配置	7.5～18.7単位／日 4.9～12.3単位／日 3.6～9.0単位／日
[改定後]	児童指導員等を配置 常勤専従・経験5年以上 常勤専従・経験5年未満 常勤換算・経験5年以上 常勤換算・経験5年未満 その他の従業者を配置	7.5～18.7単位／日 5.9～15.2単位／日 4.9～12.3単位／日 4.3～10.7単位／日 3.6～9.0単位／日

専門的支援加算・特別支援加算

[現行]	○専門的支援加算 理学療法士等を配置 児童指導員を配置 ○特別支援加算 5.4単位／回	7.5～18.7単位／日 4.9～12.3単位／日 5.4単位／回
[改定後]	○専門的支援体制加算 専門的支援実施加算 専門的支援加算 5.0単位／回 (原則月4回まで) ※体制加算：理学療法士等を配置 ※実施加算：専門人材が個別・集中的な専門的支援を計画的に実施	4.9～12.3単位／日 1.50単位／回 (原則月4回まで) ※実施加算：専門人材が個別・集中的な専門的支援を計画的に実施

2. 質の高い発達支援の提供の推進②

②関係機関との連携の強化 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 関係機関連携加算について、対象となる関係機関に医療機関や児童相談所等を含めるとともに、個別支援計画作成時以外に情報連携を行った場合に評価

《関係機関連携加算》

【現行】

- (I) 200単位／回（月1回まで）保育所や学校等と連携し個別支援計画を作成等
(II) 200単位／回（1回まで）就学先・就職先と連絡調整

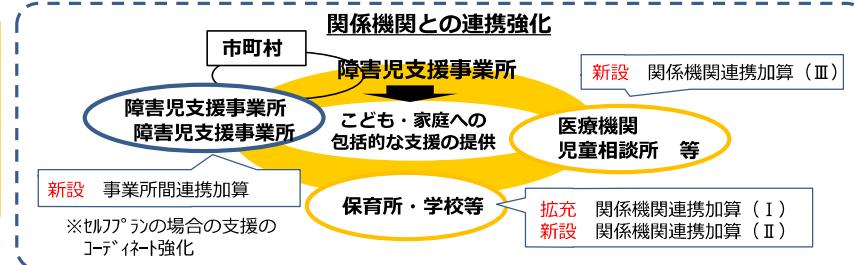
【改定後】

- (I) 250単位／回（月1回まで）保育所や学校等と連携し個別支援計画を作成等
(II) 200単位／回（月1回まで）保育所や学校等とI以外で情報連携
(III) 150単位／回（月1回まで）児童相談所・医療機関等と情報連携
(IV) 200単位／回（1回まで）就学先・就職先と連絡調整

- セルフプランで複数事業所を併用する児について、事業所間で連携し、子どもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に評価（事業所間連携加算）※併せて、障害児支援利用計画（セルフプラン）と個別支援計画を自治体・事業所間で共有して活用する仕組みを設ける

新設《事業所間連携加算》

- (I)（中核となる事業所）500単位／回（月1回まで）
(II)（連携する事業所）150単位／回（月1回まで）
※(I)会議開催等による事業所間情報連携、家族への相談援助や自治体との情報連携等を実施
(II)情報連携に参画、事業所内で情報を共有し支援に反映



③将来の自立等に向けた支援の充実 【放課後等デイサービス】

- 孩童の状態等も踏まえながら、通所や帰宅の機会を利用して自立に向けた支援を計画的に行った場合に評価（通所自立支援加算）
○ 高校生について、学校や地域との連携の下、学校卒業後の生活を見据えた支援を行った場合に評価（自立サポート加算）

新設《通所自立支援加算》 60単位／回（算定開始から3月まで）
※学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、職員が付き添って計画的に支援を行った場合

新設《自立サポート加算》 100単位／回（月2回まで）
※高校生（2年・3年に限る）について、学校や地域の企業等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行なった場合

④その他

- 事業所に対し、障害児等の意思の尊重、子どもの最善の利益の優先考慮の下で、個別支援計画の作成、個別支援会議の実施、支援の提供を進めることを求める《運営基準》【障害児支援全サービス】
○ 令和5年度末までの経過措置とされていた児童発達支援センターの食事提供加算について、栄養面など障害児の特性に応じた配慮や、食育的な観点からの取組等を求めるとともに、取組内容に応じた評価とする見直しを行った上で、令和9年3月末まで経過措置を延長

3. 支援ニーズの高い児への支援の充実①

- 医療的ケア児や重症心身障害児、強度行動障害を有する児をはじめ、より専門的な支援が必要な障害児への支援の充実を図り、障害特性に関わらず地域で安心して暮らし育つことができる環境整備を進める
(①医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実 ②強度行動障害を有する児への支援の充実 ③ケアニーズの高い児への支援の充実
④不登校児童への支援の充実 ⑤居宅訪問型児童発達支援の充実)

①医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実

【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 喫痰吸引等が必要な障害児に対する認定特定行為業務従事者による支援を評価する医療連携体制加算（VII）について、評価を見直すとともに、主として重症心身障害児に対して支援を行う事業所においても算定可能とする

《医療連携体制加算（VII）》

【現行】 100単位／日

【改定後】 250単位／日

※主として重症児を支援する事業所の場合にも算定可能とする

- 主として重症心身障害児に対し支援を行う事業所の基本報酬について、定員による区分設定を、1人単位刻みから3人単位刻みとする。
なお、同事業所の基本報酬については時間区分割設の見直しは行わない
○ 医療的ケア児や重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合に評価
(入浴支援加算)

新設《入浴支援加算》

55単位／回（月8回まで）

※放デイは70単位／回

○ 送迎加算について、子どもの医療濃度等も踏まえて評価

《送迎加算》

【現行】 障害児 54単位／回
医療的ケア児 + 37単位／回

(※) 医療的ケア区分による基本報酬の事業所のみ算定可
看護職員の付き添いが必要

【児発センター、主として重症児を支援する事業所の場合】
重症心身障害児 37単位／回

(※) 職員の付き添いが必要

【改定後】

障害児 54単位／回 重症心身障害児 + 40単位／回

医療的ケア児 + 40単位 又は + 80単位／回

(※) 医療的ケア区分による基本報酬以外の事業所でも算定可

80: 医療的ケアア

16点以上の場合

【児発センター、主として重症児を支援する事業所の場合】

重症心身障害児 40単位／回

医療的ケア児 40単位 又は 80単位／回

(※) 医療的ケア児については医療的ケアが可能な職員の付き添いが必要

(※) 重症心身障害児については、職員の付き添いが必要

- 居宅介護の特定事業所加算の加算要件（重度障害者への対応、中重度障害者への対応）に、医療的ケア児及び重症心身障害児を追加
○ 共生型サービスにおいて、医療的ケア児に対して支援を行った場合に評価（共生型サービス医療的ケア児支援加算）

新設《共生型サービス医療的ケア児支援加算》

400単位／日 (※) 看護職員等を1以上配置

②強度行動障害を有する児への支援の充実

【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 強度行動障害児支援加算について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実する。放課後等デイサービスにおいて、専門人材の支援の下、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価を見直す

《強度行動障害児支援加算》

【現行】 155単位／日

※基礎研修修了者を配置し、強度行動障害を有する児
(児基準20点以上) に対して支援

【改定後】 (I) (児基準20点以上) 200単位／日

(II) (児基準30点以上) 250単位／日 (※放デイのみ)
加算開始から90日間は+500単位／日

3. 支援ニーズの高い児への支援の充実②

③ケニアーズの高い児への支援の充実

【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- **児童発達支援の個別サポート加算（Ⅰ）**について、基本報酬に包括化して評価することとした上で、著しく重度の障害児が利用した場合を評価

《個別サポート加算（Ⅰ）》 【現行】 100単位／日 ※乳幼児等サポート調査表で食事・排せつ・入浴・移動が一定の区分に該当する児に対して支援（主として重症児除く）	➡ [改定後] 120単位／日 ※重症心身障害児等、著しく重度の障害児に対して支援（主として重症児除く）
--	---
- **放課後等デイサービスの個別サポート加算（Ⅰ）**について、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、著しく重度の障害児が利用した場合の評価を見直す

《個別サポート加算（Ⅰ）》 【現行】 100単位／日 ※著しく重度（食事・排せつ・入浴・移動のうち3以上が全介助）又はケニアーズの高い（就学時サポート調査表で13点以上）児に対して支援（主として重症児除く）	➡ [改定後] ケニアーズの高い障害児に支援 90単位／日 同 基礎研修修了者を配置し支援 120単位／日 著しく重度の障害児に支援 120単位／日 (主として重症児除く)
--	---
- **個別サポート加算（Ⅱ）**について、こども家庭センターやサポートラインに基づく支援との連携を推進しつつ、評価を見直す

《個別サポート加算（Ⅱ）》 【現行】 125単位／日 ※要保護・要支援児童に対し、児相等と連携して支援	➡ [改定後] 150単位／日 ※要保護・要支援児童に対し、児相や <u>ご家セン</u> 等と連携して支援
--	---
- **人工内耳を装用している児に支援を行った場合を評価**

《人工内耳装用児支援加算》 【現行】 445～603単位／日 ※主として難聴児を支援する児発センターにおいて支援する場合	➡ [改定後] (I) 児発センター（聴力検査室を設置） 445～603単位／日 (II) その他のセンター・事業所 150単位／日 ※医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し計画的に支援
--	---
- **視覚・聴覚・言語機能に重度の障害のある児**に対して、意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して支援を行った場合を評価（**視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算**）

新設 《視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算》 100単位／日	
---------------------------------------	--

④不登校児童への支援の充実

【放課後等デイサービス】

- 放課後等デイサービスにおいて、不登校児童に対して、通常の発達支援に加えて、学校との連携を図りながら支援を行った場合を評価（**個別サポート加算（Ⅲ）**）

新設 《個別サポート加算（Ⅲ）》 70単位／日 ※放デイのみ	
--	--

⑤居宅訪問型児童発達支援の充実

※見直し内容については、5. インクルージョンの推進（保育所等訪問支援の充実）等を参照

- 支援において5領域を全て含めた**総合的な支援**を提供することや、事業所の**支援プログラムの作成・公表**等を求める
- 効果的な支援の確保・促進（**支援時間の下限**の設定、**訪問支援員特別加算**の見直し、**多職種連携支援加算**の新設）
- 強度行動障害の支援スキルのある訪問支援員が専門的な支援を行った場合を評価（**強度行動障害児支援加算**の新設）
- 障害児の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合を評価（**家族支援加算**の新設）

4. 家族支援の充実

- 養育支援や預かりニーズへの対応など、保護者・きょうだいへの家族支援を推進し、家族全体のウェルビーイングの向上を図る（①家族への相談援助等の充実 ②預かりニーズへの対応）

①家族への相談援助等の充実

【児童発達支援・放課後等デイサービス】

※保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援においても、家族支援の評価を充実

- **家庭連携加算（居宅への訪問による相談援助）**と**事業所内相談支援加算**（事業所内での相談援助）について、統合し、オンラインによる相談援助を含め、個別とグループでの支援に整理して評価。きょうだいも相談援助等の対象であることを明確化

《家庭連携加算・事業所内相談支援加算》

【現行】 《家庭連携加算》

居宅訪問 280単位（1時間未満187単位）／回（月4回まで）

《事業所内相談支援加算》

(I) (個別相談) 100単位／回（月1回まで）

(II) (グループ) 80単位／回（月1回まで）

➡ [改定後] 《家族支援加算》（I・IIそれぞれ月4回まで）

(I) 個別の相談援助等 居宅訪問 300単位（1時間未満200単位）／回

施設等で対面 100単位／回

オンライン 80単位／回

(II) グループでの相談援助等 施設等で対面 80単位／回

オンライン 60単位／回

- 家族が支援場面等を通じて、子どもの特性や、特性を踏まえた子どもへの関わり方等を学ぶことができる機会を提供した場合に評価（**子育てサポート加算**）

新設 《子育てサポート加算》 80単位／回（月4回まで）

※保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、子どもの特性や、特性を踏まえた子どもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

②預かりニーズへの対応

【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定することとあわせて、**延長支援加算**を見直し、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価

《延長支援加算》

【現行】

延長1時間未満

障害児
61単位／日

重症心身障害児
128単位／日

同1時間以上2時間未満

92単位／日

192単位／日

同2時間以上

123単位／日

256単位／日

同3時間以上

123単位／日

256単位／日

同4時間以上

123単位／日

256単位／日

同5時間以上

123単位／日

256単位／日

同6時間以上

123単位／日

256単位／日

同7時間以上

123単位／日

256単位／日

同8時間以上

123単位／日

256単位／日

同9時間以上

123単位／日

256単位／日

同10時間以上

123単位／日

256単位／日

同11時間以上

123単位／日

256単位／日

同12時間以上

123単位／日

256単位／日

同13時間以上

123単位／日

256単位／日

同14時間以上

123単位／日

256単位／日

同15時間以上

123単位／日

256単位／日

同16時間以上

123単位／日

256単位／日

同17時間以上

123単位／日

256単位／日

同18時間以上

123単位／日

256単位／日

同19時間以上

123単位／日

256単位／日

同20時間以上

123単位／日

256単位／日

同21時間以上

123単位／日

256単位／日

同22時間以上

123単位／日

256単位／日

同23時間以上

123単位／日

256単位／日

同24時間以上

123単位／日

256単位／日

同25時間以上

123単位／日

256単位／日

同26時間以上

123単位／日

256単位／日

同27時間以上

123単位／日

256単位／日

同28時間以上

123単位／日

256単位／日

同29時間以上

123単位／日

256単位／日

同30時間以上

123単位／日

256単位／日

同31時間以上

123単位／日

256単位／日

同32時間以上

123単位／日

256単位／日

同33時間以上

123単位／日

256単位／日

同34時間以上

123単位／日

256単位／日

同35時間以上

123単位／日

256単位／日

同36時間以上

123単位／日

256単位／日

同37時間以上

123単位／日

256単位／日

同38時間以上

123単位／日

256単位／日

同39時間以上

123単位／日

256単位／日

同40時間以上

123単位／日

256単位／日

同41時間以上

123単位／日

256単位／日

同42時間以上

123単位／日

256単位／日

同43時間以上

123単位／日

256単位／日

同44時間以上

123単位／日

256単位／日

同45時間以上

123単位／日

256単位／日

同46時間以上

123単位／日

256単位／日

同47時間以上

123単位／日

256単位／日

同48時間以上

123単位／日

256単位／日

同49時間以上

123単位／日

256単位／日

同50時間以上

123単位／日

256単位／日

同51時間以上

123単位／日

256単位／日

同52時間以上

123単位／日

256単位／日

同53時間以上

123単位／日

256単位／日

同54時間以上

123単位／日

256単位／日

同55時間以上

123単位／日

256単位／日

同56時間以上

123単位／日

256単位／日

同57時間以上

123単位／日

256単位／日

同58時間以上

123単位／日

256単位／日

5. インクルージョンの推進

- 保育所等への支援を行なながら併行通園や保育所等への移行を推進するなど、インクルージョンの取組を推進し、障害の有無に関わらず全てのこどもが共に育つ環境整備を進める
(①児童発達支援・放課後等デイサービスにおけるインクルージョンに向けた取組の推進 ②保育所等訪問支援の充実)

①児童発達支援・放課後等デイサービスにおけるインクルージョンに向けた取組の推進

- 事業所に対し、併行通園や保育所等への移行等、インクルージョン推進の取組を求めるとともに、事業所の個別支援計画において具体的な取組等について記載しその実施を求める《運営基準》
- **保育・教育等移行支援加算**について、保育所等への移行前の移行に向けた取組等についても評価
『保育・教育等移行支援加算』 [現行] 500単位／回（1回まで）
※通所支援事業所を退所して保育所等に通うことになった場合
(退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合) → **[改定後]** 退所前に移行に向けた取組を行った場合 500単位／回（2回まで）
退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合 500単位／回（1回まで）
同 保育所等を訪問して助言・援助を行った場合 500単位／回（1回まで）

②保育所等訪問支援の充実

<効果的な支援の確保・促進>

- 訪問支援時間に下限を設定し、30分以上とすることを求める。事業所に対し、インクルージョン推進の取組、個別支援計画について、保育所や学校等の訪問先と連携しての作成等を求める《運営基準》。フィードバックやカンファレンス、関係機関との連携等においてオンラインの活用を推進
- 訪問先施設に加えて、利用児童の支援に関わる医療機関や児童相談所等の関係機関と連携して個別支援計画の作成やケース会議等を実施した場合に評価（関係機関連携加算）
- 自己評価・保護者評価・訪問先評価の実施・公表を求める《運営基準》とともに、未実施減算を設ける
- **訪問支援員特別加算**について、配置のみではなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、経験のある訪問支援員への評価を見直す
『訪問支援員特別加算』 [現行] 679単位／日
※保育士等、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上の職員を配置 → **[改定後]** (I) 業務従事10年以上（又は保育所等訪問等5年以上） 850単位／日
(II) 同 5年以上（同） 3年以上 700単位／日

新設《関係機関連携加算》150単位／回（月1回まで）

所定単位数の85%算定 ※令和7年4月1日から適用

- 職種の異なる複数人のチームでの多職種連携による支援について評価（多職種連携支援加算）

新設《多職種連携支援加算》200単位／回（月1回まで）

※訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を含む、職種の異なる複数人で連携して訪問支援を行った場合

<ケアニーズの高い児のインクルージョン推進>

- 重症心身障害児等の著しく重度の障害児、医療的ケア児、強度行動障害を有する児へ支援を行った場合に評価
(ケアニーズ対応加算・強度行動障害児支援加算)

新設《強度行動障害児支援加算》200単位／日

※実践研修修了者を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、支援計画を作成し、基礎研修又は実践研修修了者が支援

<家族支援の充実>

- 家族支援の評価を見直す

【現行】《家庭連携加算》

居宅訪問 280単位
(1時間未満187単位)／回
(月2回まで)

【改定後】《家族支援加算》(I)は月2回まで・(II)は月4回まで

(I) 個別の相談援助等 居宅訪問300単位（1時間未満200単位）／回
事業所等で対面 100単位／回 オンライン 80単位／回

(II) グループでの相談援助等 事業所等で対面 80単位／回 オンライン 60単位／回

6. 障害児入所施設における支援の充実

- 障害児入所支援について、家庭的な養育環境の確保と専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での障害児の育ちと暮らしを支える
(①地域生活に向けた支援の充実 ②小規模化等による質の高い支援の提供の推進 ③支援ニーズの高い児への支援の充実 ④家族支援の充実)

①地域生活に向けた支援の充実

- 移行支援計画を作成し同計画に基づき移行支援を進めることを求める《運営基準》
- 移行支援計画を作成・更新する際に、関係者が参画する会議を開催し、連携・調整を行った場合に評価（移行支援関係機関連携加算）
- 特別な支援を必要とする児の宿泊・日中活動体験時に支援を行った場合に評価（体験利用支援加算）
- **職業指導員加算**について、専門的な支援を計画的に提供することを求める内容に見直す

新設《移行支援関係機関連携加算》

250単位／回（月1回まで）

新設《体験利用支援加算》

(I) (宿泊) 700単位／日（1回3日・2回まで）
(II) (日中活動) 500単位／日（1回5日・2回まで）

【改定後】《日中活動支援加算》16～322単位／日

※経験を有する職業指導員を専任で配置し、日中活動に関する計画を作成し支援

②小規模化等による質の高い支援の提供の推進

- できる限り良好な家庭的な環境の中で支援を行うことを求める
《運営基準》
- **小規模グループケア加算**について、より小規模なケアとサテライト型の評価を見直す
- **基本報酬（主として知的障害児に支援を行う場合）**について、利用定員規模別の報酬設定をよりきめ細かく（11人以上～40人以下の区分を10人刻みから5人刻みに）設定するとともに、大規模の定員区分について整理（111人以上の区分を削る）

《小規模グループケア加算》

【現行】240単位／日 サテライト型 + 308単位／日

↓
※専任の児童指導員等を1以上（サテライト型は2以上）配置

【改定後】規模に応じて186～320単位／日 サテライト型 + 378単位／日

※サテライト型は3以上（うち2は兼務可）配置

③支援ニーズの高い児への支援の充実

- **強度行動障害児特別支援加算**について、体制・設備の要件を整理し評価を見直すとともに、行動障害の状態がより強い児への支援について、専門人材の配置等を求めた上で評価を見直す

《強度行動障害児特別支援加算》

【現行】781単位／日

加算開始から90日間は+700単位／日

【改定後】(I) (児基準20点以上) 390単位／日

(II) (児基準30点以上) 781単位／日 ※90日間+700単位は変更なし

※加配・設備要件を緩和。IIについて中核的人材を配置

- 被虐待児に対して、関係機関とも連携しながら心理面からの支援を行った場合に評価（要支援児童加算）

新設《要支援児童加算》(I) (関係機関と連携した支援)

150単位／回（月1回まで）

(II) (心理担当職員による計画的な心理支援) 150単位／回（月4回まで）

④家族支援の充実

- 入所児童の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合に評価（家族支援加算）

新設《家族支援加算》(I・IIそれぞれ月2回まで)

(I) 個別の相談援助等 居宅訪問300単位（1時間未満200単位）／回

施設等で対面 100単位／回 オンライン 80単位／回

(II) グループでの相談援助等 施設等で対面 80単位／回 オンライン 60単位／回

府子本第189号
30文科初第1616号
子発0228第2号
障発0228第2号
平成31年2月28日

都道府県知事
都道府県教育委員会教育長
指定都市市長
指定都市教育委員会教育長
中核市市長
児童相談所設置市市長
附属学校を置く国立大学法人学長
各附属学校を置く公立大学法人学長
小中高等学校を設置する学校設置会社
を所管する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた地方公共団体の長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
高等専門学校を設置する地方公共団体の長
高等専門学校を設置する公立大学法人の理事長
高等専門学校を設置する学校法人の理事長
殿

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公印省略)
文部科学省総合教育政策局長
(公印省略)
文部科学省初等中等教育局長
(公印省略)
文部科学省高等教育局長
(公印省略)
厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、

子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

このような状況から、学校等（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設をいう。）及び障害児通所支援事業所をいう。以下同じ。）及びその設置者や市町村・児童相談所等の関係機関に対しては、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた対応をお願いしているところであるが、本年 1 月に千葉県野田市で発生した小学校 4 年生死亡事案を受け、「「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」（平成 31 年 2 月 8 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）が決定され、児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認を実施するなど緊急点検を実施し、抜本的な体制強化を図ることとされた。

こうした対応を受け、増加する児童虐待に対応するため、とりわけ、学校等における児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた子どもの適切な保護等について、学校等及びその設置者と市町村・児童相談所が連携した対応が図られるよう、下記に掲げる取組の徹底を改めてお願ひする。

なお、児童虐待への対応に当たっては、

- ・学校等においては、児童虐待の早期発見・早期対応に努め、市町村や児童相談所等への通告や情報提供を速やかに行うこと
- ・児童相談所においては、児童虐待通告や学校等の関係機関からの情報提供を受け、子どもと家族の状況の把握、対応方針の検討を行った上で、一時保護の実施や来所によるカウンセリング、家庭訪問による相談助言、保護者への指導、里親委託、児童福祉施設への入所措置など必要な支援・援助を行うこと
- ・市町村においては、自ら育児不安に対する相談に応じるとともに、市町村に設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関として、支援を行っている子どもの状況把握や支援課題の確認、並びに支援の経過などの進行管理を恒常的に行い、自ら相談支援を行うことはもとより関係機関がその役割に基づき対応に当たれるよう必要な調整を行うこと
- ・警察においては 110 番通報や児童相談所等の関係機関からの情報提供を受け、関係機関と連携しながら子どもの安全確保、保護を行うとともに、事案の危険性・緊急性を踏まえ、事件化すべき事案については厳正な捜査を行うこと

等といった固有の責務を関係機関それぞれが有しており、こうした責務を最大限に果たしていくことを前提として下記の連携などの取組を進めることが必要である。

都道府県においては管内市区町村、所轄の私立学校及び関係機関へ、都道府県教育委員会・指定都市教育委員会においては管内市区町村教育委員会、所管の学校及び関係機関へ、指定都市・中核市・児童相談所設置市においては関係機関へ、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人においては附属学校へ、独立行政法人国立高等専門学校機構並びに高等専門学校を設置する地方公共団体、公立大学法人及び学校法人においてはその設置する学校へ、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体においては認可した学校へそれぞれ周知いただきたい。

なお、本通知については、警察庁生活安全局と協議済であることを申し添える。

記

1. 今回事案を踏まえて対策の強化を図るべき事項

(1) 要保護児童等の通告元に関する情報の取扱いについて

市町村・児童相談所においては、保護者に虐待を告知する際には子どもの安全を第一とするとともに、通告者保護の観点から、通告元（児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項に規定する児童虐待に係る通告を行った者をいう。）は明かせない旨を保護者に伝えることを徹底すること。

(2) 要保護児童等の情報元に関する情報の取扱いについて

学校等及びその設置者においては、保護者から情報元（虐待を認知するに至った端緒や経緯をいう。以下同じ。）に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に伝えないとするとともに、児童相談所等と連携しながら対応すること。

さらに、市町村・児童相談所においては、子どもの安全が確保されない限り、子どもからの虐待の申し出等の情報元を保護者に伝えないこと。

現に、保護者との関係等を重視しすぎることで、子どもの安全確保が疎かになり、重大な事態に至ってしまう事例が生じていることに十分留意すべきである。

＜児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化『2新たなルールの設定』＞

(3) 保護者からの要求への対応について

学校等は、保護者が、児童虐待の通告や児童相談所による一時保護、継続指導等に関して不服があり、保護者から学校等に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、複数の教職員等で対応するとともに、即座に設置者に連絡した上で組織的に対応すると同時に、設置者と連携して速やかに市町村・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携して対応すること。

学校等の設置者は、保護者が、児童虐待の通告や児童相談所による一時保護、継続指導等に関して不服があり、保護者から学校等又はその設置者に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携して対応すること。

また、学校等又はその設置者と関係機関が連携して対応した結果については、要保護児童対策地域協議会（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下同じ。）において、事案を共有し、今後の援助方針の見直し等に活用すること。

＜児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化『2新たなルールの設定』＞

(4) 定期的な情報共有に係る運用の更なる徹底について

学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供については、本通知と同日付けで「学

校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）を発出し、要保護児童等（要保護児童対策地域協議会において、児童虐待ケースとして進行管理台帳に登録されており、学校等に在籍する子ども。）の出欠状況や欠席理由等について、学校等から市町村又は児童相談所へ定期的に情報提供を行うこととし、その適切な運用をお願いしたところである。

当該通知の運用に当たっては、当該要保護児童等に関して、不自然な外傷、理由不明の欠席が続く、虐待の証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握した時は、定期的な情報提供の期日を待つことなく、市町村又は児童相談所へ情報提供又は通告すること及び学校等又はその設置者から情報提供を受けた市町村又は児童相談所は、当該学校等又はその設置者から更に詳しく事情を聞き、組織的に評価した上で、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うこととともに「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有することについて、徹底されたい。

また、学校等は保護者等から要保護児童等が学校等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合（不登校等による欠席であって学校等が定期的な家庭訪問等により本人に面会でき、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村又は児童相談所に情報提供することについても、徹底されたい。

（なお、障害児通所支援事業所におけるこれらの取扱いは、原則として当該障害児通所支援事業所をほぼ毎日利用している子どもを想定しているが、障害児通所支援事業所の利用頻度が低い又は利用が不定期である子どもについては、本取扱いに準じた取扱いとすることとし、具体的な内容については、別途お示しする。）

その際、学校等又はその設置者から情報提供を受けた市町村又は児童相談所は、当該学校等又はその設置者から更に詳しく事情を聞き、組織的に評価した上で、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うとともに、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有すること。

※詳細は、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）を参照されたい。

＜児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策『関係機関（警察・学校・病院等）間の連携強化』＞
＜児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化『2新たなルールの設定』＞

（5）児童虐待に関する研修の更なる充実について

3. （1）記載のような研修の機会を活用するとともに、児童相談所の職員を講師に招くなどして、研修の充実に努めるほか、学校長等の管理職に対しても、児童虐待に関する具体的な事例を想定することなどによる実践的な研修に取り組まれたい。

2. ケース対応において留意すべき事項

(1) 学校等からの通告・相談における連携

市町村・児童相談所は、学校等又はその設置者からの通告は、地域、近隣住民あるいは家族、親族からの相談とは異なり、通告した機関が特定される可能性が高いことを説明すること。学校等又はその設置者からは通告の事実を保護者に伝えないようにすること。その際、保護者に対する対応方法について、市町村・児童相談所と事前に綿密な協議を行った上で、連携した対応を図られたい。

＜子ども虐待対応の手引き 第3章通告・相談の受理はどうするか 1. 通告・相談時に何を確認すべきか

(4) 通告・相談者別の対応のあり方 ⑥『保育所、学校等からの通告相談』＞

(2) 保護者への告知の方法

保護者に虐待の告知をすることで、保護者の怒りが子ども本人に向かい、さらなる虐待を誘発することを避けるよう何よりも注意すること。在宅での援助を続けることを前提に虐待の告知を行う場合は、子どもの安全は守られるという見通しを持って行うことが不可欠であり、そのためには、援助の方向性を示すことで養育を改善することはできると保護者が感じられるような方針を持って説明をすることなどを心がけること。

また、虐待の告知をした後、「余計なことは言うな」などと保護者が子どもの口を封じるなどして、子どもが正直に話さなくなることもあり得るので、その点も念頭に置いて、子どもの所属する機関（学校等）などと連携しながら子どもの様子に十分な注意を払うこと。

保護者が虐待の告知を受け止められず、虐待であることを否認して養育態度を改める姿勢がないような場合には、子どもの保護を図るなど、在宅での援助という方針自体を再検討しなければならないこと。 ＜子ども虐待対応の手引き『告知の方法』＞

＜子ども虐待対応の手引き 第4章調査及び保護者と子どもへのアプローチをどう進めるか 2. 虐待の告知をどうするか

(4) 告知の方法 ①『虐待通告を受けて在宅で支援する場合の告知』＞

(3) 一時保護解除後の対応

一時保護解除等により子どもが家庭復帰した後、児童相談所への来所が滞ったり、家庭訪問を拒んだり、不在が続くなど支援機関との関係が疎遠になるときは、子どもにとっての危機のサインであると考える必要があるため、学校等及びその設置者と市町村・児童相談所の間において、子どもから直接SOSを出せるような方法を確認しておくとともに、特に学齢期以降の子どもには関係機関の連絡先を伝えておくよう対応されたい。

＜子ども虐待対応の手引き 第10章施設入所及び里親委託中の援助 5. 家庭復帰の際の支援

(4) 家庭復帰後のケア＞

3. 児童虐待防止対策の強化を図るべき事項

(1) 児童虐待防止に係る研修の実施について

児童虐待を発見しやすい立場にある教職員等に対する児童虐待に関する研修の実施を促進されたい。

学校等及びその設置者におかれては、教職員等が、虐待を発見するポイントや発見後の対応の仕方等についての理解を一層促進するため、以下の研修について受講を勧奨されたい。

また、都道府県・市町村におかれては、主催する児童虐待防止に関する各種研修会について、教職員等の参加を呼びかけ、受講を促進されたい。

なお、教職員等を対象とした研修事業（国庫補助事業）は以下のとおりであるので、積極的に活用されたい。

＜児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策『児童虐待に関する研修の充実』＞

○子どもの虹情報研修センター主催 『教育機関・児童福祉関係職員合同研修』

学校や教育委員会で児童虐待に携わる者、市町村で児童虐待を担当する者、児童相談所職員による合同研修

○都道府県主催 『虐待対応関係機関専門性強化事業』

地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設職員、ケースワーカー、家庭相談員等の子どもの保護・育成に熱意のある者を対象とした児童虐待等に関する専門研修。

(以上)

府子本第190号
30文科初第1618号
子発0228第3号
障発0228第3号
平成31年2月28日

都道府県知事
都道府県教育委員会教育長
指定都市市長
指定都市教育委員会教育長
中核市市長
児童相談所設置市市長
附属学校を置く国立大学法人学長
各附属学校を置く公立大学法人学長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所管する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた地方公共団体の長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
高等専門学校を設置する地方公共団体の長
高等専門学校を設置する公立大学法人の理事長
高等専門学校を設置する学校法人の理事長

殿

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公印省略)
文部科学省総合教育政策局長
(公印省略)
文部科学省初等中等教育局長
(公印省略)
文部科学省高等教育局長
(公印省略)
厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

こうした中、平成 30 年 3 月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受けて、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、学校、保育所等と市町村、児童相談所との連携の推進を図るため、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」に基づく運用をお願いしているところであるが、本年 1 月に千葉県野田市で発生した小学校 4 年生死亡事案を踏まえ、今般、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」（別添）を定め、一層推進すべき取組として周知徹底を図るものであるので、適切な運用を図られたい。

都道府県においては管内市区町村、所轄の私立学校及び関係機関へ、都道府県教育委員会・指定都市教育委員会においては管内市区町村教育委員会、所管の学校及び関係機関へ、指定都市・中核市・児童相談所設置市においては関係機関へ、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人においては附属学校へ、独立行政法人国立高等専門学校機構並びに高等専門学校を設置する地方公共団体、公立大学法人及び学校法人においてはその設置する学校へ、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体においては認可した学校へそれぞれ周知いただきたい。

なお、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成 30 年 7 月 20 日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）については廃止する。

また、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

(別添)

学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針

1 趣旨

本指針は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校（以下「学校」という。）、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設をいう。以下同じ。）及び障害児通所支援事業所（以下「学校・保育所等」という。）から市町村又は児童相談所（以下「市町村等」という。）への児童虐待防止に係る資料及び情報の定期的な提供（以下「定期的な情報提供」という。）に関し、定期的な情報提供の対象とする児童、情報提供の頻度・内容、依頼の手続等の事項について、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「虐待防止法」という。）第 13 条の 4 の規定に基づく基本的な考え方を示すものである。

2 定期的な情報提供の対象とする児童

（1）市町村が情報提供を求める場合

要保護児童対策地域協議会（児童福祉法第 25 条の 2 に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下「協議会」という。）において、児童虐待ケースとして進行管理台帳（注）に登録されており、かつ、学校に在籍する幼児児童生徒学生、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設及び障害児通所支援事業所に在籍する乳幼児（以下「幼児児童生徒等」という。）を対象とする。

（注）進行管理台帳とは、市町村内における虐待ケース等に関して、子ども及び保護者に関する情報やその状況の変化等を記載し、協議会において絶えずケースの進行管理を進めるための台帳であり、協議会の中核機関である調整機関において作成するものである。

（2）児童相談所が情報提供を求める場合

児童相談所（児童福祉法第 12 条に規定する児童相談所をいう。以下同じ。）が管理している児童虐待ケースであって、協議会の対象となっておらず、かつ、学校・保育所等から通告があったものなど、児童相談所において必要と考える幼児

児童生徒等を対象とする。

3 定期的な情報提供の頻度・内容

(1) 定期的な情報提供の頻度

定期的な情報提供の頻度は、おおむね1か月に1回を標準とする。

(2) 定期的な情報提供の内容

定期的な情報提供の内容は、上記2(1)及び(2)に定める幼児児童生徒等について、対象期間中の出欠状況、(欠席した場合の)家庭からの連絡の有無、欠席の理由とする。

4 定期的な情報提供の依頼の手続

(1) 市町村について

市町村は、上記2(1)に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校・保育所等に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3(2)に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

(2) 児童相談所について

児童相談所は、上記2(2)に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校・保育所等に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3(2)に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

5 機関（学校・保育所等を含む。）間での合意

(1) 上記4により、市町村等が学校・保育所等に対し、定期的な情報提供の依頼を行う場合は、この仕組みが円滑に活用されるよう、市町村等と学校・保育所等との間で協定を締結するなど、事前に機関の間で情報提供の仕組みについて合意した上で、個別の幼児児童生徒等の情報提供の依頼をすることが望ましいこと。

(2) 協定の締結等による機関間での合意に際しては、本指針に掲げる内容を基本

としつつも、より実効性のある取組となるよう、おおむね1か月に1回程度を標準としている定期的な情報提供の頻度や、対象となる幼児児童生徒等の範囲について、定期的な情報提供の内容をより幅広く設定するなど、地域の実情を踏まえたものにすること。

- (3) 学校は、市町村等と協定の締結等により機関間での合意をしたときは、その内容等を設置者等（私立学校にあっては当該学校の所轄庁を含む。以下同じ。）に対しても報告すること。

6 定期的な情報提供の方法等

(1) 情報提供の方法

学校・保育所等は、市町村等から上記4の依頼文書を受けた場合、依頼のあつた期間内において、定期的に上記3に定める定期的な情報提供を書面にて行う。

(2) 設置者等への報告等

学校が市町村等へ定期的な情報提供を行った場合は、併せて設置者等に対してもその写しを送付すること。また、市町村等へ定期的な情報提供を行うに際しては、地域の実情に応じて設置者等を経由することも可能とする。

7 緊急時の対応

定期的な情報提供の期日よりも前であっても、学校・保育所等において、不自然な外傷がある、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象となる幼児児童生徒等から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境に変化があったなど、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村等に情報提供又は通告をすること。

また、学校・保育所等は保護者等から対象となる幼児児童生徒等が学校・保育所等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合（不登校等による欠席であって学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができる、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校・保育所等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村等に情報提供すること。

なお、障害児通所支援事業所におけるこれらの取扱いは、原則として当該障害児通所支援事業所をほぼ毎日利用している幼児児童生徒等を想定しているが、障害児通所支援事業所の利用頻度が低い又は利用が不定期である幼児児童生徒等については、本取扱いに準じた取扱いとすることとし、具体的な内容については、別途お示しする。

8 情報提供を受けた市町村等の対応について

(1) 市町村について

- ① 学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた市町村は、必要に応じて当該学校・保育所等から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報を複数人で組織的に評価する。
なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校・保育所等での相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。
- ② ①の評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら又は関係機関に依頼して家庭訪問を行う、個別ケース検討会議を開催するなど状況把握及び対応方針の検討を組織として行うとともに「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有すること。
- ③ 対応が困難な場合には児童相談所に支援を求めるとともに、専門的な援助や家庭への立入調査等が必要と考えられる場合は、速やかに児童相談所へ送致又は通知を行う。
- ④ 協議会においては、市町村内における全ての虐待ケース（上記2（2）の場合を除く。）について進行管理台帳を作成し、実務者会議の場において、定期的に（例えば3か月に1度）、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うことを徹底すること。

(2) 児童相談所について

- ① 児童相談所が学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた場合
ア 学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた児童相談所は、必要に応じて当該学校・保育所等から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報について援助方針会議等の合議による組織的な評価を行うとともに、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有すること。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校・保育所等で

の相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

イ アの評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら家庭訪問を行う、個別ケース検討会議の開催を市町村に求めるなど状況把握及び対応方針の検討を組織として行う。

ウ 必要に応じて立入調査、出頭要求、児童の一時保護等の対応をとる。

- ② 市町村が学校・保育所等から上記 6 の定期的な情報提供又は上記 7 の緊急時における情報提供を受けた場合、市町村の求めに応じて積極的に支援するものとする。

9 個人情報の保護に対する配慮

(1) 虐待防止法においては、市町村等から児童虐待に係る情報の提供を求められた場合、地方公共団体の機関は情報を提供することができると従前から規定されていた一方、児童虐待の兆しや疑いを発見しやすい立場にある民間の医療機関、児童福祉施設、学校等は提供できる主体に含まれておらず、これらの機関等が児童虐待に係る有益な情報を有しているような場合であっても、個人情報保護や守秘義務の観点を考慮し、情報提供を拒むことがあった。

児童虐待が疑われるケースについては、児童や保護者の心身の状況、置かれている環境等の情報は、市町村等において、児童の安全を確保し、対応方針を迅速に決定するために必要不可欠であることから、「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 63 号)においては、地方公共団体の機関に加え、病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関する機関や医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者(以下「関係機関等」という。)も、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該児童相談所長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされた。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないとされた(虐待防止法第 13 条の 4)。

(2) このため、学校・保育所等から市町村等に対して、定期的な情報提供を行うに当たって、「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。) 第 16 条及び第 23 条においては、本人の同意を得ない限

り、①あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならず、②第三者に個人データを提供してはならないこととされている。しかしながら、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされており、虐待防止法第13条の4の規定に基づき資料又は情報を提供する場合は、この「法令に基づく場合」に該当するため、個人情報保護法に違反することにならない。

なお、地方公共団体の機関からの情報提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用又は提供禁止の除外規定として、「法令に定めがあるとき」等を定めていることが一般的であり、虐待防止法第13条の4に基づく情報提供は「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例にこのような除外規定がある場合には条例違反とはならないと考えられる。

ただし、児童生徒等、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう十分な配慮の下、必要な限度で行わなければならぬので留意すること。

また、当該情報提供は、虐待防止法第13条の4の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法（明治40年法律第45号）や関係資格法で設けられている守秘義務規定に抵触するものではないことに留意されたい。

（3）市町村が学校・保育所等から受けた定期的な情報提供の内容について、協議会の実務者会議及び個別ケース検討会議において情報共有を図ろうとする際は、市町村において、学校・保育所等から提供のあった情報の内容を吟味し、情報共有すべき内容を選定の上、必要な限度で行うこと。

また、協議会における児童生徒等に関する情報の共有は、児童生徒等の適切な保護又は支援を図るためのものであり、協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととされているので、このことに十分留意し、協議会の適切な運営を図ること。

10 その他

市町村等が学校・保育所等以外の関係機関に状況確認や見守りの依頼を行った場合にも、当該関係機関との連携関係を保ち、依頼した後の定期的な状況把握に努めるものとする。

(参考)

児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）

（資料又は情報の提供）

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関係する機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

障障発 0228 第 1 号
平成 31 年 2 月 28 日

都道府県
各指定都市御中
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
(公印省略)

障害児通所支援事業所における緊急時の対応について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

本日、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(平成 31 年 2 月 28 日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知) 及び「児童虐待防止対策に係る学校等・教育委員会等と市町村・児童相談所との連携の強化について」(平成 31 年 2 月 28 日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知) を発出し、市町村又は児童相談所への児童虐待防止に係る資料及び情報の提供を行う施設について、障害児通所支援事業所も対象としたところです。

両通知において、緊急時の対応として、「なお、障害児通所支援事業所におけるこれらの取扱いは、原則として当該障害児通所支援事業所をほぼ毎日利用している幼児児童生徒等を想定しているが、障害児通所支援事業所の利用頻度が低い又は利用が不定期である幼児児童生徒等については、本取扱いに準じた取扱いとすることとし、具体的な内容については、別途お示しする。」としていたところですが、具体的な内容は下記のとおりですので、都道府県におかれでは管内市町村及び管内市町村所管の障害児通所支援事業所に、指定都市及び児童相談所設置市にあっては、管内の障害児通所支援事業所に、それぞれ周知の上、取扱いに遺漏なきようよろしくお取り計らい願います。

周知にあっては、各障害児支援担当部局と十分に連携の上実施いただくよう願います。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であり、内容について子ども家庭局と協議済みであることを申し添

えます。

記

障害児通所支援事業所において、障害児支援利用計画上利用が予定されていた幼児児童生徒等が、その理由の如何にかかわらず、利用の予定されていた日に欠席し、当該欠席日から数えて休業日を除き7日以上の間、当該幼児児童生徒等の状況を把握できない場合は、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村等に情報提供すること。

ただし、保護者以外の者から当該幼児児童生徒等の状況が把握できた場合（保育所等と併行通園をしている場合の保育所等への確認等）は上記の取扱いをしないことができる。

以上

事務連絡
令和5年7月4日

各 都道府県
指定都市
中核市 障害児支援主管部（局） 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課

障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について

第208回国会で可決・成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）において、都道府県等が条例で定めることとされている児童福祉施設等の運営に関する基準のうち、「児童の安全の確保」に関するものについては、国が定める基準に従わなければならないこととする改正が行われました。また、令和4年9月には、静岡県牧之原市において、認定こども園の送迎バスに置き去りにされたこどもが亡くなるという大変痛ましい事案も発生しております。

こうした中、上記改正を受け、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）」において、障害児通所支援事業所、障害児入所施設等（以下「事業所等」という。）については、令和5年4月1日より安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を各事業所等において策定すること（令和5年4月1日から1年間は努力義務とし、令和6年4月1日から義務化）とされたところです¹。

事業所等における安全の確保に関する取組については、既に児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドライン等において示しているところですが、今般、安全計画を各事業所等に策定いただくに当たり、既存の取組を踏まえた留意事項等を以下のとおり整理していますので、各都道府県・指定都市・中核市の担当部局におかれましては、当該内容を十分御了知の上、貴管内の事業所等に対して遺漏なく周知していただけますようお願いします。

¹ 児童発達支援センター等の児童福祉施設に対し、安全計画の策定を義務付けている児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第6条の3の規定については、同令第1条第1項第3号の規定により、都道府県等が条例を定めるに当たって従うべき基準となっている。

記

【新省令に基づく安全計画策定の規定内容について】

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「通所支援基準」という。）及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。以下「入所施設基準」という。）に基づき全ての事業所等は、令和5年4月より当該事業所等を利用する児童の安全を確保するための取組を計画的に実施するための計画を策定しなければならない。（設備運営基準第6条の3第1項、通所支援基準第40条の2第1項、入所施設基準第37条の2第1項）
- 安全計画では、事業所等の設備の安全点検の実施に関する事、従業者や児童に対し、事業所内での支援時はもちろん、散歩等の事業所外活動時や、事業所等が車両による送迎を実施している場合における車両での運行時など事業所外での活動、取組等においても、安全確保ができるために行う指導に関する事、安全確保に係る取組等を確実に行うための従業者への研修や訓練に関する事などを計画的に行うためのものであることが求められる。（設備運営基準第6条の3第1項、通所支援基準第40条の2第1項、入所施設基準第37条の2第1項）
- 策定した安全計画について、管理者など事業所等の運営を管理すべき立場にある者（以下「管理者等」という。）は、実際に児童に支援を提供する従業者に周知するとともに、研修や訓練を定期的に実施しなければならない。（設備運営基準第6条の3第2項、通所支援基準第40条の2第2項、入所施設基準第37条の2第2項）
- 管理者等は、利用する児童の保護者等に対し、家庭での安全教育の実施等を促すなど児童の安全に関する連携を図るため、事業所での安全計画に基づく取組の内容等を通所開始時等の機会において説明を行うなどにより周知しなければならない。（設備運営基準第6条の3第3項、通所支援基準第40条の2第3項）
- 管理者等は、PDCAサイクルの観点から、定期的に安全計画の見直しを行うとともに、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。（設備運営基準第6条の3第4項、通所支援基準第40条の2第4項、入所施設基準第37条の

2 第3項)

【安全計画の策定について】

- 事業所等は、安全確保に関する取組を計画的に実施するため、各年度において、当該年度が始まる前に、事業所の設備等の安全点検や、事業所外での活動等を含む事業所等での活動、取組等における従業者や児童に対する安全確保のための指導、従業者への各種訓練や研修等の児童の安全確保に関する取組についての年間スケジュール（安全計画）を定めること。（具体的な安全計画のイメージについては、「事業所安全計画例」**別添資料3**などを参考の上で作成すること）
- 安全計画の作成に当たっては、「いつ、何をなすべきか」を「事業所等が行う児童の安全確保に関する取組と実施時期例」**別添資料4**などを参考に整理し、必要な取組を安全計画に盛り込むことすること。
- 以上の一連の対応を実施することをもって事業所等における安全計画の策定を行ったこととすること。

【児童の安全確保に関する取組について】

- 児童の安全確保のために行うべき取組については、児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドライン、障害児入所施設運営指針、マニュアル（バス送迎の安全管理マニュアル²）等に基づき取組が既になされていることが想定されるものや、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の規定に基づく安全計画（以下「学校安全計画」という。）の策定など幼稚園の取組内容等を踏まえ、以下のようないわゆる「想定される取組」が考えられる。

なお、当該内容は例示であって、地域や各事業所等の特性に応じ、独自に取り組む安全対策等を行うことを否定するものではない点に留意されたい。

①安全点検について

（1）事業所・設備の安全点検

- ・ 事業所等の設備等（備品、遊具等や防火設備、避難経路等）定期的³に、文書として記録⁴した上で、改善すべき点を改善すること
- ・ 点検先は事業所内のみならず、散歩コースや公園など定期的に利用する場所も含むこと

² 子どものバス送迎・安全管理マニュアル（令和4年10月）

³ 学校安全計画は毎学期1回以上（年に3回目途）とされている

⁴ 事故防止等マニュアルでは年齢別のチェックリストの作成が奨励されている

(2) マニュアルの策定・共有

- ・ 通常支援時において、児童の動きを常に把握するための役割分担を構築すること
- ・ リスクが高い場面（午睡、食事、プール・水遊び、事業所外活動、バス送迎）での従業者が気をつけるべき点、役割分担を明確にすること
- ・ 緊急的な対応が必要な場面（災害、不審者の侵入、火事（119番通報））を想定した役割分担の整理と掲示、保護者等への連絡手段の構築、地域や関係機関との協力体制の構築などを行うこと
- ・ これらをマニュアルにより可視化して常勤職員だけでなく非常勤職員、補助者も含め、事業所等の全従業者に共有すること

②児童・保護者への安全指導等

(1) 児童への安全指導

- ・ 児童の発達や能力に応じた方法で、児童自身が事業所等の生活における安全や危険を認識すること、災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について理解させるよう努めること
- ・ 地域の関係機関と連携し、交通安全について学ぶ機会を設けること

(2) 保護者への説明・共有

- ・ 保護者自身が安全に係るルール・マナーを遵守することや、バスや自転車通所の保護者には、交通安全・不審者対応について児童が通所時に確認できる機会を設けてもらうことなど児童が家庭で安全を学ぶ機会を確保するよう依頼すること
- ・ 保護者に対し、安全計画及び事業所等が行う安全に関する取組の内容を説明・共有すること
- ・ また、児童の安全の確保に関して、保護者との円滑な連携が図られるよう、安全計画及び事業所等が行う安全に関する取組の内容について、公表しておくことが望ましいこと

③実践的な訓練や研修の実施

- ・ 避難訓練は、地震・火災だけでなく、地域特性に応じた様々な災害を想定して行うこと。
- ・ 救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等）の実技講習を定期的に受け、事業所内でも訓練を行うこと
- ・ 不審者の侵入を想定した実践的な訓練や119番の通報訓練を行うこと
- ・ 自治体が行う研修・訓練やオンラインで共有されている事故予防に資する

研修動画などを活用した研修を含め、研修や訓練は常勤職員だけでなく非常勤職員も含め、事業所等の全従業者が受講すること

④再発防止の徹底

- ・ ヒヤリ・ハット事例の収集及び要因の分析を行い、必要な対策を講じること
- ・ 事故が発生した場合、原因等を分析し、再発防止策を講じるとともに、①（1）の点検実施箇所や①（2）のマニュアルに反映した上で、従業者間の共有を図ること

【安全確保に関する取組を行うに当たっての留意事項】

- リスクの高い場面（午睡、食事、プール・水遊び、事業所外活動、車両送迎等）での対応を含む事業所内外での事故を防止するための、従業者の役割分担等を定めるマニュアルや、緊急的な対応が必要な場面（災害、不審者侵入等）時における従業者の役割分担や保護者への連絡手段等を定めるマニュアルの策定が不十分である場合は、速やかに策定・見直しを行うこと
- 事業所内活動時はもちろん、散歩などの事業所外活動時においては特に、常に児童の行動の把握に努め、従業者間の役割分担を確認し、見失うことなどがないよう留意すること
その際、保育所等での児童の見落とし等の発生防止に関して発出されている事務連絡のうち、「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」**別添資料5**や「園児の見落とし等の防止に関する各自治体の取組例や実例を踏まえた留意事項」**別添資料6**が参考となるので、参照すること
- 児童を取り巻く多様な危険を的確に捉え、その発達の段階や地域特性に応じた取組を継続的に着実に実施する必要があること。例えば、災害については、地震、風水害、火災に留まらず、土砂災害、津波、火山活動による災害、原子力災害などを含め、地域の実情に応じて適切な対応に努められたいこと
- 事業所等において、車両による送迎を実施している場合についても、事業所等が実施し、提供するサービスである以上は、支援提供時間外であるとしても、常に児童の行動の把握に努め、従業者間の役割分担を確認し、児童の見落としなどがないよう対応が必要であること

このため、前述のバス送迎の安全管理マニュアルについて、既にある事業所等のマニュアルに追加して使用する、マニュアルを見直す際に参考にするなど、各事業所等での取組の補助資料として活用し、車両送迎の安全管理を徹底すること

また、令和5年4月より、事業所等において、①降車時等に点呼等により児

童の所在を確認すること、②送迎用車両への安全装置の装備（②については児童発達支援事業所、児童発達支援センター、放課後等デイサービス事業所を対象とする）を義務づけており、別途示している内容に沿って引き続き適切に対応すること
別添資料7（第三留意事項の2及び3を参考）

- 都道府県、指定都市、中核市は、新省令の規定に基づき事業所等が安全計画を策定し、当該計画に基づく安全確保のための取組を行っているかを指導・監査する必要があるが、当該指導・監査は、「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について」（平成26年障発0328第4号厚生労働省社会・援護局障害保健副支部長通知）の別添1「指定障害児通所支援等事業者等指導指針」における（別紙）「主眼事項及び着眼点等」の着眼点の欄中の「（1）指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。」の規定に基づき実施すること。

別添資料1 児童福祉法関連 参照条文

別添資料2 学校保健安全法関連 参照条文

別添資料3 事業所等安全計画例

別添資料4 事業所等が行う児童の安全確保に関する取組と実施時期例

別添資料5 保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項

別添資料6 園児の見落とし等の防止に関する各自治体の取組例や実例を踏まえた留意事項

別添資料7 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について（通知）

以上

○本件についての問合せ先

こども家庭庁 支援局 障害児支援課 基準・指導係

T E L : 03 - 6861 - 0068

E-mail : shougaishien.kijunshidou@cfa.go.jp

事務連絡
令和4年10月12日

各都道府県・市町村保育主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属幼稚園又は特別支援学校を置く 御中
国立大学法人担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付
内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付

バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策
「子どものバス送迎・安全徹底プラン」について

平素より保育所等の安全管理の徹底について、御理解・御尽力をいただきありがとうございます。

この度、静岡県牧之原市において発生した、認定こども園の送迎バスに子どもが置き去りにされ、亡くなるという大変痛ましい事案を受け、別添1のとおりバス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策「子どものバス送迎・安全徹底プラン」を政府として取りまとめましたので、送付します。

また、緊急対策本体に記載していることのほか、御留意いただきたい点について、下記のとおり整理しました。

つきましては、各都道府県・市町村保育主管課におかれては域内の保育所（認可外保育施設を含む。）に対して、各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課におかれては所管の幼稚園及び特別支援学校並びに域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の幼稚園及び特別支援学校に対して、国立大学法人担当課におかれては附属の幼稚園及び特別支援学校に対して、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては域内の市区町村認定こども園主管課及び所管・所轄の認定こども園に対して、このことについて周知いただくようお願いします。

記

1 所在確認や安全装置の装備の義務付けについて

(1) 関係改正府省令等の内容については、別途お示しする予定であるが、本改正を受けて各都道

府県等においては、児童福祉法第45条第1項の規定により定める条例等を施行日までに改正いただく必要があるので留意すること。

(2)緊急対策 p6に記載しているとおり、所在確認や安全装置の装備の義務付けについては、関係府省令等を今年12月に公布し、来年4月より施行する予定であること。また、「②送迎用バスへの安全装置の装備」については、施行から1年間は、経過措置を設ける予定であること。ただし、可能な限り早期に装備するよう促すこととし、来年6月末までに安全装置を装備するよう現場へ働きかけていただきたいこと。

(3)経過措置期間内において安全装置の装備がなされるまでの間についても、バス送迎における安全管理を徹底するとともに、例えば、運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に子どもの所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、子どもが降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにするための所要の代替措置を講じることとする予定であるため、留意すること。

2 安全管理マニュアルについて

別添2のとおりであること。そのうち「毎日使えるチェックシート」と「送迎業務モデル例」については、編集可能媒体を内閣府ウェブサイトに掲載していること。

本マニュアルは、バス送迎の安全管理に当たって、既にある園のマニュアルに追加して使用する、マニュアルを見直す際に参考にするなど、各園等での取組の補助資料として活用いただきたいこと。なお、現場で運用していく中で、地方自治体や現場から出された工夫すべき点等の意見や、静岡県の特別指導監査の結果等を踏まえ、今後の改訂には柔軟に対応することであること。

3 万一重大な事案が発生した場合等の対応について

バス送迎においても、安全管理については、言うまでもなく、未然防止の徹底が肝要であること。その上で、万一重大な事案が発生した場合等には、各園等において、特に以下の点等について留意いただきたいこと。

(1) バス送迎における安全管理の体制や手順がどうなっていたのかを点検するとともに、一時的に当該業務を休止した上で再発防止策を講じるなど、子どもの安全を最優先に対応すること。また、その際、保護者等に対して、誠実な姿勢で、経緯や考えられる原因、園の安全管理、事故後の対応等について、丁寧に説明すること。

(2) 当事者家族や在園児、その保護者等への精神的なケアも重要であり、必要に応じ、スクールカウンセラーの派遣や、CRT (Crisis Response Team)、精神保健福祉センター、各都道府県の公認心理師協会等の関係機関・関係団体との連携等を通じて外部の支援を積極的に得ること。

(3) 重大事案の背景には、いわゆる「ヒヤリ・ハット」があると考えられる。「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月)を踏まえ、重大事故の発生防止、予防のための組織的な取組を行うこと。なお、国においては、今後、行政や他の施設に共有すべき、命の危険につながりかねないようなヒヤリ・ハット事例の収集などについて、有識者や現場をよく知る団体関係者、先進自治体などの意見も伺いつつ、調査研究を実施する予定

であること。

4 その他

バス送迎以外についても、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」や「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月）等を踏まえ、安全管理に遺漏のないよう適切に取り組まれたいこと。

また、幼児専用車に係る衝突時の安全対策については、「幼児専用車の車両安全性向上のためのガイドライン」（平成25年3月 車両安全対策検討会）において、シートバックの後面に緩衝材を装備すること等が望ましいとされていることにも留意すること。

(本件担当)

●認可保育所に関すること

厚生労働省子ども家庭局保育課

企画調整係

tel : 03-5253-1111 (内線 4852,4854)

●認可外保育施設に関すること

厚生労働省子ども家庭局総務課

少子化総合対策室指導係

tel : 03-5253-1111 (内線 4838)

●幼稚園及び特別支援学校に関すること

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

安全教育推進室 交通安全・防犯教育係

tel : 03-5253-4111 (内線 2695)

●認定こども園に関するこ

内閣府子ども・子育て本部

参事官（認定こども園担当）付

tel : 03-5253-2111 (内線 38446, 38374)

子どものバス送迎・安全徹底マニュアル

※ 本マニュアルは、保育所、幼稚園、認定
こども園及び特別支援学校におけるバス送
迎に当たり、子どもの安全・確実な登園・
降園のための安全管理の徹底に関するマニ
ュアルです。

みんなの点呼で
幼い生命を守る。

令和4年10月12日

内閣官房
内閣府
文部科学省
厚生労働省

施設長・園長のみなさんへのお願い(本マニュアルの使い方)

本マニュアルは、園（注）の現場で送迎にかかるすべての人を対象に作成しています。

- 既にある園のマニュアルに追加して使用する、マニュアルを見直す際に参考にするなど、各園での取組の補助資料としてご活用ください。
- 「1. 毎日使えるチェックシート」は、日々の送迎時における子どもの見落とし防止にすぐに活用いただけるシートです。チェックシートを運転手席に備え付けておくなどして、ご活用ください。
- 「2. 園の体制の確認」「3. 送迎業務モデル例」は、日々の園の取組について、立ち止まって確認いただきたいことについてまとめました。これらを参考に、園長自ら定期的に園での取組状況を確認するとともに、園長のリーダーシップの下、研修や職員会議等の機会に送迎業務モデル例を用いて園の取組の振り返りや認識合わせをするなど、各園の実情に応じてご活用ください。
- その他、「4. ヒヤリ・ハットの共有」「5. こどもたちへの支援」「6. 送迎用バスの装備等」は、留意いただきたい点をまとめています。園長や主任職員、担任職員、運転手等の皆様に是非ご一読いただき、日々の保育・教育等に活かしていただくようお願いします。

(注)「園」には、保育所及び特別支援学校も含む。以下、本マニュアルにおいて同じ。

＜目 次＞

1. 毎日使えるチェックシート	3
2. 園の体制の確認	4
3. 送迎業務モデル例	5
4. ヒヤリ・ハットの共有	7
5. こどもたちへの支援	7
6. 送迎用バスの装備等	8

* 毎日使えるチェックシート（印刷用）は最終ページです。

1. 毎日使えるチェックシート

- バス送迎をどなたが担当しても、確実に見落としを防ぐことが重要です。
- 最終ページのシートを印刷して運転手席に備え付けておくなどして、見落としがないかの確認を毎日確実に行いましょう。

※活用例

10月1日(月): 登園 ／降園	
<input checked="" type="checkbox"/>	同乗職員は、 バスに乗る こどもの数を数えた。
<input checked="" type="checkbox"/>	同乗職員は、 バスから降りた こどもの数を数え、 全員が降りたことを確認した。
<input checked="" type="checkbox"/>	同乗職員は、 連絡のない こどもの欠席について、 出席管理責任者に確認した。
<input checked="" type="checkbox"/>	運転手は、バスを離れる前に、 車内に こどもが残っていないことを、 椅子の下まで見落としがないか見て、 確認した。
運転手: _____	
同乗職員: _____	

上記報告を受けた: _____

2. 園の体制の確認

バス送迎における子どもの安全の確保のためには、

- 全職員・関係者が共通認識をもって取り組むこと
- 園長の責任の下で、子どもの安全・確実な登園・降園のための安全管理を徹底する体制を作ること
が重要です。

※ 園長自ら体制を定期的に確認しましょう。特に年度初めや職員の異動がある場合には必ず確認するようにしましょう。

(安全管理の体制づくり)

- 送迎時の具体的な手順と役割分担を定めたマニュアル等を作成している。
- 出欠確認を行う時間、記録や共有方法等のルールを定めている。
- 運転手の他に職員が同乗する体制を作っている。
- 定期的に研修等を実施している。
- マニュアル等について全職員に周知・徹底している。
- マニュアル等を送迎用バス内、又は全職員が分かる場所に設置している。

※通常送迎用バスを運転・同乗する職員とは別の職員等が対応する場合に備え、運転・同乗する職員以外の職員も研修の参加対象とすることが必要です。

- ヒヤリ・ハットを共有する体制を作っている。
- 送迎用バスの運行を外部業者に委託している場合は、園で運行する場合と同様の安全管理体制を敷いているか確認している。

(保護者との連絡体制の確保)

- 保護者に、欠席等の理由により送迎用バスを利用しない場合の園への連絡の時間や方法等のルールを伝えている。
- 園の送迎用バスのマニュアルを保護者と共有している。

※園の取組を保護者に伝え、日頃から理解・協力を得ることが大切です。

(園長の責務)

- 園長は現場の責任者として、高い意識を持って、子どもの命を守るために安全管理に取り組んでいる。
- 園長は、職員相互の協力体制を築き、職員とともに安全管理に取り組んでいる。

3. 送迎業務モデル例

※バス送迎業務のモデル例をまとめました。各園の業務の組立ての参考にしてください。

①登園時

事前準備

- 運転手は、車両の点検（ライト、ランプの動作確認等）をしている。
- 園長・主任職員等は、運転手の健康状態を確認している。
- 出席管理責任者は、当日の出欠を確認し、乗車名簿に反映している。
- 出席管理責任者は、乗車名簿を運転手、同乗職員、園長、主任職員、担任（担当）職員と共有している。
- 同乗職員は、緊急連絡用の携帯電話等が車内に準備されているか、乗車前に確認している。

乗車時（こどもが所定の場所で順次乗車）

- 同乗職員は、子どもの顔を目視し、点呼等し、乗車を確認し、記録している。
- 同乗職員は、バス停に乗車すべき子どもがいない場合や乗車しないはずの子どもがいる場合などは、速やかに出席管理責任者に連絡している。
⇒□ 連絡を受けた出席管理責任者は、保護者に速やかに連絡して確認している。
- 運転手は、乗車した子どもの着席を確認してから発車している。

降車時（園に到着後、こどもが一斉に降車）

- 同乗職員は、子どもの顔を目視し、点呼等し、降車を確認し、記録している。
- 運転手は、見落としがないか、車内の先頭から最後尾まで歩き、座席下や物かけなども含め一列ずつ車内全体を見回り、確認している。
⇒□ その日の確認業務を補助する職員も同様に確認している。
- 運転手は、バスの置き去り防止を支援する安全装置が動作していることを確認している。

※「出席管理責任者」や「その日の確認業務を補助する職員」は、各園の実情に応じて主任職員等と兼務することも考えられます。

降車後（こどもが全員降車後）

- 担任（担当）職員は、乗車名簿とその日の出欠状況を照合し、出席管理責任者に報告している。
⇒□ 情報に齟齬がある場合、出席管理責任者は、速やかに出欠について確認を行うとともに、園長等に報告している。
- 車内清掃・点検等を行う者は、見落としがないか最終確認している。

②降園時

事前準備～乗車時（こどもが一斉に乗車）

- 出席管理責任者は、当日の出欠を反映させた乗車名簿を運転手、同乗職員、園長、主任職員、担任（担当）職員と共有している。
- 同乗職員は、緊急連絡用の携帯電話等が車内に準備されているか、乗車前に確認している。
- 同乗職員は、子どもの顔を目視し、点呼等し、乗車を確認し、記録している。

降車時（こどもが所定の場所で順次降車）

- 同乗職員は、子どもの顔を目視し、点呼等し、降りる場所で子どもを保護者に引き渡したことを確認し、記録している。
- 運転手は、降車した子どもの安全を確認してから発車している。

降車後（こどもが全員降車後）

- 運転手は、見落としがないか、車内の先頭から最後尾まで歩き、座席下や物かけなども含め一列ずつ車内全体を見回り、確認している。
⇒□ その日の確認業務を補助する職員も同様に確認している。
- 運転手は、バスの置き去り防止を支援する安全装置が動作していることを確認している。
- 車内清掃・点検等を行う者は、見落としがないか最終確認している。

※ 送迎用バス内における子どもの席を指定しておくことは、所在確認をしやすくし、見落としを防止する効果が期待されます。

4. ヒヤリ・ハットの共有

※ 以下のポイントも、子どもの安全を守る上で重要です。

園長のリーダーシップの下、園の実情に応じて毎日の安全管理の取組に盛り込むことが重要です。

- ヒヤリ・ハット事例に気付いた職員は、すぐに園長に報告することとしている。
- ヒヤリ・ハット事例について職員間で共有する機会を設けるとともに、日頃から報告しやすい雰囲気づくりを行っている。
- 報告のあったヒヤリ・ハット事例を踏まえ、再発防止策を講じている。

※ 安全は日々の積み重ねで築かれます。職員の入れ替わり、子どもの入れ替わり等がありますので日々学び続けることが重要です。ヒヤリ・ハットから学び続ける姿勢が園の安全管理に関する機運を高めます。

※ 日々のミーティングや、定例の職員会議等でヒヤリ・ハットを取り上げる時間を設け、また、報告者に感謝を示す等して報告を推奨することが大切です。こうした取組によって、安全管理を大切にすることが職員の共通認識となります。

5. こどもたちへの支援

- 大人が万全の対応をすることで子どもを絶対に見落とさないことが重要ですが、万が一車内に取り残された場合の危険性をこどもたちに伝えるとともに、緊急時には外部に助けを求めるための行動がとれるよう、子どもの発達に応じた支援を行うことも考えられます。
- その際、こどもたちが園生活を通じてのびのびと育つことを第一に考え、送迎用バスに乗ることに不安を与えないよう十分留意する必要があります。

[支援の例]

- ・ 周囲に誰もいなくなってしまった場合を想定してクラクションを鳴らす訓練を実施
- ・ 乗降口付近に、子どもの力でも簡単に押せ、エンジンを切った状態の時だけクラクションと連動して鳴らすことができるボタンを設置

6. 送迎用バスの装備等

(置き去り防止を支援する安全装置について)

- 園の送迎用バスについて、置き去り防止を支援する安全装置の装備を義務化します。
- バスの置き去り防止を支援する安全装置については、現在、様々な企業が開発に取り組んでいるところですが、安全装置として必要とされる仕様に関するガイドラインを国として令和4年中に定めることとしています。
- 園での購入・設置に当たっては、ガイドラインに適合している製品かどうかに留意してください。
※ ガイドラインに適合している製品について、ウェブサイトに掲載する等の対応を予定しています。
- 安全装置の装備後は、定期的に、動作していることを確認することが必要です。日々の送迎時において動作を確認するほか、園の安全計画等に定期的な点検について記載し、対応してください。

(ラッピング・バス等について)

- 紫外線等を防止しこどもの健康や安全を守る等の観点から、送迎用バスにラッピングやスモークガラス等を使用する場合は、子どもの状況や保護者の意見なども踏まえて各園において適切な対応を決めていくことが重要です。
- その際、外から車内の様子がほとんど見えないほどのラッピングやスモークガラス等を使用することは、車内のことの存在が、外から全く気付いてもらえなくなってしまい、置き去りによる事故発生のリスクを高めることにつながりますので、避けるべきと考えられます。

※本ページをコピーしてご利用ください。

月　日(　)：登園／降園

- 同乗職員は、
バスに乗ることの数を数えた。
- 同乗職員は、
バスから降りた子どもの数を数え、
全員が降りたことを確認した。
- 同乗職員は、
連絡のない子どもの欠席について、
出席管理責任者に確認した。
- 運転手は、バスを離れる前に、
車内に子どもが残っていないことを、
椅子の下まで見落としがないか見て、
確認した。

運転手：_____

同乗職員：_____

上記報告を受けた：_____

各都道府県・市町村保育主管課

各都道府県・指定都市・中核市障害児支援担当課

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課

各都道府県私立学校主管課

附属幼稚園又は特別支援学校を置く 御中

国立大学法人担当課

各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

厚生労働省子ども家庭局保育課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付

「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」の策定について

平素より保育所等の安全管理の徹底について、御理解・御尽力を頂きありがとうございます。

この度、10月12日に取りまとめた「子どものバス送迎・安全徹底プラン」の一環として、国土交通省が「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」を策定しました。本ガイドラインは、送迎用バスの運用実態や装置の開発状況等を踏まえ、ヒューマンエラーを補完するものとして、「降車時確認式」、「自動検知式」の2種類の装置について、最低限満たすべき要件を示すものです（別添概要参照）。

今後、保育所等において送迎用バスを運行する場合は、当該自動車に安全装置の装備を義務付けるとともに、令和4年度第2次補正予算により当該自動車への安全装置の導入の支援を行う予定ですが、いずれについても、装備する安全装置は、本ガイドラインに適合するものであることが求められますので、御留意ください。

なお、国においては、各施設・事業における安全装置の装備が円滑に進むよう本ガイドラインに適合する安全装置のリストを追って作成・周知することとしています。各施設・事業や各自治体においては、実務上、導入しようとしている安全装置が本ガイドラインに適合するものであるかについて、当該リストにより判別していただくことを見込んでいますので、参考として申し添えます。

また、各主管課において、別表の各施設等に対し、本件について参考として周知いただくよう併せてお願いします。

「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」（国土交通省 URL）

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000433.html



(別表)

周知先	担当主管課
域内の保育所（地域型保育事業、認可外保育施設を含む。）	各都道府県・市町村保育主管課
域内の指定障害児通所支援事業実施事業所	各都道府県・指定都市・中核市障害児支援担当課
所管の幼稚園及び特別支援学校並びに域内の市町村教育委員会	各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
所轄の私立幼稚園及び私立特別支援学校	各都道府県私立学校主管課
附属の幼稚園及び特別支援学校	附属幼稚園又は特別支援学校を置く国立大学法人担当課
域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園	各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

(本件担当)

●認可保育所に関すること

厚生労働省子ども家庭局保育課 企画調整係

tel : 03-5253-1111 (内線 4852,4854)

●認可外保育施設に関すること

厚生労働省子ども家庭局総務課 少子化総合対策室指導係

tel : 03-5253-1111 (内線 4838)

●指定障害児通所支援事業に関すること

厚生労働省厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課障害児・発達障害者支援室 障害児支援係

tel : 03-5253-1111 (内線 3037, 3102)

●幼稚園及び特別支援学校に関すること

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

安全教育推進室 交通安全・防犯教育係

tel : 03-5253-4111 (内線 2695)

●認定こども園に関すること

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付

tel : 03-5253-2111 (内線 38446, 38374)

●本ガイドラインに適合する安全装置のリストに関すること

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付

事故・システム担当

tel : 03-5253-2111 (内線 38350,38347)

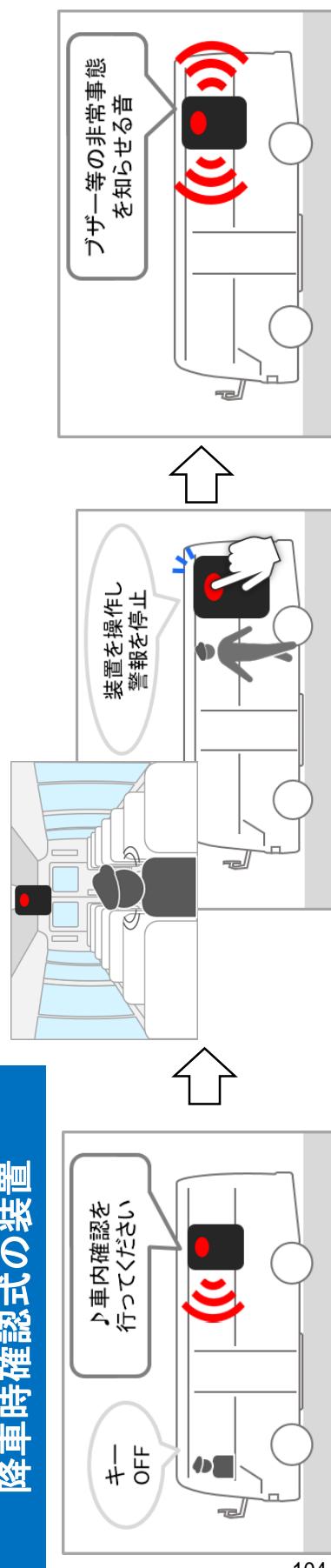
※本ガイドラインに関する技術的な内容については下記にお問い合わせください。

国土交通省自動車局技術・環境政策課

tel : 03-5253-8111 (内線 42254)

- 送迎用バスへのこどもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置として、最低限の要件を定めた。
- 降車時確認式、自動検知式の2種類の装置を対象とした。

降車時確認式の装置

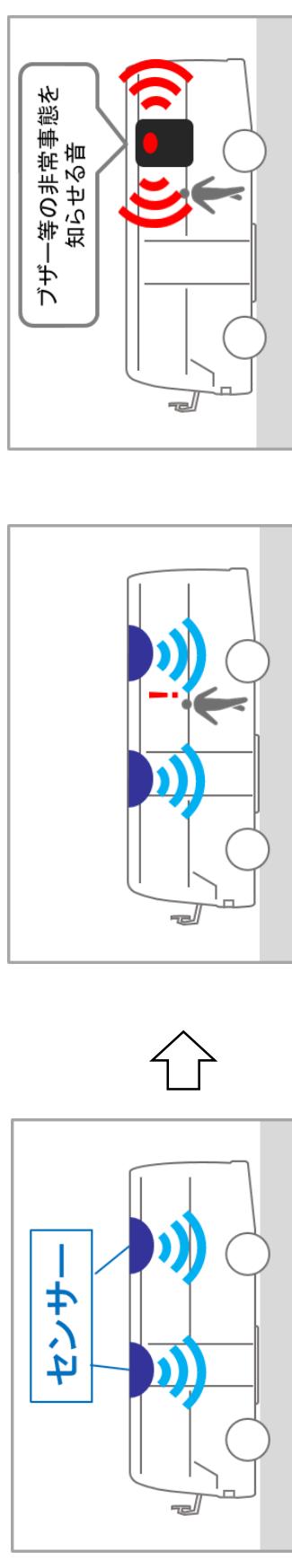


エンジン停止後、運転者等に車内の確認を促す車内向けの警報装置を操作すると警報が停止

車内を確認し、運転者等が車両後部の装置を操作すると**警報が停止**

確認が~~一一定時間行われない場合、~~
更に、車外向けに警報

自動検知式の装置



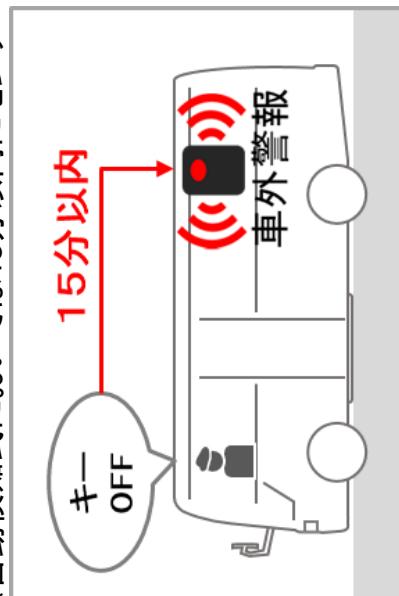
エンジン停止から一定時間後にセンサーによる車内の検知を開始

置き去りにされたこどもを検知すると、
車外向けに警報

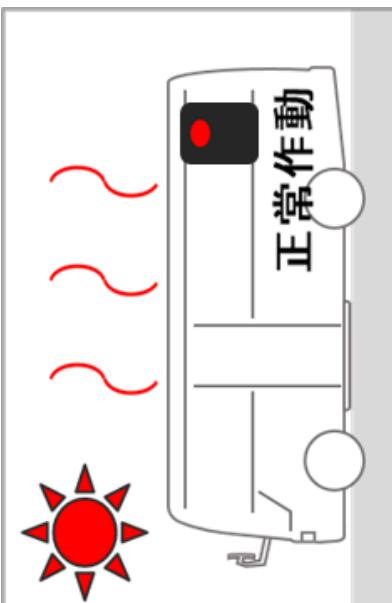
ガイドラインにおいて規定された主な要件

①運転者等が車内の確認を怠つた場合には、速やかに車内への警報を行うとともに、15分以内に車外への警報を発すること

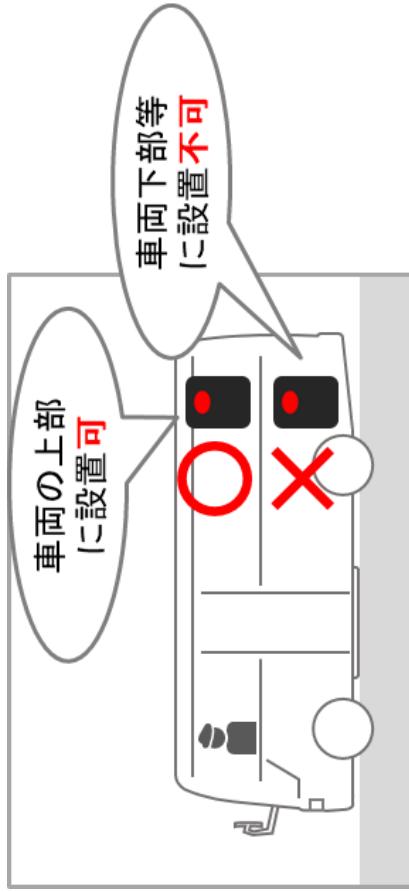
※自動検知式においては15分以内にセンサーの作動を開始



③十分な耐久性を有すること
例) -30~65°Cへの耐温性、耐震性、防水・防塵性等

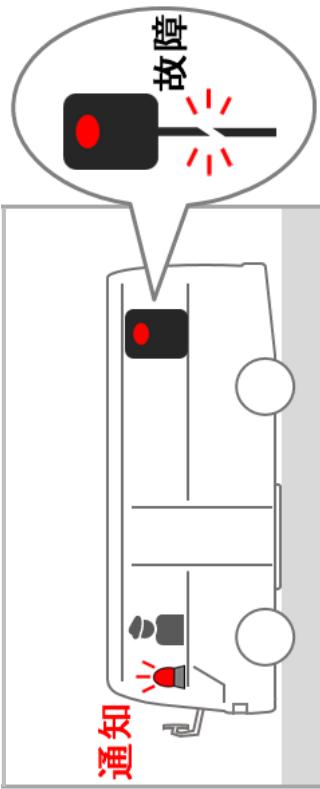


②こども等がいたずらできないう位置に警報装置を停止する装置を設置すること



④装置が故障・電源喪失した場合には、運転者等に対してもアラーム等で故障を通知すること※

※電源プラグを容易に外せない装置に限り、回路を二重系にして故障の確率を低くした場合には、当該故障の通知要件を緩和する。



送迎用バスに対する安全装置の装備状況の調査(第2回)結果について

こどもまんなか
こども家庭庁

令和5年12月19日

装備状況調査の実施

調査概要

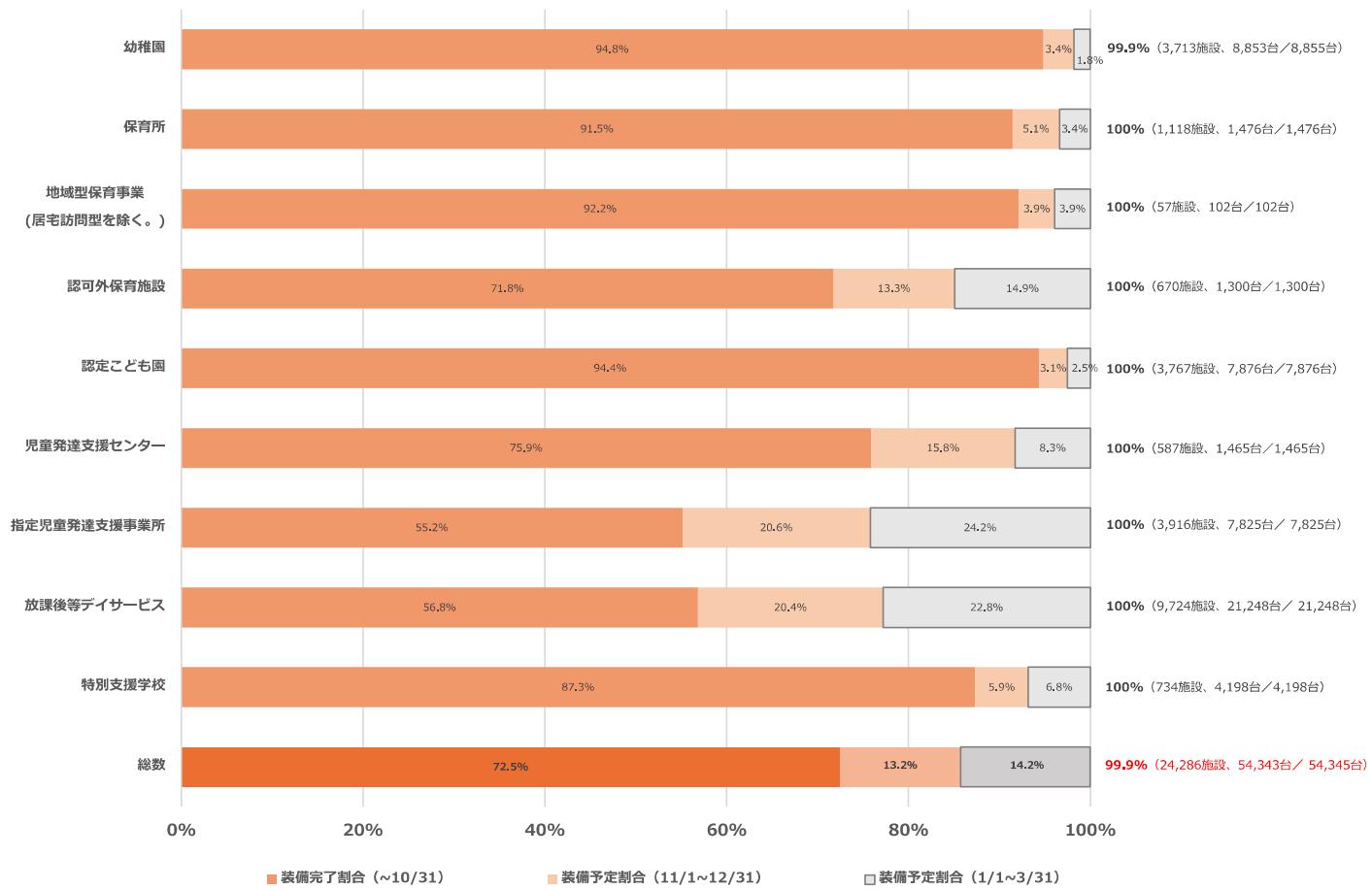
- 令和4年9月、静岡県牧之原市において、送迎用バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという大変痛ましい事案が発生したことを受け、同種事案の絶無を期すため、同年10月、政府として緊急対策をとりまとめた。当該対策の一環として、通園等を目的とした自動車、いわゆる送迎用バスに対する安全装置の装備を義務化するため、関係府省令等を改正し、令和5年4月1日に施行した。
- 安全装置の装備の義務化については、令和6年3月31日をもって1年間の経過措置期間が終了することから、令和5年10月末時点における安全装置の装備状況について、文部科学省と連携して調査を実施したものである。
 - ・ 調査開始日 : 令和5年11月6日（月）
 - ・ 国への報告期限 : 令和5年12月13日（水）

調査項目

- 1 送迎用バスを運行している施設・事業所数
- 2 送迎用バスの運行台数
- 3 安全装置の装備を完了した送迎用バスの台数 [令和5年10月31日時点]
- 4 安全装置を装備する予定の送迎用バスの台数 [令和5年12月31日まで]
- 5 安全装置を装備する予定の送迎用バスの台数 [令和6年3月31日まで]

※ 関係府省令等の改正により安全装置の装備が義務付けられた施設・事業所、送迎用バスを対象として調査を実施。

調査結果 【施設・事業所別】



※ 調査結果については、令和5年10月31日を基準日として、令和5年12月13日時点で国に回答があった施設・事業所について取りまとめたものである。

※ 運行台数については、施設・事業所の廃止、送迎用バスの廃車等の理由により、来年度運行しない送迎用バスの台数を除く。

※ 今後、装備予定の送迎用バスについては、予定どおり装備が完了するように、その進捗状況を管理するよう、自治体に通知する。

調査結果 【都道府県別】

都道府県	施設・事業数	運行台数	10月末 設備完了台数(割合)	12月末 設備完了及び 設備予定期台数(割合)	3月末 設備完了及び 設備予定期台数(割合)	都道府県	施設・事業数	運行台数	10月末 設備完了台数(割合)	12月末 設備完了及び 設備予定期台数(割合)	3月末 設備完了及び 設備予定期台数(割合)
北海道	1,197施設	2,706台	1,906台(70.4%)	2,186台(80.8%)	2,706台(100%)	滋賀県	251施設	573台	472台(82.4%)	512台(89.4%)	573台(100%)
青森県	420施設	741台	630台(85.0%)	683台(92.2%)	741台(100%)	京都府	466施設	1,059台	737台(69.6%)	924台(87.3%)	1,059台(100%)
岩手県	252施設	497台	276台(55.5%)	401台(80.7%)	497台(100%)	大阪府	1,960施設	4,329台	2,901台(67.0%)	3,627台(83.8%)	4,329台(100%)
宮城県	480施設	1,324台	813台(61.4%)	981台(74.1%)	1,324台(100%)	兵庫県	994施設	2,188台	1,741台(79.6%)	1,994台(91.1%)	2,188台(100%)
秋田県	191施設	316台	259台(82.0%)	288台(91.1%)	316台(100%)	奈良県	183施設	364台	236台(64.8%)	330台(90.7%)	364台(100%)
山形県	252施設	481台	449台(93.3%)	455台(94.6%)	481台(100%)	和歌山県	178施設	465台	251台(54.0%)	367台(78.9%)	465台(100%)
福島県	361施設	759台	664台(87.5%)	717台(94.5%)	759台(100%)	鳥取県	108施設	277台	193台(69.7%)	225台(81.2%)	277台(100%)
茨城県	640施設	1,470台	1,228台(83.5%)	1,373台(93.4%)	1,470台(100%)	島根県	113施設	201台	108台(53.7%)	171台(85.1%)	201台(100%)
栃木県	395施設	926台	683台(73.8%)	808台(87.3%)	926台(100%)	岡山県	241施設	482台	328台(68.0%)	389台(80.7%)	482台(100%)
群馬県	411施設	762台	456台(59.8%)	583台(76.5%)	762台(100%)	広島県	606施設	1,273台	842台(66.1%)	998台(78.4%)	1,273台(100%)
埼玉県	1,246施設	3,255台	2,462台(75.6%)	2,865台(88.0%)	3,255台(100%)	山口県	264施設	574台	553台(96.3%)	572台(99.7%)	574台(100%)
千葉県	928施設	2,218台	1,487台(67.0%)	1,758台(79.3%)	2,218台(100%)	徳島県	165施設	319台	291台(91.2%)	302台(94.7%)	319台(100%)
東京都	1,579施設	4,057台	3,231台(79.6%)	3,720台(91.7%)	4,057台(100%)	香川県	131施設	230台	181台(78.7%)	200台(87.0%)	230台(100%)
神奈川県	1,233施設	3,256台	2,176台(66.8%)	2,898台(89.0%)	3,254台(99.9%)	愛媛県	310施設	638台	531台(83.2%)	605台(94.8%)	638台(100%)
新潟県	473施設	834台	672台(80.6%)	728台(87.3%)	834台(100%)	高知県	128施設	241台	208台(86.3%)	215台(89.2%)	241台(100%)
富山県	151施設	299台	227台(75.9%)	261台(87.3%)	299台(100%)	福岡県	1,186施設	2,978台	2,015台(67.7%)	2,585台(86.8%)	2,978台(100%)
石川県	299施設	616台	523台(84.9%)	553台(89.8%)	616台(100%)	佐賀県	264施設	456台	309台(67.8%)	415台(91.0%)	456台(100%)
福井県	145施設	260台	220台(84.6%)	232台(89.2%)	260台(100%)	長崎県	377施設	707台	570台(80.6%)	637台(90.1%)	707台(100%)
山梨県	202施設	407台	353台(86.7%)	374台(91.9%)	407台(100%)	熊本県	449施設	824台	604台(73.3%)	664台(80.6%)	824台(100%)
長野県	287施設	554台	341台(61.6%)	445台(80.3%)	554台(100%)	大分県	414施設	720台	418台(58.1%)	555台(77.1%)	720台(100%)
岐阜県	507施設	1,236台	917台(74.2%)	1,061台(85.8%)	1,236台(100%)	宮崎県	295施設	565台	405台(71.7%)	486台(86.0%)	565台(100%)
静岡県	803施設	1,815台	1,265台(69.7%)	1,527台(84.1%)	1,815台(100%)	鹿児島県	648施設	1,338台	869台(64.9%)	1,110台(83.0%)	1,338台(100%)
愛知県	1,416施設	3,297台	2,322台(70.4%)	2,625台(79.6%)	3,297台(100%)	沖縄県	355施設	681台	537台(78.9%)	591台(86.8%)	681台(100%)
三重県	332施設	777台	519台(66.8%)	600台(77.2%)	777台(100%)						

※ 調査結果については、令和5年10月31日を基準日として、令和5年12月13日時点で国に回答があった施設・事業所について取りまとめたものである。

※ 運行台数については、施設・事業所の廃止、送迎用バスの廃車等の理由により、来年度運行しない送迎用バスの台数を除く。

※ 今後、装備予定の送迎用バスについては、予定どおり装備が完了するように、その進捗状況を管理するよう、自治体に通知する。

都道府県	施設・事業数	運行台数	10月末 設備完了台数(割合)	12月末 設備完了及び 設備予定期台数(割合)	3月末 設備完了及び 設備予定期台数(割合)
全国	24,286施設	54,345台	39,379台(72.5%)	46,596台(85.7%)	54,343台(99.9%)

事務連絡
令和4年2月28日

各 都道府県
市区町村 障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて

障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスでは、指定基準（※）において、原則として、利用定員を超えて、児童発達支援等の提供を行ってはならないこととしており、利用者数が利用定員を一定数上回るときには、定員超過利用減算を算定する必要があります。

今般、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける定員超過利用減算が適切に算定されておらず、障害児通所給付費が過大に支給されている事例が、会計検査院の検査により確認されました。その理由として、定員超過利用減算の制度の理解が十分ではないことなどが挙げられており、会計検査院より、定員超過利用減算の適用の要件等の周知徹底や、定員超過利用減算の確認様式等を示すこと等について指摘があったところです（指摘事項の詳細は別紙1のとおり）。

つきましては、定員超過利用減算の要件及び確認様式を別紙2のとおり整理し、お示ししますので、内容について御了知いただくとともに、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市におかれては、

- 別紙2について、ホームページへの掲載や、事業所の指定・更新申請の機会又は事業所への集団指導等の機会を捉え、管内の児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所（以下「事業所」という。）に対して継続的に周知すること
- 毎月の報酬の請求に当たり、定員を超過して利用者を受け入れている事業所において、定員超過利用減算の算定の要否を別添の「障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」を用いて確認することについて周知することをお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

（※）児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

<本件担当>
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室障害児支援係
TEL：03-5353-1111（内線3037）
FAX：03-3591-8914
E-mail：shougaijishien@mhlw.go.jp

会計検査院検査による指摘事項（詳細）

- 21 都道府県及び 26 市における、348 事業者の児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所（合計 474 事業所）における定員超過利用の状況等を検査したところ、271 事業者の 369 事業所において、直近の過去 3 月間の障害児の延べ数が利用定員に開所日数を乗じて得た数を超えていて、定員超過利用となっている月が生じていた。

このうち、11 事業者の 14 事業所において、直近の過去 3 月間の定員超過利用の程度が一定の範囲を超えていて、定員超過利用減算を適用する必要がある月が見受けられた。

しかし、上記 11 事業者の 14 事業所のうち、8 事業者の 11 事業所において、障害児通所給付費の算定に当たり、定員超過利用減算を適用しておらず、所定の単位数に 100 分の 70 を乗ずることなく算定していた。
- 定員超過利用減算を適用していなかった理由として以下の理由が挙げられた。
 - ① 定員超過利用減算の制度の理解が十分でなかったことから、減算が必要な定員超過利用にはなっていないと誤って判断してしまったため
 - ② 定員超過利用減算の制度については理解していたものの、定員超過利用の状況の確認が十分でなかったことから、減算が必要な定員超過利用にはなっていないと誤って判断してしまったため
 - ③ 定員超過利用減算の制度自体を認識していなかったため
- 厚生労働省において、障害児通所給付費の算定が適正に行われるよう、次のとおり、是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。
 - ① 返還手続が未済の事業所に対して、過大に算定されていた障害児通所給付費の返還手續を行わせること。
 - ② 事業者に対して、都道府県等を通じるなどして、定員超過利用減算の適用の要件等について周知徹底すること。
 - ③ 事業者に対して、都道府県等を通じるなどして、確認様式等を示した上で、定員を超過して利用者を受け入れている事業者は、毎月の請求に当たって、当該確認様式等により定員超過利用減算の要否を確認するように周知すること。

障害児通所支援における定員超過利用減算の要件等について

1 事業所における定員超過状況の確認について

児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所（以下「事業所」という。）においては、以下の定員超過及び定員超過利用減算の要件について改めて確認されたい。

定員を超過して利用者を受け入れている事業所においては、毎月の報酬の請求に当たって、別添の「障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」により、定員超過利用減算の算定の要否の確認を行い、定員超過利用減算の算定に遺漏がないようにされたい。

2 定員超過について

(1) 基本原則

事業所は、指定基準（※）において利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービス（以下「通所支援」という。）の提供を行ってはならないこととしている。

利用定員を超過して障害児に通所支援を行うことは指定基準を満たさないことになるため、事業所においては、利用定員を超過しないよう、障害児の利用する曜日等の調整をするものとする。

（※）児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

(2) やむを得ない事情がある場合の取扱い

定員超過については、災害、虐待その他のやむを得ない事情（以下「やむを得ない事情」という。）がある場合は、この限りではない。事業所においては、やむを得ない事情が無く利用定員を超過している場合は、速やかに是正を図るよう努めるものとする。

やむを得ない事情がある場合の考え方は、以下のQ&Aも参照するものとする。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.4(令和3年5月7日)

問 28 定員超過は、指定基準において「災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合」に可能としているが、以下のような理由も「やむを得ない事情」として認められるのか。また、「やむを得ない事情」については、これらの理由のほか、各都道府県等において個別の事情ごとに判断して差し支えないと考えてよいか。

ア 障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児に継続した支援を行う必要がある場合。

イ 障害児の家庭の状況や、地域資源の状況等から、当該事業所での受け入れをしないと、障害児の福祉を損ねることとなる場合。

(答)

いずれの場合も、「やむを得ない事情」があるものとして差し支えない。また、都道府県等において個別の事情ごとに判断する取扱いも貴見のとおりである。

アのようなケースについては、利用人数が恒常に利用定員を超えていたりする状態でなければ、速やかに是正を図る必要はない。

イのようなケースについては、既存の利用者が利用をやめる際に、利用人数の調整を行うなどの方法で是正を図れば足りるものとする。

上記Q & Aの「利用人数が恒常に利用定員を超えていたりする状態」かどうかは、1月における利用児童数（やむを得ない事情がある障害児の数は除く）の合計人數が、利用定員に開所日数を乗じて得た数を超えるかどうかで判断するものとする。

(例) 利用定員 10 人、1月の開所日数が 22 日の場合

$$\cdot 10 \text{ 人} \times 22 \text{ 日} = 220 \text{ 人(延べ障害児数)}$$

⇒ 障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児を受け入れていることで、定員を超過する日があったとしても、当該月の延べ障害児数が 220 人を超えない場合、「利用人数が恒常に利用定員を超えていたりする状態」には該当しない。

3 定員超過利用減算について

原則、次の（1）及び（2）の範囲の定員超過利用については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に可能とする一方、（1）又は（2）の範囲を超える定員超過利用については、定員超過利用減算を行うこととしている。これは適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害児通所支援事業所等は、当該範囲を超える過剰な定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。

（1）1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い

① 利用定員 50 人以下の場合

1日の障害児の数（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、当該サービス提供単位ごとの障害児の数をいう。以下同じ。）が、利用定員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、当該サービス提供単位ごとの利用定員をいう。以下同じ。）に 100 分の 150 を乗じて得た数を超える場合に、当該 1 日について障害児全員につき減算を行うものとする。

(例1) 定員 10 人の場合… $10 \text{ 人} \times 1.5 = 15 \text{ 人}$

- ・ 1日の障害児の数が 15 人 : 定員超過利用減算とならない。
- ・ 1日の障害児の数が 16 人 : 定員超過利用減算となる。

(例2) 定員 5 人の場合… $5 \text{ 人} \times 1.5 = 7.5 \text{ 人} \rightarrow 8 \text{ 人}$ (小数点以下切り上げ)

- ・ 1日の障害児の数が 8 人 : 定員超過利用減算とならない。
- ・ 1日の障害児の数が 9 人 : 定員超過利用減算となる。

② 利用定員 51 人以上の場合

1日の障害児の数が、利用定員に、当該利用定員から 50 を差し引いた数に 100 分の 25 を乗じて得た数に、25 を加えた数を加えて得た数を超える場合に、当該 1 日について障害児全員につき減算を行うものとする。

(例) 定員 60 人の場合… $60 \text{ 人} + (60 \text{ 人} - 50) \times 0.25 + 25 = 87.5 \text{ 人} \rightarrow 88 \text{ 人}$ (小数点以下切り上げ)

- ・ 1日の障害児の数が 88 人 : 定員超過利用減算とならない。
- ・ 1日の障害児の数が 89 人 : 定員超過利用減算となる。

(2) 過去 3 月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い

① 利用定員 12 人以上の場合

直近の過去 3 月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に 100 分の 125 を乗じて得た数を超える場合に、当該 1 月間にについて障害児全員につき減算を行うものとする。なお、開所日は暦日ではない点に留意する。

(例) 利用定員 30 人、1 月の開所日数が 22 日の場合

- ・ $30 \text{ 人} \times 22 \text{ 日} \times 3 \text{ 月} = 1,980 \text{ 人}$
- ・ $1,980 \text{ 人} \times 1.25 = 2,475 \text{ 人}$ (受入可能延べ障害児)
⇒ 3 月間の総延べ障害児数が 2,475 人を超える場合に減算となる。

② 利用定員 11 人以下の場合

直近の過去 3 月間の利用者の延べ数が、利用定員に 3 を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合に減算を行うものとする。

(例) 利用定員 10 人、1 月の開所日数が 22 日の場合

- ・ $(10 \text{ 人} + 3) \times 22 \text{ 日} \times 3 \text{ 月} = 858 \text{ 人}$ (受入可能延べ障害児)
⇒ 3 月間の総延べ障害児数が 858 人を超える場合に減算となる。

(3) 多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い

多機能型事業所における 1 日当たりの利用実績による定員超過利用減算及び過去 3 月間の利用実績による定員超過利用減算については、(1) 及び (2) と同様とする。

ただし、当該多機能型事業所が行う複数のサービスごとに利用定員を定めている場合にあっては、当該サービスごとに、当該利用定員を超える受け入れ可能人数を算出するものとする。

(例1)利用定員30人の多機能型事業所(児童発達支援の利用定員10人、生活介護の利用定員20人)の場合の1日当たりの利用実績による定員超過利用減算

- 児童発達支援… $10\text{人} \times 1.5 = 15\text{人}$
 - ・ 1日の障害児の数が15人 : 定員超過利用減算とならない。
 - ・ 1日の障害児の数が16人 : 定員超過利用減算となる。(児童発達支援のみ)
- 生活介護… $20\text{人} \times 1.5 = 30\text{人}$
 - ・ 1日の障害者の数が30人 : 定員超過利用減算とならない。
 - ・ 1日の障害者の数が31人 : 定員超過利用減算となる。(生活介護のみ)

(例2)利用定員30人、1月の開所日数が22日の多機能型事業所(児童発達支援の利用定員10人、生活介護の利用定員20人)の場合の過去3月間の利用実績による定員超過利用減算

- 児童発達支援
 - ・ $10\text{人} \times 22\text{日} \times 3\text{月} = 660\text{人}$
 - ・ $660\text{人} \times 125\% = 825\text{人}$ (受入可能延べ障害児数)
⇒ 3月間の総延べ障害児数が825人を超える場合、児童発達支援は減算となる。
- 生活介護
 - ・ $20\text{人} \times 22\text{日} \times 3\text{月} = 1,320\text{人}$
 - ・ $1,320\text{人} \times 125\% = 1,650\text{人}$ (受入可能延べ障害者数)
⇒ 3月間の総延べ障害者数が1,650人を超える場合、生活介護は減算となる。

(4) やむを得ない事由により障害児の数から除外するときの取扱い

(1)から(3)における障害児の数の算定に当たり、災害等やむを得ない事由により受け入れる障害児は除くことができるものとする。

なお、2の(2)に記載したQ&Aにおける「障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児」は、この取扱いの対象とはならない点に留意されたい(欠席しがちであっても、利用をする場合は障害児の数として計上する)。

※ (1)～(4)の計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点以下を切り上げるものとする。

(5) 定員超過利用の前提となる適正なサービス提供について

定員超過利用を可能とする前提となる「適正なサービスの提供」について、具体的な取扱いは以下のとおりとしている点に留意すること。

なお、人員基準等を満たしている場合でも、(1)又は(2)の範囲を超える定員超過利用については、定員超過利用減算を行う必要がある点にも留意すること。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.4 (令和3年5月7日)

問 26 報酬告示の留意事項通知において、「利用定員を上回る障害児を利用させているいわゆる定員超過利用について、原則、次の範囲の定員超過利用については、適正なサービスが確保されることを前提に可能とする」とあるが、適正なサービスが確保されているかどうかはどのように考えるのか。

(答)

実際の利用人数に応じた人員基準や設備基準を満たしていること(例:利用人数が12人の場合、児童指導員又は保育士を3人配置すること)を想定している。

なお、災害の直後に必要な児童指導員等の確保ができない場合等合理的な理由が認められる場合は、利用定員に応じた人員基準（例：利用定員10人の場合で12人利用するときに、児童指導員又は保育士を2人配置）のまま定員超過することもやむを得ないものとする。

障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート

令和 年度分

- 定員超過利用減算は過去3ヶ月分の利用状況により算出するため、定員超過が生じた場合、当該月の前後2ヶ月についても利用者数等を入力すること。
 ※ 例えば、4月に定員超過が生じたときは、2月、3月、5月、6月にも入力が必要。前年度の2月に定員超過が生じたときは、1月、3月、4月に入力が必要（欄が無い前年度12月以前は記入不要）。
- ※ 本シートを作成する「定員超過が生じた場合」は、1日でも利用定員を超えた日があるときも含み、また、災害等やむを得ない事由により定員超過となっている場合も含めるものとする。
- 本様式により定員超過利用減算の算定が必要と確認した月であっても、当該月のうち、1日に利用定員の15%を超えるなど一定の範囲を超えて障害児を受け入れた日がある場合には、当該日について定員超過利用減算の算定が必要となる点に留意すること。

事業所名	水色のセルに入力をしてください。 (色のないセルは自動入力です。)											
提供サービス名												
提供単位(単位分けを行っている場合のみ記入)												

★ 数字の入力方法や、⑧に表示される用語の意味について(は、「記載例・表示内容の説明」のシートもご確認ください)。

	前年度												令和 0 年度			
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
① 延べ利用者数(人) (注1)																
② 過去3月間の延べ利用者数(人)																
③ 利用定員(人)																
④ 開所日数(日)																
⑤ 利用定員 × 開所日数 (③×④)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 受入可能延べ利用者数(人) (注2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 過去3月間の受入可能延べ利用者 の合計数(人)																
⑧ 定員超過利用減算の算定の要否 (②>⑦=減算必要)																

(注1) 災害等やむを得ない事由により受け入れる障害児見は、①の人数から除くことができる。ただし、「障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児」は、この取扱いの対象とはならない点に留意されたい(欠席しがちであっても、利用をする場合は障害児の数として計上する)。

(注2) 利用定員が12人以下の場合は、「⑤×(125／100)」、「11人以下の場合は、「③+④」

記載例・表示内容の説明

障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート

年度を入力してください。

- 定員超過利用減算は過去3ヶ月分の利用状況により算出するため、定員超過が生じた場合、当該月の前後2ヶ月についても利用者数等を入力すること。
※ 例えば、4月に定員超過が生じたときは、2月、3月、5月、6月にも入力が必要。前年度の2月に定員超過が生じたときは、1月、3月、4月に入力が必要（欄が無い前年度12月以前は記入不要）。
- ※ 本シートを作成する「定員超過が生じた場合」は、1日でも利用定員を超えた日があるときも含み、また、災害等やむを得ない事由により定員超過となっている場合も含めるものとする。
- 本様式により定員超過利用減算の算定が不要と確認した月であっても、当該月のうち、1日に利用定員の150%を超えるなど一定の範囲を超えて障害児を受け入れた日がある場合には、当該日について定員超過利用減算の算定が必要となる点に留意すること。

- 4月だけ定員超過が生じた場合は、6月まで入力した時点での表になります。
- この例では、5月・6月で、②「過去3月間の延べ利用者数」が、⑦「過去3月間の受入可能延べ利用者の合計数」を超えるので、5月と6月の⑧の欄に、「減算必要」と表示されています。そのため、5月と6月は、定員超過利用減算を算定する必要があります。
- 7月は、②が⑦の数字を超えていないので、⑧の欄に、「減算不要」と表示されます。7月は、定員超過利用減算を算定する必要はありません。

事業所名 提供サービス名 提供単位(単位分けを行っている場合のみ記入)	〇〇事業所											
	児童発達支援及び放課後等ダイサービス(多機能型)											
単位1												

★ 数字の入力方法や⑧に表示される用語の意味については、「記載例・説明」のシートをご確認ください。

① 延べ利用者数(人) (注1)	前年度												1月	2月	3月
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
② 過去3月間の延べ利用者数(人)	200	200	400	190	190	190	190	190	190	190	190	190	0	0	0
③ 利用定員(人)	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	0	0	0
④ 開所日数(日)	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	0	0	0
⑤ 利用定員×開所日数 (③×④)	0	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	0	0	0
⑥ 受入可能延べ利用者数(人) (注2)	0	260	260	260	260	260	260	260	260	260	260	260	0	0	0
⑦ 過去3月間の受入可能延べ利用者 の合計数(人)	520	780	780	780	780	780	780	780	780	780	780	780	0	0	0
⑧ 定員超過利用減算の算定の要否 (②>⑦=減算必要)	error														

(注1)災害等やむをえない事由により受け入れられる障害児は、①の人数から除くことができる。ただし、「障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児」は、この取扱いの対象とはならない点に留意してください。(注2)利用定員が1人以上の場合：[⑤] × (125～100)、「11人以下の場合：(③+③) × ④」

事務連絡
令和4年12月26日

各都道府県・市町村保育主管課 御中
各都道府県・指定都市・中核市障害児支援担当課

厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について

令和4年11月30日、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号。以下「改正省令」という。）が公布され、令和5年4月1日より施行されます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第8条及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第10条の規定により、児童福祉施設及び家庭的保育事業所等（以下「保育所等」という。）が他の社会福祉施設を併設している場合であっても、入所している者の居室、各施設に特有の設備、入所している者の保護に直接従事する職員（以下「特有の設備・専従の人員」という。）については併設する施設の設備・職員を兼ねることができないこととされております。

この規定に基づき、例えば、保育所等に児童発達支援事業所が併設されている場合において、保育所等を利用する児童と児童発達支援事業所を利用する障害児とともに、「特有の設備」である当該保育所等の保育室において保育することは、仮に両児童を保育するのに必要な保育士や面積が確保されている場合であっても、認められないこととなっております。

今般、こうした点について、地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会（令和3年12月取りまとめ）における議論も踏まえ、保育所等の設備や職員を活用した、社会福祉サービスを必要とする児童等の社会参加への支援が進むよう、改正省令第一条及び第五条の規定により、上記規定に例外規定を設け、必要な保育士や面積を確保することを前提に、利用児童の保育に支障が生じない場合に限り、保育所等について他の社会福祉施設との併設を行う際に、特有の設備・専従の人員についても共用・兼務できることとしました。

同様に、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第5条等において、児童発達支援事業所等（児童発達支援事業所、児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターをいう。以下同じ。）において障害児の発達支援に従事する職員について、専従規定

が設けられているため、保育所等に児童発達支援事業所等が併設されている場合に、当該職員が保育所等を利用する児童に支援を行うことができないことから、同条等について、改正省令第三条の規定により、障害児の支援に支障がない場合に限り、保育所等を利用する児童への支援も行うことができることとしました。

つきましては、具体的な留意事項等について以下のとおり整理していますので、各都道府県・市区町村の保育担当部局におかれましては貴管内の保育所等に対して、各都道府県・指定都市・中核市障害児支援担当課におかれましては貴管内の児童発達支援事業所等に対して、当該内容を十分御了知の上、遺漏なく周知していただくようお願いします。

記

1. 実施に当たっての具体的な留意事項等

①児童発達支援事業所等との併設・交流について

- (1) 保育所等と児童発達支援事業所等が併設されている場合において、各施設に特有の設備・専従の人員の共用・兼務を行う際は、以下の要件を満たす必要がある。
 - ・ 保育所部分、児童発達支援事業所等部分のそれぞれにおいて、各事業の対象となる児童の年齢及び人数に応じて各事業の運営に必要となる職員が配置されていること（例：保育所の満3歳児40人が、併設する児童発達支援事業所の障害児20人と交流する場合、保育士の人員の基準については、それぞれ、保育所として満3歳児40人の基準である保育士2人以上、児童発達支援事業所として障害児20人の基準である保育士4人以上を満たしている必要がある。）
 - ・ 交流を行う設備（保育室等）については、各事業の対象となる児童の年齢及び人数に応じて各事業において必要となる面積を合計した面積が確保されていること（例：交流を行う保育室の面積について、それぞれの面積基準に基づき、保育所として30m²必要、児童発達支援事業所として20m²必要な場合、保育室の面積は50m²以上必要となる。）
- (2) また、改正省令により、例えば、保育所と児童発達支援事業所等が、一日の活動の中で、設定遊び等において、こどもが一緒に過ごす時間を持ち、それぞれの人員基準以上の保育士等が混合して支援を行う等、一体的な支援が可能となるが、その交流の際、「障害児の支援に支障がない場合」として留意すべき点は以下の通りである。
 - ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第27条第1項に規定される「児童発達支援計画」において、保育所等との交流における具体的なねらい及び支援内容等を明記し、障害児又はその保護者に対して説明を行い、同意を得ること
 - ・ 障害児一人一人の児童発達支援計画を考慮し、一日の活動の中で発達支援の

時間が十分に確保されるように留意すること

- ・ 通所する障害児やその保護者に対して、交流のねらいや障害児が共に過ごし、互いに学び合うことの重要性を丁寧に説明すること
- ・ 障害児の発達状態及び発達の過程・特性等を理解し、一人一人の障害児の障害種別、障害の特性及び発達の状況に応じた適切な支援及び環境構成を行うこと
- ・ 交流を行うにあたり、複数のグループに分かれて交流することや、一部の障害児のみが交流を行うことも想定されるが、その際には障害児の障害特性や情緒面への配慮、安全性が十分に確保される体制を整えるよう留意すること
- ・ 交流を行う際の活動等については、障害児の障害特性や発達の段階等の共通理解が図られた上で設定されることが望ましいことから、交流する保育所等の保育士等も交えながら検討していくこと
- ・ 支援を行う際には、「児童発達支援ガイドライン」の内容を参照し、また、「保育所保育指針」（平成29年厚生労働省告示第117号）等の内容についても理解することが重要であること

②児童発達支援事業所等以外の社会福祉施設との併設・交流について

- 保育所等のサービスの対象である乳幼児を対象として通所での預かりを行う、一時預かり事業、病児保育事業及び地域子育て支援拠点事業を行う施設と保育所等が併設されている場合において、各施設に特有の設備・専従の人員の共用・兼務を行う際、①（1）で示した要件に準じた要件を満たす場合には、「その行う保育に支障がない場合」として取り扱って差し支え無い。
- なお、上記①、②を踏まえ、保育所等とその併設先となる児童発達支援事業所等及び上記の児童発達支援事業所等以外の社会福祉施設（以下「社会福祉施設等」という。）において、共用・兼務が可能となる各施設に特有の設備・専従の人員及びその際の留意事項は別紙の参考①、②のとおりであるので留意すること。

2. その他

①運営費の公定価格上の算定方法について

例えば、保育所において、児童発達支援事業所等の障害児と交流する場合における保育所への公定価格上の算定方法としては、あくまで交流しているものと整理し、保育所に対しては元々の利用児童数分のみを算定すること。

②施設整備等に係る財産処分との関係について

保育所等と社会福祉施設等の併設・交流に当たり、補助金等の交付を受けて整備

された保育所等について、本来の事業の目的として使用せずに他の用途に使用する場合は、施設等の転用として財産処分の手続が必要となるが、本来の事業目的に支障を及ぼさない範囲で他の用途に使用する場合には一時使用に該当する場合には手続が不要となるため、「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」（令和3年3月31日付け通知）1（4）で示した取扱いも踏まえ適切な手続を行うこと。

③多様な社会参加の支援に向けた保育所等の活用等について

今回の改正省令と関連する取組として、「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」（令和3年3月31日付け通知）において、空きスペースを活用し、本来の業務に支障の無い範囲であれば積極的な事業の実施が可能である旨お示ししているところであり、当該通知に沿って、引き続き、保育所等の地域資源を活用し、こども食堂の実施等、多様な社会参加への支援に向けた取組を進めていただきたい。

また、保育所等の多機能化や他の機関との連携に関しては、②でお示しした社会福祉施設等以外にも、放課後児童クラブ、利用者支援事業等の施設等との併設・交流も考えられるが、その際に共用・兼務が可能となる設備・人員の考え方については、「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（改訂版）」（令和4年6月）において既にお示ししているところであり、当該ガイドラインに沿って取組を進めていただきたい。

以上

○本件についての問合せ先
<保育所等に関すること>
厚生労働省子ども家庭局保育課
TEL : 03-5253-1111 (内線 4852, 4853)
E-mail : hoikuka@mhlw.go.jp

<児童発達支援事業所等に関すること>
厚生労働省厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室 障害児支援係
TEL : 03-5253-1111 (内線 3037, 3102)

【参考①：保育所等の人員及び設備基準】

- 改正省令により、保育所等と社会福祉施設等（児童発達支援事業所等（児童発達支援事業所、児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターをいう。）並びに①②に掲げる一時預かり事業、病児保育事業及び地域子育て支援拠点事業を行う施設をいう。以下同じ。）が併設されている場合において、社会福祉施設等の児童への支援にも用い又は支援も行うことが可能となる保育所等に特有の設備・専従の人員は下線部。
- なお、下線部以外の各施設に特有の設備・専従の人員以外の設備・人員については、「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（改訂版）」（令和4年6月）において、共用・兼務が可能であることを既に示している。

	人員	設備
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士 ・ 嘱託医 ・ 調理員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>乳児室・ほふく室</u> ・ <u>屋外遊技場</u> ・ <u>保育室・遊戲室</u> ・ 医務室 ・ 調理室 ・ 便所 ・ 軽便消火器等の消化器具、非常口その他非常災害に必要な設備
小規模保育事業 (A・B型)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士 ・ 嘱託医 ・ 調理員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>乳児室・ほふく室</u> ・ <u>屋外遊技場</u> ・ <u>保育室・遊戲室</u> ・ 調理設備 ・ 便所 ・ 軽便消火器等の消化器具、非常口その他非常災害に必要な設備
小規模保育事業 (C型)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭的保育者 ・ 嘱託医 ・ 調理員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>乳児室・ほふく室</u> ・ <u>屋外遊技場、</u> ・ <u>保育室・遊戲室</u> ・ 調理設備 ・ 便所 ・ 軽便消火器等の消化器具、非常口その他非常災害に必要な設備
家庭的保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭的保育者 ・ 嘱託医 ・ 調理員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>乳幼児の保育を行う専用の部屋</u> ・ <u>屋外における遊戯等に適した広さの庭</u> ・ 調理設備 ・ 便所 ・ 軽便消火器等の消化器具、非常口その他非常災害に必要な設備
事業所内保育事業	<p>※定員 20名以上：保育所の基準と同様</p> <p>※定員 19名以下：小規模保育事業（A・B型）と同様</p>	

【参考②：社会福祉施設等の人員及び設備基準】

- 改正省令により、社会福祉施設等において、保育所等との併設・交流に当たり、保育所等の児童への支援にも用い又は支援も行うことが可能となる各施設に特有の設備・専従の人員は下線部。
- なお、下線部以外の各施設に特有の設備・専従の人員以外の設備・人員については、「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（改訂版）」（令和4年6月）において、共用・兼務が可能であることを既に示している。

人員	設備	留意事項
児童発達支援 【児童発達支援センター（福祉型）】 ・ 嘴託医 ・ <u>児童指導員又は保育士</u> ・ 機能訓練担当職員 ・ 看護職員 ・ 栄養士 ・ 調理員 ・ 児童発達支援管理責任者	【児童発達支援センター（福祉型）】 ・ <u>指導訓練室</u> ・ <u>遊戯室</u> ・ <u>屋外遊技場、医務室、相談室</u> ・ <u>調理室</u> ・ <u>静養室</u> ・ <u>聴力検査室</u> ・ <u>指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品</u> ・ <u>消化設備その他非常災害に際して必要な設備</u>	・ 記1①に記載の具体的な留意事項等を踏まえること。
【児童発達支援事業所】 ・ <u>児童指導員又は保育士</u> ・ 機能訓練担当職員 ・ 看護職員 ・ 児童発達支援管理責任者	【児童発達支援事業所】 ・ <u>指導訓練室</u> ・ <u>指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品</u> ・ <u>訓練に必要な機械器具等</u> ・ <u>消化設備その他非常災害に際して必要な設備</u>	
医療型児童発達支援 【児童発達支援センター（医療型）】 ・ <u>保育士</u> ・ <u>児童指導員</u> ・ 理学療法士又は作業療法士 ・ 機能訓練担当職員 ・ 看護職員 ・ 児童発達支援管理責任者	【児童発達支援センター（医療型）】 ・ <u>指導訓練室</u> ・ <u>屋外訓練場</u> ・ <u>相談室</u> ・ <u>調理室</u> ・ <u>浴室及び便所には手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</u> ・ <u>消化設備その他</u>	

		<p><u>非常災害に際して必要な設備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法に規定する診療所に必要とされる設備 	
一時預かり事業	<p>【一般型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保育従事者</u>（保育所に準じ、子どもの人数に応じた数） <p>【地域密着 II 型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>乳幼児を処遇する者</u> 	<p>【一般型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>必要な設備</u>（保育所に準じ、子どもの人数に応じた設備（医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く）） <p>※食事の提供を行う場合は、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備</p> <p>【地域密着 II 型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施場所で兼務が可能な人員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育従事者について、一体的に行う保育所の職員による支援を受けることができ、当該職員が保育士である場合に兼務可能。
病児保育事業	<p>【病児対応型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>病児の看護を担当する看護師等</u> ・ <u>保育士</u> <p>【病後児対応型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>病後児の看護を担当する看護師等</u> ・ <u>保育士</u> <p>【体調不良児対応型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>看護師等</u> 		
地域子育て支援拠点事業	<p>【一般型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>子育て親子の支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者</u>（専任である 2 名を除く。） <p>【経過措置（小規模型指定施設）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>育児、保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する者</u>（専任である 1 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適当な設備 ・ <u>授乳コーナー、流し台、ベビーベッド等</u> 	

	<p><u>名を除く。)</u></p> <p>【連携型】</p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>子育て親子の支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（専任である 1 名を除く。）</u>		
--	--	--	--